

な遷延があつてはならぬこと、日本が早急決定をせねば、ドイツは日本の味方では有り得ないかも知れぬことなどを松岡に告げた。

第三に、彼がアメリカの参戦防止に焦つたことを挙げねばならぬ。三国条約締結直前のアメリカは、イギリス側に対する武器その他の物資援助の域を脱しなかつたとは云え、ドイツの幾度かの強硬な抗議にも拘わらず、戦争行為にも準すべき、又は戦争を發展の可能性を多分に持つところのコンヴォイ制度を断行し、且つアメリカ防衛戦の太西洋彼岸への拡張に關し大統領が敢然宣言したのを見た松岡は、早急にアメリカ牽制の方策を講せねば、第二次世界大戦の勃発は避けられぬと考へた。而してアメリカの参戦は、第一次世界大戦の先例の示すように、世界の大勢を転換させる程の偉大な力を持つことは、当然予想されるべきであつた。殊に米英の連合威力に依る世界の現状維持の方針は、松岡の所謂世界四大ブロック方針とは、枘鑿相容れざるは云う迄もない。然るに当時日米両国間の關係は、表面はさ程迄でなくとも、事実上甚だ緊張し、日本がどう持ちかけても成功の望みはない。そこで松岡は他国の連合の力を以て、アメリカの参戦を防止しようとした。それはあまい考へではあるが、松岡は、これ以外に方法が無いとした。ところがスターマーから示されたリップントロップの此点に關する意向が、松岡のそれと全く合致するのを見た。それが松岡をして早急に三国条約の締結へと進ませた一つの原因である。

第五節 日独伊三国条約に対する腹藏のない批判

前四節を以て此条約が締結されるに至つた内面的事情の概要を説明した。これに続くものは、条約締結の事務的経過だが、それは締結当時私が書いた別冊「日独伊同盟条約締結要録」で略ぼ尽されている。そこで私はこゝに同条約に対する私の遠慮のない批判を試みつゝ、前数節に洩れている内幕にも触れることにした。此条約の締結に當つて、最も多く松岡外相に助言し、且つ最も多く事務的援助をした私に取つて、三国条約に対する批判が天に向つて唾するものであることは云う迄もない。

なを附言して置くことがある。それは此の節の条約批判は、事後の批判に属するものも有るが、事前又は締結商議中、近衛や松岡その他と私との間に行われた論議に属する部分も少なくない。唯誰がこう云い、誰があゝ云つたと云うことは、故ら書くのを遠慮をした。こうすることが自分弁護になつては、死んだ近衛や松岡に済まぬと思われるものが、無い訳ではないからである。

第一項 無準備急ごしらえの条約

三国条約は我國の運命を屠した程の重大条約であつたに拘わらず、その成立は誠に電光石火的であつた。即ち松岡が条約締結を決心した一九四〇年八月の末から、条約の実体が極まつたオット、スターマー、松岡会談の第三日目迄は、僅かに二週間しか経過していない。条約調印は九月二十七日だが、その大部分は条約文の整理やら、一部の修正やらの、主として手続だけに費やされたものだ。私の知る限りに於て、これ程早急に出来上つた重要条約は絶無である。

日独伊三国条約は、ヒトラーの勅説に基いて持ち上り、平沼内閣時代に揉みに揉んだ問題だ。その最も強硬な支持者だつた陸軍側は、支那事變の行き詰まりが続く限りは、ドイツとの握手を思い切るようなことの無いことは、夙に識者の予見したところである。成る程平沼内閣時代の陸海外三相の論争は、同内閣の崩壊に依つて一応納まつてはいた。然し、米内内閣に詰腹を切らせ自分の思う通りになると見込んで第二次近衛内閣を作つた陸軍が、此政府に再び三国条約問題を提起することは、必然であつた。そこで私は、外交顧問に就任すると、早速外務省の關係書類を取り寄せて、先づ従来の経緯の研究に取りかかつた。然るに驚くことには、こんな重要問題に対する資料が甚だ不完全で、概括的な、大ざつばな政治論が書き綴られてゐる外は、何の参考になるものも集められていない。書類の脱落かと思つて、記録係や当時の關係部局に、捜してもらつたが、結局は何も出て来なかつた。強硬な締結主張者たる陸軍にならば、屹度立派な調書が有るに相違ないと、兩三度當つて見たが、是れも亦何も持つて居らぬ。ドイツの素晴らしい勝利とか、イギリス本土へのドイツ軍の上陸が目撃の間に迫つたとか云うドイツ駐在陸軍武官からの報告書を、うんと見せられたが、何故日本がドイツと結ばねばならぬのか、ドイツと結ぶことが、どう支那事變の急速解決に役立つか、条約締結の結果日米關係はどうなるかなどと云う大事なことに付いての、具体的な調査は、一つも見せて貰えなかつた。極秘、厳秘で固まつてゐる陸軍のことだから、部外の私に秘したものの多いことは、無論想像が付くが、松岡が外相に内定するかせぬ内に、彼に対し条約締結の必要を執拗に説きはじめた陸軍が、外相の意見を極めさせるためには、此上もなく大事な、これらの調査を、彼れの最も親しい友であり、最も身近い助言者であり、地位から云つても（軍人は地位を重視した）親任待遇顧問の私に何も秘密にする筈がない。そうすると陸軍にも予備的資料がなかつたと考えるより外はない。外務省にも陸軍にも何等の用意と準備なしに若し此条約が締結していたとすれば、それは極めて歎わしい結果をもたらすことは当然である。こう考えた私は、平沼内閣が七十余回の閣議で、どちらとも結末を付けかねて、あえない最後を遂げたことを、喜ばしいことだと思つた。

然し第二次近衛内閣が平沼内閣同様に対ドイツ握手の陸軍攻勢に遭遇することは、自明の理であつたから、松岡外相に対し、至急予備的調査に取りかゝるやう勧めたが、当初ドイツとの握手に反対していた松岡は、余り気乗りがしていなかつた。それでも当該局の局長や課長を集めて、三回程平沼内閣時代の事務当局案の検討をさしただけで、何等具体的調査に這入らずにいた。そうすると、形勢は急転し、陸軍の攻勢は激しくなるやら、支那事變急速解決への焦慮が高まるやら、米英の対日圧迫が高まるやらで（第四節、第二参照）松岡の心はとう／＼三国条約に傾き出した。そこで彼は私に至急調査をして呉れと言ひ出し、私どもはせつせと色々な資料を集め出した。然し何分にも事が重大だから、十日や二十日で纏まつた材料の集まらう筈はなく、極秘裏調査と云うハンディキャップもあり、氣をいなら立たせる内に、リップントロップ特使のスターマーがやつて来て、話は急テンポに（三回会談で話はきまつた）進んで終つたから、私達の調書が出来上らない内に、条約の実体が、あつと云う間に極まつて終つた。

話は少し後のことになるが、（日附は記憶しない）市ヶ谷国際軍事裁判所で、偶然にスターマーに遭つた。（スターマーは証人としてドイツから呼び寄せられ、私も亦平沼被告の証人として出廷したのだつた）其の日彼が証人台に立つまでに約三時間あつたので、三国条約に付いてのドイツの真意を色々聞いて見た。その際知つたことだが、ドイツの準備調書は日本の軍事政治から社会経済に至る迄の広い事項に付いて、可なり詳細な調書が出来、日支事變から日米關係の見通しまで、一々具体的事実依つて立論した約三十冊の準備調書が有つたと語られ、彼等の用意の程度が如何に相違したかを知つて肌粟を生じたことだつた。無準備、急ごしらえの粗製条約、これが条約の凡てを語る言葉であるとは、誠になさないことであつた。

第二項 「人の和」を缺いた外務省

私は二十年程外務省の飯を食つたが、松岡が外相だつた時代程上局と省員との間の「和」を缺いた時代を見たこと

がない。これが条約を粗製急造にした一つの原因であつた。

松岡時代の省内の不和には色々な原因があつたけれども、その重要なものをあげると、第一に、松岡も、私も、大橋も、久しく外務省を離れていて、省員に顔なじみ有余りなかつた。白鳥は現役の大使から顧問に転官したのだが、彼れは一部省員（所謂革新派と称せられた一部不平分子）と親分子分に類した関係は持つていても、大部分からは毛嫌いされていたから、当時の外務省上層部は、省員から遊離した存在だつた。

第二に、松岡人事が省員をして松岡とその側近とを嫌忌させた。（一部には殆んど敵意をすら表明する者すら有つた）あの人事は、少くとも省内の平和を破つた荒仕事であつたことは、松岡自身も認めたところであるが、松岡にはそれ相当の政策的理由が有つた。

私が外交顧問に就任すると、松岡から彼れの世界政策（第四節参照）に適応させるための新しい人事を編成して呉れと頼まれたので、次官代理をしていた調査部長の松宮順を主たる相談相手とし、人事課長その他二三の局課長の意見も徴し、旬日にして一成案を得、その内大橋が次官になつて来たので、同人と松宮と私で再検討して松岡に提出した。然し此案は在来の大臣更迭の時の人事変動と同様、問題になつてゐる者とか、特に無能の者約三十名の首を切つただけで、他は単に人の入れ替え程度のものであつた。松岡は一旦は之れを承認したのだが、それから二三日経つと急に大公使全部の罷免を云い出した。それは大臣室で、大橋、松宮、私の三人に対してであつた。皆は寧ろ呆氣に取られ、誰も可否の意見を云うものがなかつた。然し私は考えて見てどうも腑に落ちないので、その夜松岡邸へ行つて、再考を求めた。色々議論は有つたが、松岡の考方は、二つに帰着する。第一は、日本の決心の唯ならぬことを外国、主として米英に知らせて、その対日圧迫を考え直すための、幾つかの手段（後節参照）の一つとすること、第二は、陸軍が次官や大公使の人選に口を入れ、軍人、右翼団体指導者、陸軍におべつかをつかつていたオッポアチュニストなどを推薦し、頻りに任命を迫つてゐたから陸軍の機先を制して、松岡とゲット・オン出来そうな省外人を大

公使等の要職に就かせる必要が有つたこと、兎もすれば世間から物足らなく思われていた外務連営に、世間のあつと云う新しい人物を導入し、省の人氣を恢復し、且つ沈滞勝ちの省内の活氣を取りもどすこと、これが松岡人事の因て来る所以だつた。それにしても多年外務省が仕立て上げた働き盛りの人物を、一時に失ふことの省に取つて大損失ではないかと私は彼れの決定に横槍を入れた。これに対して彼れは「それはその通りだ。そこで僕はこう考えている。一旦首を切つても、有能者（重光、来栖、堀内などの名前をあげてゐた）は、出来る限り早い機会に復活させる。例えば素人外交官の監督役としてのアット・ラーヂの大公使にするとか、本省顧問の席を増して之れに充てるとかすれば、良いではないか」と。そして彼はその言葉通り、しばらく時を置いてから、この復活に着手し、富井アルゼンチン大使の任命がその皮切りとなり、外交顧問増員のための内閣方面への交渉も進められていた。然しそれが実現しないうちに、松岡は近衛内閣からおつぱり出されて終つたのだ。

然しながらそんな理由が一般省員に知らされて良い筈のものではないから、松岡人事は、手荒な面だけが浮び上つて、きめの細い部分は蔭にかくされた。そこで首を切られた者は憤慨して、寄合を開くやら、反松岡運動を起して外部に働きかける者が出来る、二三復活交渉を受けた者も、びたりとお断りをした。命の助かつた者はどうかと云うと、これも全部内心びく／＼もので、安き心地もなかつたものの如くで、反松岡気分は全省に漲つたと云つても良い。

この上下疎隔の外務省で、私の一番心配したことは、外交そのものが支離滅裂になることであつた。上がきめたことを下が行わず、下の意見が全然上に通じないとすれば、立派な外交の出来よう筈はない。そしてこれが単に杞憂でなかつた事実が後になつてあらわれた。局長が軍人と機脈を通じて松岡外交を内外から妨害することなどもあつた。

外務省の「人の和」を破つたもう一つは、省員に対する松岡の無遠慮な批判であつた。外相就任後引続いた宴会や会合の席上、松岡は屢々外交官を罵倒し、或時の如きはよくあれで外交が勤まるものだなどと語つてゐた。これが省員の耳に入らぬ筈はない。仮令松岡の言うところが幾分本当であつたとしても、松岡は省員から甚だ嫌われた。私は

屢々謹むよう彼に望んだ。彼は之れに従う意思を表明はしたが、思うことをすば／＼と言つてのける彼れの癖はなかなか直らなかつた。

省内の反松岡熱を煽つた第三の原因は、行過ぎた秘密方針であつた。從來とても外務省にはこの行過ぎは有つた。極端なセクショナリズムもその一つだ。従前の実例に照すならば、此弊を最も多く持つていたのは、政務一課とか、後の東亜第一課とか、政務関係の局課に多かつた。一度自分の手で取扱つた重要な仕事は、自分の局課だけでやつてのけ出来うる限り他局課えは見せまい、聞かせまいとし、公信や電報なども自分の局課からは一步も外へ出さず、三年も四年も後になつて、当該局課から、ごつそり文書課へ廻してやり、文書課では整理にまごつくなどということは、さらに有つた。これが外交上当然であるべき程度にとまるものであるならば、致し方はないが、唯我独尊お釈迦様を地で行つたからだとなると、濟度し難いのは霞ヶ関の衆生だと云わざるを得ない。それが結局は衆智をあつめることを不可能とし、癖は癖なりに、瑕疵は瑕疵なりに、外交政策となつて現われるのだから、たまつたものではな

い。

松岡の外相だつた外務省にも此伝統的な悪弊は有つたが、松岡はそれに之をかけた秘密方策を取つた。例えば仏印問題となると南洋局長の斎藤音次だけを相手に、電文までも口授して書かせ、当該局課員を動員することなどは全然なかつた。三国条約に付いては、これよりも更に窮屈で、松岡は自分で考え、自分で交渉し、自分で処置しようとした。然し私は例のブレーキの役目上、松岡のなすがまゝには従わず、執拗に喰ひ下がつて、此条約の交渉現場だつた松岡邸に、朝から晩まで付き切つて、嫌でも応でも少くとも事の進行状況だけは話さざるを得ないようにした。そして時には、あゝだ、こうだと文句をつけたのだつた。然し事の進行が余りに早く、後から追つかけ追つかけてゐる内に、条約が出来て終つて、何の役にも立たぬ私であつた。

それは兎も角として、何故こんなに極端な秘密主義が取られたか。それには二つの理由が有つた。一つは、右翼団体の干渉を出来るだけ受けたくないためで、もう一つは、ドイツ代表者側からの強つての希望からであつた。第一の右翼団体の干渉に付いては、次のような出来事を記憶する。即ちスターマーが東京へ着く少し前、陸軍の若い連中が東条陸相官邸に詰めかけ、三国条約を急速に締結すべきだと建言すると、それは外務大臣の仕事だと云つて、態度を明確にしなかつた。そこで早速外務大臣に面会を申込んだが、松岡は会見しなかつた。そうすると、当時行われていた排英運動が急に盛んになつて、英国大使館は毎日にデモに脅かされた。そのデモは排英、三国条約締結の二つを旗印とした。然るに此右翼団体は多く陸軍の若手と外務省の不平分子の一部と連絡を取り、それらが外相に働きかけて来たことが何度もあり、それが陸軍上層部の松岡に対する威嚇の道具ともなつた。そこで松岡は三国条約に関する方針の決定は勿論のこと、交渉の進展を厳秘に附し、唯東条だけに極めて概略を稀に話したに過ぎなかつた。何故省員に話さなかつたか。それは陸軍や右翼と通謀の疑のある省員が或程度居たためであつた。上が下を疑い、下が上を信じない、こんな外務省が有つてはならぬのに有つたのだから情ない。三国条約を厳秘に附したもう一つの理由は、ドイツ側からのたつての要求であつた。リッペントロップに見れば、交渉進行中妨害に遭うことがこわかつたのだ。主としてアメリカの参戦を喰ひ止めて、イギリスを屠り、西ヨーロッパの制覇を完成するためには、三国条約の締結に依つてアメリカを両面戦争の危険にさらすことを最も有効な手段としたドイツ側は、条約の急速な成立と、如何なる方面からも妨害を受けないことを希望した。此妨害の重なものに二つあつた。一つは、日本内地の反独親英米分子（それが指導階級の大部分であつた）で、もう一つは米英両国であつた。そこでスターマーは交渉開始の劈頭厳秘裏に交渉を進めようとのリッペントロップの希望を申述べた。松岡はこれに同意し、交渉場所は、故ら外務省をさけて松岡の私邸とし、交渉時間は夜間十時頃からとし、ドイツ代表の出入は松岡邸の裏門からで、代表等は松岡邸から二三丁離れた人通の少ない横丁で車を乗りすて、オート、スターマーがばらばらに邸内に忍び込んだものだ。それがため流石敏感なデァナリストさえ、条約の実体が極まる迄、交渉の開始にすら気が付かず、グルー・アメリカ大使が三国条

約の結ばれる心配は先づなからうと本国へ電報したのが、交渉が既に開始されていた頃であつた。こんな訳だから外務省員すら条約交渉が始まっていると気付いた者はそう多くはなかつた。こんな塩梅では、省員が外相を助けようと思つても、取り付く島がない。而かも交渉は一瀉千里に進行して、万事が三代表者の間でとん／＼と運んだのだから、自然日本側の方針は、松岡だけでその場で極められて行つた。外交に機密は付き物だと云えば、それまでであるが、機密保持は手段で、目的ではないのだが、秘密がこう行き過ぎては、目的が却つて手段となり、手段が目的となつた観が有る。三国条約程の重要条約が、外務大臣一存で、ほんの短期間に、早急に極められたのだから、当局が神様でもない限り、穴だらけの条約になるのは当然である。外務省が上下相和し、審議立案に万遺漏なきを期してすら、条約と云うものは兎角に穴が出来勝ちなものであるのに、大臣の一人角力ではろくな条約の出来つこはない。これは過去の愚痴ではあるが、外務省の将来のため、機密も程々にし、「人の和」を第一とし、全省員の全知全能を傾けることの、如何に必要であるかを此時にまさ／＼と実感した。

第三項 世界四大ブロック政策の矛盾

世界四大ブロックに関する松岡の構想は、一寸は理窟にかなつたかに見えても、事實は矛盾だらけであつた。従つて此の構想を基底とする大東亜共栄圏の建設や三国条約は、当然此の矛盾を受ついでいる。

元来此構想は松岡だけの世界政策ではなく、ヒトラーも、スターリンも、略ぼ同様の考を持つていた。スターリンの真意がヒトラーと違ふことは本項(四)に説明する。ドイツは先づ訪ソのリップントロップをして此考えを、スターリンに開示させ、原則的にその同意を得、更らに訪独のモロトフにも此趣旨を繰り返している。三国条約締結の翌月ドイツが日ソ関係調整に乗り出した際のスターリン宛リップントロップの書翰もその一つの証拠である。それにはこう云うことが書いてある。即ち

「總統の意見に依れば、四ヶ国—ソ連、イタリア、日本及びドイツの歴史的使命は、長期に亘る政策を採用し、世界的規模に於ける彼等の権益の限界を定めることに依つて、四国民の将来の發展を正当な方向に指向させるに在る」(一九四〇年十月十三日書翰)

と。十一月十五日の同じ書翰に「總統は今ソ連、ドイツ、イタリア及び日本の間で、非常に概括的な線であつても、勢力圏を相互に確立して置く方が得策だと考えている」と云うのも、同趣旨で、旧大陸に三つのブロック即ちソ連ブロック、独伊ブロック及び日本ブロックの建設を目論見ている点は、松岡の構想とヒトラーのそれとが、形に於て一致しているばかりか、それが何れも英国の領土、自治領、植民地及び勢力範囲の破壊を予期した点に於ても規を一にしている。

更らにブロックを各指導国の生活圏にかからせ、且つその拡大を南方に向けようとする点に於ても松岡の考へ方とヒトラーのそれとは、偶然に一致していた。ヒトラーが訪独のモロトフとの交渉方針として、リップントロップに与えた声明(一九四〇年十一月十二日)に「賢明な政策としては、各国の生活圏の拡大方向を、全体として南方に向けらるべきである」とあり、又「私は丁度ソ連とドイツとの間に於て相互の権益圏を確定することが出来たのと同様に、日本とソ連との間に於ても同様のことが出来る筈であると考え。その生活圏政策に関して日本は今や東及び西に發展する代りに、南方を指向している」とも云つてゐる。而して此等の意見は、ソ連に依つて、少くとも外交手段としては承認された。後日に至つてバルカン問題に付いて、独ソ間に重大な利害の衝突を来し、遂に独ソ開戦とまで發展したとは云いながら、ブロック主義は、旧大陸に於ける当時の最も有力な三国間の一致した方針であつた。それが三国条約成立の根本的理由の一つであつたのだ。

然しながら此ブロック主義には幾つかの大きな矛盾が有つてヒトラーの所謂「長期に亘る政策」とはなり得なかつた。その重なるものは、次の三つであつた。

第一、英国及びその勢力圏潰滅の予想が外づれた。

第一に、英国の領土、自治領、植民地等が当然日、独、ソ三国の何れかの勢力圏内に転け込むと予定したことに、取り返しが付かぬ大きな手違があつた。成る程当時の情勢は、英国に極度に不利であつたに相違ないが、それで老大国が一も二もなく潰滅すると考えたのは間違つていた。結果から見てもそうだと云うばかりでなく、當時に於て我有識者（その内には山本五十六提督もあつた）は、ドイツに英本國上陸の可能性がないと考えたものが少なくなかつた。主張の根拠には色々あつたが、世界最大の海軍力を有する英国が、甚だしく劣勢なドイツ海軍のイギリス海峡横断を許す筈が無いと云う意見がその一つで、当のヒトラーすら、松岡が渡欧の際彼に對し、日本が有力な海軍を持つことは羨ましくて堪らぬとて、「若しドイツが日本程の海軍力を持てば、英本國席捲は必らずやつて見せるのだが」と歎じている。ヒトラーは松岡にドイツ陸軍の戦勝を幾度となく繰り返して誇らしげに説明しながら、事が海軍のことになると潜水艦攻撃強化計画を説くだけで、ポケット戦艦の威力などには、故ら触れるのを避けていたと云うから（松岡自身の話）、ヒトラー自身も英本國侵略には自信が無かつたものと考えられる。又仮令ドイツが英本國へ上陸しえたとしても、英国がアメリカ合衆國に頼つて再起を図ることは、疑のないところで、アメリカが之れに乗るであろうとの想像も可なり有力に行われていた。そして問題は米英連合の力対日独伊の優劣に帰着するが、どちらが勝つかの見当は、何人にも的確には附かなかつたが、ドイツ敗北の可能性が絶無とは、誰も考えていなかった。又ソ連の態度が大に問題にされていた。即ち同國は資本主義國間の相剋衝突を「間接革命力」と唱えて重視しているから、英独戦争には出来る限り触れずに置いて、双方のへとくとなる機会を見計つて、ドイツ（英国にも同様）に赤化運動、就中反戦運動を起し、嘗て第一次世界大戦當時、レーニンが打つた「戦争から内乱へ」の手を使うと同時に、ドイツの背後を衝くであろう。その時期は、ドイツがバルカン諸國を圧倒せんとする時である。そうなつては如何なドイツも、一方英米連合の力と戦い、他方大國ソ連を向うに廻すことになる。そうなることはヒトラーの計算の中に在るに相違

ないから、恐らく米英連合陣の固まらぬ内に、ソ連と速戦速決戦術に出るだろうが、それがうまく行くかどうかには大きな疑問があり、ドイツはナポレオンの二の舞いを演ずることになる可能性がある。従つてドイツとの握手は、日本に取つて極めて危険なことだと考えた人が多かつた。松岡自身も外務大臣就任の当初に於ては、ドイツの敗北を予言して、陸軍の奴等の近視眼も困つたものだなどと云つていた。そして宮相松平や枢密顧問小幡（西吉）のそのように考へていることを、私が松岡に話したとき、彼は大いに我が意を得たりと考えたらしかつた。それが何時どうして三國条約締結を決意するに至つたかに付いては、第二節に既に述べた通りである。

第二、侵略はブロック内諸國の鞏固な結成をもたらず所以ではない

第二に、四大ブロック政策が結局は侵略のための勢力圏分割政策で、決してヒトラーの所謂「長期に亘る政策」では有り得ぬということに大きな矛盾が有つた。四大ブロックは、結局に於て各ブロックに独自性を持たせながら、世界政府的なものに綜合結成するべきだとする松岡一流の考え方は、理想としては一応うなづけるが、さて實現の手段となると、軍事力以外に物を言うものはない。松岡は各ブロック内の各國が自發的にブロックを形成すべきで、無侵略、無強制が支配的原則だと、我議會演説その他に於て、繰返し説いていたがこれも理想の域を脱しては居ない。理窟は如何様に附けられても、指導國に依る他國の武力侵略以外には、現出不可能なものであつた。ヒトラー等のブロック政策になると、松岡流の理想論までも高閣に束ねて、武力侵略を蔽ひ隠くすことはなかつた。そしてフランスを降した余勢を駆つて、北はデンマーク、ノルウェー、南はオーストリアからバルカン諸國に兵を進めて、トルコを除く諸國を尽く之れを降し、その頗使に甘んぜしめてゐる。

ブロック政策が侵略政策である以上、それが各國民をしてその所を得しめ、相依り相助ける友好關係を樹立し、以て世界を打つて一団とした世界新秩序を形成などと云つても、それは空念仏である。力には限界があるばかりでなく、民族思想が發達した今日、強力に依つて他國を治めると云う考え方は、最早甚だしい時代後れである。納得づく

の関係以外に、国際関係を律しうべき永久の施策はない。古い中国の諺だが、力では「匹夫の心」を奪うことは出来ない。

第三、各ブロック勢力圏劃定には持続性がない。

世界四大ブロック論は、各ブロックが各々特定の地域を勢力圏とすることを一つの基底とするが、この勢力圏の劃定なるものは、事實上甚だ困難であるばかりでなく、一旦極まつたとしても、それが相当期間持続するものとは考えられない。ソ連と云い、ドイツと云い、将又日本と云い、此かる劃定を希望はしていても、それを一定して置くことを欲しない。元來勢力範圍の劃定は、紙の上に線を引いて極められるべきではなく、關係各国の納得づくか、又は實力を行使せねば出来ぬことだ。然し納得づくなど云うことは、少くとも三国条約締結の當時に於ては、実行不可能なことだ、自然各指導国が實力でそのブロックを作り上げねばならぬものである。然しながら實力そのものには、各国それらの限界があり、力の及ぶ限度が勢力圏の限界となるべき傾向が多分にある。各ブロック指導国の實力が各自のブロックを指導し、纏めて行くに足つて、他のブロックを犯す余力を持つていなければ、各ブロック間に相侵さぬ關係が出来ることがあるが、何れかのブロックがより強くなるとか、より弱くなるとかして、一旦ブロック間の力のバランスが失われるならば、ブロックに安定性がなくなる。そこでどの指導国でも、苟くも自分の力の落勢でも認めぬ限り、自己の勢力圏に不動の限界を置くことを欲しないに極まつている。三国条約締結の際松岡がオットとスターマーとはつきり言つてゐるのは、東亜共榮圏の地域は、日本、満州、中国、仏印、馬來半島、蘭印、ビルマ、オセアニア群島等だが、將來さらに遠くオーストリア、ニュージーランド等にも及ぶことが有るであらうと云うことで、それは東亜ブロックの地域的限界の發展性を説いたものである。松岡はインドの処分に付いては、殊更ら何も先方に言つていない。実はそれをソ連にやる腹でいたのだが、日本の實力如何に依つては、必らずしもそうしないかも知れんと考えていた。ヒトラーはドイツの勢力の北アフリカへの伸張を當然のこととした上、ドイツの實力と共に

その地域が更らに南方に伸張するであらうと渡歐の松岡に告げているのも、同じ見解から出たものである。離を得れば、蜀が欲しくなる。そして各ブロックは勢力圏の劃定を飛び越えよう飛び越えようとする。從來各国間の勢力圏劃定の取極は、ヨーロッパにも、アフリカにも、アジアにも、可なり沢山締結されたが、それが十年と続いたものではなく、強食弱肉の歴史は繰り返えされて來てゐる。多数国家に依つて構成されるブロック間の勢力圏の劃定だとして、例外ではあり得ない。三国条約締結に最も近い一例を取つて見るならば、一九三九年のソ連不可侵條約附屬書は、ドイツとソ連との北方に於ける勢力圏を劃定し、ヒトラーをして「ソ連とドイツとの間に於て相互に權益圏を劃定することが出来た」と喜ばせたが、ドイツ軍のノルウェー侵略は、ソ連をしてドイツのフィンランド、スウェーデン等への侵入を懸念させ、折角出来上つたバルト海沿岸諸国とポーランドに対する勢力圏劃定が不安定となり、一九四〇年のソ連獨戰に依つて全く潰え去つた。その間僅かに一年である。この種の例は、外にも沢山ある。

松岡もヒトラーもブロック相互間の勢力圏の拡大を南方に向わせようとしたことは前述した。然しそれにも見逃し難い矛盾がある。第一に、南への拡大は、東西に於ける勢力圏が安定してをらねばならぬが、それは甚だしく困難な問題だ。之れをソ連と独伊との両ブロック關係に付いて考えるならば、前記一九三九年の協定は、單にバルト沿海諸国とポーランドに付いてで、その他の地域の勢力圏には全然觸れていない。そこで兩國は、これら未劃定の地域に付いて既成事實を作らうと企てた。ドイツがノルウェーに侵入したのも（これは對英作戰上の必要からも來ていた）、オーストリア、チェコスロバキアからルーマニア、ユーゴスラヴィヤに攻め入つたのも、ソ連が黒海沿岸諸地域に進出したり、アゼルバイジャンからイラン中部をうかがい、更らにイラク方面を狙つたのも、皆此の既成事實作戰の謀略であつた。而して此点ではソ連はドイツの迅速さに圧倒され、永年垂涎おく能はざりしバルカン諸国、就中ダーダネルス海峡地区が、ドイツの占領下に入り、又は入らんとするのを見ると、ソ連はもうドイツの味方ではなかつた。これが此等諸地域を自己の勢力圏内に入るべきだとするソ連の強硬な主張となつた。ドイツは素より此要求に応

じなかつた。その理由としてドイツは此等諸地域の物資が是非とも必要だと云うにあつたが、若し果してそうだとすれば、物資の獲得を確保した上で、それをソ連の勢力圏内に入れても良さそうであるが、ドイツは少しも譲歩の色を見せず、益々バルカンに於ける地歩を固め、西部国境線とこの南部勢力圏とから、ソ連をはさみ打ちにせんず氣勢を示した。

ヒトラーの真意は、ソ連をバルカンと小アジアから締め出すにあつて、バグダット・ルートの旧計画を再興し、あわよくば西南アジアをも得ようとしたのだつた。一九四〇年の末、モロトフがドイツを訪問した際、リッペントロップはモロトフに対し「長い目で見れば結局ソ連に取つて大洋に出る最も有利な道は、ペルシア湾とアラビア海になるではないかと云う問題がある」と云つてゐるが、これは文字そのまゝには受取れない。ソ連をしてバルカン方面、就中ダーネルス海峡に対する要求を、ペルシア湾とアラビア海に向けさせて、ドイツのバルカン把握を安定させて置くための一時的な謀略に過ぎない。何となればペルシア湾とアラビア海沿岸地方は、世界の石油の四割強を埋蔵する宝庫であるが、それまでのドイツの勢力圏には、ルーマニア以外（それも大した包蔵量を持たぬ）石油の出る場所がない。一時盛に宣伝したドイツの人造石油や石炭液化工業は、世界無比の発達を遂げていたとは云いながら、高圧高熱工業と云う尖端的な新工業だけに、技術的な困難を全く脱し切れず、生産量は技術の限界に制限される許りか、生産費がかさむから、是非とも天然石油を得たいと焦つていたので。そのドイツがペルシア湾とアラビア海を安々とソ連に譲る氣のなかつたことは、云う迄もない。

更らに日本ブロックと他のブロックとの勢力圏劃定にも、程度こそ違ふが、ヨーロッパの二つのブロック同様に、ソ連ブロックとアメリカブロックの双方に対する關係に於て、劃定上の困難が有る。松岡が三国条約に依つてドイツと結び、その仲介によつてソ連との關係調整を図つたのは、一に東亜ブロックとソ連ブロックとの勢力圏の劃定のためであつたのだが、ソ連とドイツとの關係が上述の通りであるとすれば、ドイツの仲介なるものの効き目が的てには

ならないのは当然であつた。又ソ連のコスモポリタニズムとの關係は次項で論ずるが、概括的に述べれば、ソ連はアジア全体を赤化しようとして、大東亜共栄圏などは全然眼中にない。赤化活動と勢力圏の劃定とは、必らずしも帰一しないが、東亜赤化が先づブルジョア革命なる政治的活動の形で現われるのだから、之れを單純な思想上の問題と見ることは出来ない。松岡はソ連に印度を与えて、その赤化活動の地域を制限しようとしたが、それは英國の復活に依つて空頼みとなつた。又仮令印度を手に入れたとしても、ソ連は中共やホーチミンや韓國共産黨の煽動をやるものでない。そのみならずドイツはアジアには何等政治的關心を持たないとして、此地域に於けるソ連の自由活動をすら承諾するかの態度を取つたことは、見逃せない事実であつた。現にリッペントロップが訪独のモロトフに対して「ドイツが全く關心を持つていないアジアに於けるソ連の希望」の「實現」を約している。こうなると各ブロックの勢力圏劃定は、理想的に可能でも、現実的には極めてむづかしい問題であることが判る。

更らに眼を転じてアメリカブロックと東亜ブロックとの間の勢力圏確定の問題を見ても、實現途上に横たわる障害は、誠に大きく、これが少くとも日本の力では、如何ともしえないものであつたことを看過し得ない。松岡はアメリカで学生生活を送つていただけであつて、プロアメリカンで、アメリカは決して日本を攻めるようなことを敢えてしないと考へ、従つて日米両国勢力圏の劃定は決して至難ではないとし、且つこれが両国の衝突防止の唯一の方法だとさへ考へていた。彼が三国条約を締結して間もなく、此意見を雑誌に發表したことが有り、スタインハート駐ソ米國大使が赴任の途次日本に立寄つた際、同大使にも此の意見を詳細説明し、訪欧旅行から帰るとすぐにアメリカへ行つてルーズベルト大統領とこの事を商議しようとした。アメリカからビショップ・ウォルシュ（カソリック最高学校メリノール校長）とドラフト（同事務総長）とが日米關係調整の目的で日本に來たことが有る。（一九三九年十二月）郵政長官のウォーカーも關係していたが、彼等の考へ方は次のようなものであつた。即ち日米両国の衝突が必ずしも避けえないものではないとしても、太平洋に或一線を引き、その東西に日米の勢力範圍を劃定するならば、両国

間の戦争を完全に防止することが出来るであろう、日本側がこの考案に賛成するならば、自分等は帰米の上、キリスト教徒を中心とした民論を起して、政府に働きかけると云うのだつた。松岡は無論此意見に賛成し、その結果十二月九日の日米協会に於ける演説となつたのだ。その要旨は、日華戦争が決して日本の支那侵略でも、併呑でもないこと、東亜新秩序には「何等の征服、何等の抑圧何等の利己的利用も許されない」こと、「世界は政治的に見れば広過ぎ経済的に見れば狭すぎる。」経済的活動の範囲は全世界に亘るべきだが、政治的活動は、各国の死活的利害関係を有する地域だけに局限すべきであること、地域的平和の総合からして世界はその全般的平和を享有することが出来ること等を説いて、東亜共栄圏建設の目的と勢力圏劃定の必要を説き、更らに三国条約に言及して、これがアメリカに対する敵意の発露と見るのは甚だしい誤解で、アメリカの参戦なくして速かに支那事変と欧州戦争とを終らせ度い一心から締結したものであることなどを強調したものであつた。松岡は此演説の要旨を人をして予めウォルシュに伝えさせたところ、同人は大に喜び、一日も早くアメリカを惹つて運動を起したいから、アドヴァンス、ドラフトをもらい度いと申出でた。松岡はそうする積りで、東条に話したところ、何故か彼はこれに反対したので、それはそのまゝになつた。松岡とウォルシュとの間に、日米勢力圏劃定方針に付いては、何等の異見がなかつたが、アドヴァンス・ドラフトの問題から、ウォルシュ等は、松岡と共に語るに足らずと思つたのか、それからは松岡との接触をたち専ら井川忠雄（嘗てニューヨーク駐在財務官だつた男）を経て、陸軍省側と連絡し、遂には相前後して渡米し、外務省筋とは全く無関係に、日米国交調節の運動を起し、井川等は陛下御直々の御指図に依つて動いているものと号してゐた。此運動に現場で関係し（日本側を指導したと云う方が當つてゐる）てゐたのは、この交渉のために軍務局軍務課長からアメリカ駐在武官に転出した大佐岩畔である。三国条約締結までの岩畔は、それを強硬に主張し、アメリカ撃つべしと豪語し、近衛や松岡が三国条約を結ばぬならば、明日でも罷免するなど云つてゐた男である。

太平洋に一線を劃し、日米両国の勢力圏を劃定しようとしたウォルシュの意見に対するアメリカ政府の見解を的確

に記載すべき材料を、私は何も持つてゐないが、それは決して賛成ではなかつたとの想像が付く。アメリカの対東亜政策は、徹頭徹尾現状維持、機会均等主義の保持である。然るに日本は現状を打破して、所謂新秩序を建設し、之れを日本の指導下に置こうとするのだから、アメリカが之れに同調し、その目的達成を容易ならしめるような勢力圏劃定などに賛成する筈はない。論より証拠、満州事件と日支事変とに付いてアメリカは絶えず日本の行動を牽制し続け、ことに日本軍が揚子江流域に出勤してからは、その南下喰止めのためあらゆる手段を取り、援將もABC包囲陣も、対日経済圧迫等々も皆此手段以外の何物でもなかつたのだ。その際日本がアメリカと勢力圏の劃定をしようとするならば、日本は中国に対する侵略をやめ、東亜共栄圏建設が関係諸国の自発的協議に依つてなされなければならぬが、それは当時の日本に取つては、言う可くして行われ得ないものであるばかりか、客観情勢も之れを成就させなかつた。そこに四大ブロックの勢力圏劃定の矛盾がある。

第四、ソ連のコスモポリタニズムと他の指導圏のナショナリズムとの矛盾

四大ブロック政策は、イデオロギーの全く違つたソ連と独、伊、日の三国を夫々の指導国とするブロックの併立を図つた点に大きな矛盾を包蔵した。

元々このブロック建設の考え方は、ナショナリズムを根幹としてゐる。それがブロック内相互の関係が指導者被指導者の関係である場合でも、全く平等関係のものでも、同じである。即ち第一の場合には、ブロック指導諸国の延長若くは之れに類似したものであるから、そのナショナリズムの拡大で、帝国主義の範疇に入ることは、極めて明確である。ヒトラーは、ドイツ国粋主義をドイツの生命圏の凡てに拡大することの必要を説き、又ドイツ軍がその占領した凡ての国に、ドイツ人の完全な指導下の、ドイツ主義政治を強行したが、これから見ても、ドイツ・ブロックがドイツのナショナリズムを基底とした国際組織であることは疑のないところである。ヒトラーやリッペンントロップは、屢々ドイツ・イタリア生命線などと云うことを云つたが、それはイタリアに花を持たせたと云

う迄で、その本意ではない。ヒトラーにはイタリアに指導的地位の一半を持たせる考が有つた訳ではなく、ドイツは、自ら定めた方針を、イタリアに押し付けていた。これは日独伊三国条約が、松岡とオット、スターマーだけで極められ、其間一度もイタリア代表者を交渉に参加させず、万事日独で決定したもので、イタリア駐日大使に形式的に参加を求めただけであつたことから想像が付く、もう少し詳しく云えば、商議開始の劈頭松岡からオットに対し、イタリア大使の参加を希望したのに対し、スターマーは、ヒトラーからの特別の指図が有つたからとて、イタリアには当分秘密にして置く積りであると告げ、それまでは後日面倒が起るではないかとの松岡の言葉に対し、スターマーは、イタリアが何を云をうとも押し付けるだけの、堅い決心と充分の力が、ドイツ側にあるから、このことは、自分等に任かせて呉れと云つてゐる。ドイツにはイタリアなどは眼中になく、ぐづぐづ云うなら攻め潰す気でいたのである。以て所謂ドイツ・イタリア・ブロックがドイツのナショナリズムを出発点としていたことがはつきりしている。

ドイツは常にイタリアを眼中に置かなかつた許りでなく、別のブロックの指導者たる日本をも、力でおし付けようと考えていた。これは日ソ国交調整に関するソ独会談の経過からも明らかに看取される。リッペントロップとモロトフとの一九四〇年十一月十五日のベルリン最終会談覚書に依ると、リッペントロップはモロトフに対し、日独伊ソ四ヶ国間不可侵条約案三ヶ条を提案し、更らに所屬秘密議定書四項（これは四国の勢力圏を稍や具体的に劃定したものである。その外にトルコ問題、モントルー条約を改訂して、ソ連艦隊のダーダネルス海峡の常時無制限通行権を認める等の第二議定書がある）を提出しているが、その立案に付いては勿論、交渉開始のことすらも、全然日本には知らしてなかつた。これは丁度三国条約に付いてイタリアが「つんぼさじき」に置かれたのと良く似ている。又話は少し後のことになるが、独ソ開戦後間もなくオットがヒトラーからの親電を携えて松岡を訪ね、三国条約の誼に依つてソ連を後方から撃てと、殆んど命令に近いような申出をしたことがある。松岡は一言の下に之を斥けたが、ヒトラー

の対日観は略ぼ之れで判明する。

次に東亜ブロック勢力圏制定の問題に触れなければならない。このブロックに対する松岡の考え方は、少くとも理論的には、独伊ブロックなどの実力に依る形成とは違つたものであつた。彼の意見に従えば、東亜ブロックは、東亜各国の自己の發意に依つて形成され、各国平等の基礎の上に相互援助の実をあける。これが所謂「万国をして各其所を得しむ」る所以である。指導国なるものは無ければならぬが、それはほんの世話役と云つた軽い意味のもので、輪番でも良ければ、自由な選挙できても良い。と、まあこんなところであつた。然しながらこれは純理論以上には出なかつた。それは満州国の出現が日本の帝國主義的欲求の結果であり、それが日支事変へと發展し、更らに南方へも同じ手口が取られんとしていたのが、三国条約締結の頃の実情であつたから、東亜ブロックが日本のナショナリズムの適用区域の拡張以外事実上の意味がなかつたのである。松岡は何と考へようとも、そんなことに一切頓着なしに、事態は進展した。オポアチユニストの性格を多分に持つた松岡は、始めの程こそ理想論を唱えたが、事態の圧迫に抵抗しえず、却えつて何時の間にかやらの之を利用して、帝國主義的主張に方向転換をして終つた。（第二節第一参照）

日本とドイツとの両ブロックが、これら二国のナショナリズムの産物であるに對し、ソ連ブロックのイデオロギーは、こんなにはつきりしたものではない。ナショナリズム的であつたり、コスモポリタニズム的であつたり、此二つを兼ねたものであつたりした。然しその如何なる場合でも、ソ連は共產主義本来のイデオロギーたるコスモポリタニズムを棄てたことはない。時あつてナショナリズム的行動と見えるのは、コスモポリタニズム實現のための一時的權謀でしかなかつたのだ。スターリンはレーニン主義とマルクス主義とが均しくコミニニズムでありながら、實質的には違つたものであると説き、マルキシズムは革命前期に於ける共產主義なるに反し、レーニン主義は、ロシア革命の鉄火の中に生成した共產主義であると云い、又マルキシズムは最早革命の戰略と戰術とを教えないと云つた。そして

レーニン主義のコスモポリタン性を強調して、「世界の凡ての国に革命の烽火を揚げよ」と絶叫し、コミンテルン第一回世界大会は此の趣旨を体して、「全世界のプロレタリアトに対する宣言」を議決して、世界の凡ての国の無産階級に、ソ連の旗の下に結集せよと呼びかけた。マルクスは西欧のプロレタリアトの解放を意図したから、自然西ヨーロッパ大陸に付いての西ヨーロッパ行動哲学を説き、イギリスとアメリカをさえ共産主義運動から除外している。マルクスは、一国のプロレタリア解放運動が、一国だけで成就しうるものとは考えずに、少くとも進歩した数国が共産主義的行動に出ることを望ましいと説いた。けれども、世界の凡ての国の共産革命の必要などは説いたことがない。又マルクス主義は、工場労働者の解放理論としての共産主義を説いたが、農民解放を唱えたことがない。従つてマルクスの共産主義革命理論は、工業の発達した国を目標として、農業国を目標としては居なかつた。然るにレーニン主義は、農業国ロシアの革命に依つて育て上げられ、共産革命に対する農民の有がたさを十二分に体験していることから、その目標は工業国だけでなく、一切の農業国の赤化をも重要目標とした。そのみならずソ連建國当時の世界を挙げてのロシア圧迫は、レーニン等をして世界の何れの国をも相手として革命を起さねばならぬと決心させるに至つた。それがマルクス主義から発足したレーニン主義をして、世界凡ての国の赤化運動に奮進させた主要な原因である。

レーニン主義が世界の凡ての国を対象としている以上、ソ連の行動の形式と手段とが各国のそれ々の実情に依つて違ふのは当然である。そこでレーニンは、工業国に付いてはプロレタリア独裁の理論と戦術を説き、農業国に付いては、農地根本改革の理論と戦術とを説き、西欧先進国の植民地として、それに資源を供給している東洋諸国に対しては、民族解放の理論と戦術とを説いている。そしてこれら諸国に於ける諸運動を、悉く共産主義者の指導下に置くことに依つて、世界全体をソ連の傘下におさめて、以て赤い世界国家（資本主義諸国間に唱えられる世界政府の觀念とは似而非なるもの）を作るのが、ソ連の終局目的で、このことは一九二〇年のコミンテルン第一回世界大会、同

年のアジア民族ベトナム大会、一九二二年のコミンテルン第三回世界大会等の決議やコミンテルン執行委員会、プロフィンテルン等の幾度かの決議を一読すれば、明々白々である。

然しながらソ連の政策には一進一退があり、一時的に戦術が変ることがある。所謂革命高潮時に於ける革命へのひたぶるの奮進と、革命退潮時に於ける日常闘争への後退とが、交互に代わり合うことが、ソ連の世界赤化運動の一特徴である。レーニンは進むを知つて退くことを忘れるなど黨員に警告して、所謂デグザグ戦法を説き、如何に退却戦法を取ろうとも、これは他日進まんがための退却でなければならぬと教えている。世界的運動が局地的運動に變つたり、その局地運動さえも時々全く認められぬことがあつても、それはデグザグ運動の一こまに過ぎない。レーニン主義の共産運動が常に世界赤化の運動であることを看過してはならない。

ソ連は屢々国民主義を説き、愛国主義を鼓吹した。スターリンが第二次世界大戦をロシア大祖国防衛の神聖戦争であると説き、コミンフォルム結成宣言が、アメリカの侵略に対する共産主義者の愛国心を鼓舞したなどは、その最も顕著な実例である。然しながらソ連は之れに依つて共産運動の世界性を棄てたと解釈したら大間違である。第二次世界大戦の後半から再び盛んになつた各国共産党（コミンテルン規約は各国共産党をコミンテルンの各国支部とし、又コミンテルン決議はコミンテルンの命令への絶対服従と、「祖国ソ連」の防衛とが国際共産主義者の義務だと規定している）の動きや、コミンフォルム結成後各国共産党の示した祖国ソ連への忠誠態度は、雄弁に之れを物語っている。

之れを要するに、レーニン主義のソ連には、世界主義あつて国民主義はない。スターリンはヒトラーの申出に対し、ドイツとの勢力圏の劃定に同意し、ソ連ブロックと独伊ブロックとの供立を認めたことは事実であるが、それはソ連がドイツのナショナリズムとの同調互助方針を受入れたものでは決してなく、かくすることに依つて世界赤化の歩武を進めることが出来ると考えたからである。レーニンは共産主義者が非共産主義的組織の中で活動してはならぬ

と主張する連中を、左翼小児病者と罵倒したが、共産主義者は、途中まで同じ方向に行く他の乗客と同車して行くことに妙を得ている。ソ連の世界主義的態度が以上の通りであるとすれば、それが世界ブロックなる国民主義的機構の中に、永久にはまり込む筈はなく、四大ブロック政策の矛盾は、此点でも明瞭に感知される。

然らばソ連は近來盛んに唱導されている世界政府の理論には同調出来るかと云うに、それも出来る筈はない。世界政府の主張は、戦争の原因を各国政府の絶対権容認にありとし、その絶対性に或種の制限を加え、この制限された国家権力を世界国家の至上権力に移すことを目的とする。シカゴ草案だの、ルクセンブルグ草案だのと云つても、結局は各国家の主権を前提としたもの、換言すれば国民主義を基調とし、世界政府に移譲さるべき各国の権限には限度がある。然るにソ連の世界主義は、ソ連を祖国とする世界プロレタリア独裁の専制国家建設を目的とするもので、国民主義非認の主義である。従つてソ連の考え方と世界政府の考え方とは、氷炭相容れざるものである、嘗てヨーロッパ連邦問題が国際連盟で議論された際、レーニンが反対の急先鋒に立つたのは、これがためである。或はソ連は現実では国際連盟に、現在では国家連合に参加しているのではないかと言われるかも知れないが、それはレーニンの所謂共産主義の橋頭堡ではない。

右に関連して東亜ブロックとソ連の民族解放運動との間に存する矛盾にも一寸触れてみよう。元來民族解放は民族主義の容認を前提条件とするものだが、民族主義と国民主義とは、同じではないが、相反する主義ではない。そこで民族解放運動が、国民主義を基底とする東亜共榮圈内に於ても、当然行われうるものでもあり、又東亜諸民族に取つては、西欧先進諸国の勢力から離脱することに依つて、東亜共榮圈への参加を容易にしうるものでもある。然るにソ連の民族解放運動は、此種の民族解放とは意味合が違つてゐる。共産主義者の民族解放運動も本国又は勢力国の束縛からの属領又は植民地の解放を意味するものではあるけれども、ソ連の狙いどころは民族解放の後に来るものであり、共産革命とソ連祖国主義への各民族の忠誠である。レーニンを始めソ連の指導者達（マルクスもそうではあつたが）

は、民族解放なるブルジョア革命をプロレタリア革命への道標とすべきだと、幾度説いたか知れない。ソ連がブルジョア革命に於ける共産主義者の指導を重視するのは、これがためである。さればソ連は、プロレタリア革命へ導き得ない民族革命には、目も呉れない。プロレタリアートの数も知能も革命に適する迄に発達していない国で、民族解放から一足飛びにプロレタリア独裁へと進み得ないことは、明敏なソ連指導者も良く承知しているから、民族解放の次には、共産主義者の指導の下にあるブルジョア主義政府を作ること余儀ないものと考へてゐる。中国の新民主主義政府や東ヨーロッパの人民民主主義政府の如きは、その実例である。さりながらそれがソ連の最終目標ではなく、かかる中間政治の下で着々とプロレタリア独裁への進行を準備しているものだ。即ちソ連の民族解放の最後の目的は民族否認であつて、容認ではない。従つてナショナリズム的東亜共榮圈政策と、ソ連の民族解放運動とは、一時的な戦術段階に於ける以外は、到底相容れることが出来ぬものである。

第四項 同盟目的の齟齬と松岡の外交政策転換決意

第一 総 説

日本の文官グループの意図した三国同盟が世界四大ブロック構想に基く世界平和保持の一方策として締結されたことは、前節に説明した通りであるが、その四大ブロックなるものからして、ドイツの戦勝に対する過大評価、世界の變局に乗ずる軍部の侵略方針、日独伊ソ四国協定の必然性の誤信、その他幾つかの誤まつた前提を持つていたばかりでなく、国内に於ける軍部と文官グループとの方針の根本的な喰い違いは、三国同盟外交を、発足当時から早くも行き詰らせた。殊に一時はさしも堅固と思われた文官グループの結合が、内外諸般の事情のため急激に弛緩し、遂に軍部と反松岡文官グループの連衡成るに至つて、我國の外交は、全く麻痺状態を続けたに反し、軍部の實力は、我國をして侵略の一筋道を辿らせて行つた。その結果、孤立から後退しようとして結ばれた三国同盟が、却つて我國を益

々孤立の淵に沈ませた。これは明白に近衛政治の失敗であり、松岡外交の蹉跌であつた。第二次近衛内閣末期に於て、松岡は、外交政策転換の已むなきを覺つたが、時既におそく、軍部と反松岡文官グループから閣外に擲り出されて、彼はぬぐう可からざる罪過のみを後世に残すこととなつた。

三国同盟の目的が那邊にあつたかに付いて、我國には全く違つた二つの見解が有つた。即ち或者はこれを侵略の手段であるとし、或者は逆に自衛が眞の動機であると主張した。何れが正しいかを決定することは、同盟そのものの動機や締結當時の目的からだけでは不可能である。何となれば、當時の日本は、平和主義者と侵略主義者とが、雜然として同居し、その何れが所与の時機に支配的力量を發揮するかに依つて、同盟の實質が右へ行つたり左へ行つたりするからである。元來条約なるものは、例えば名刀の如きもので、使い手の如何に依つて、素破らしい人切り庖丁にもなれば賊から自らを守る利刀ともなるものである。然し政府と人民との方針がちゃんと一筋にまゝまつているものであるならば、三国同盟が侵略の具になつたり、平和保持の手段になつたりする、筈はないのだが、此同盟の締結の頃の日本は、侵略主義を奉ずる軍部と、推されながらもこれに對抗する平和主義文官グループとが、指導階級を構成し、国民も亦略ぼ此の二つの階級の何れかに率いられて、國は二つに分かれていた。それも此の二つが劇然と対立抗争していたならば、鬭争に打勝つた側の方針が、判然と國策となるのだが、斎藤内閣この方の、文官グループの軍部との妥協方針が、表面侵略方針に盲従と見せて、内面では出来る限りこの方針の遂行を邪魔することにあつたのだから、一つの政治が二つの性格を兼ね備えると云う不合理が、当然現われた。三国同盟も決してその例外的存在では有り得ない。

そこで三国同盟は、侵略の道具であつたり、自衛の手段であつたりすることに、少しの不思議もない。市ヶ谷軍事裁判の時、私は一判事（英国人判事、名を忘れた）から召喚されて、三国条約當時の事情の訊問を受けたことがある。最初の問題は、松岡外相の外交方針、殊に三国条約と侵略主義との關係であつた。私は「三国同盟が侵略的な

いと云うのは間違であるが、平和的でない」と云うのも、同じく間違である。何となれば斎藤内閣以後の日本の外交は、常に二重性格的で、対米英外交も対中国外交も、皆そうである。三国条約が亦そうであることは云うまでもない」と云う趣旨で、當時の外交政策の二途に出でたこと、文官グループが如何にこれに對抗し、又は對抗を試みたかを説明したことが有る。今此点を第二次近衛内閣、即ち三国条約を締結した内閣の時代に付いて、稍や具体的に説明して見よう。

第二次近衛内閣は、組閣の当初から、矢継早に重要國策の幾つかを定め、閣議や、統率部と政府との連絡會議に於て、事項に依つては更に御前會議にまで關いて、國策の決定版とした。その最初のものたる「基本國策要綱」（昭和一五年七月二六日閣議決定）は、「數個ノ國家群ノ育成發展ヲ基調トスル新ナル政治經濟文化ノ創造」を予見した点に於て、我國に於ける世界四大ブロック建設主張の先驅をなし、従つて三国条約締結と密接に繋がる重要な決定である。然しこれには相容れない二つのイデオロギーが盛つてある。第一は「八紘一字トスル」イデオロギーで、第二は「世界平和ノ確立ヲ招來スル」イデオロギーである。八紘一字が侵略か非侵略かに付いて、市ヶ谷軍事法廷でも盛んに議論されたが、日本書記あたりから此文句を引つ張り出したのは、陸軍の御用學者で、先づこれを満州事件の弁護に使い、次いで日支事變から南方進出までの一連の侵略のカムフラージュにしたものである。語源が何処にあつて、元々それが何を意味したかと云う典拠の問題は、しばらく措き、それを侵略の同意語と考えたのは、必ずしも外国人ばかりでない。我國の行動が、世界平和の招來とは似ても似つかぬものであつたことが、この考え方の正当を裏付けた。それが世界平和招來方針と同居しているのだから、誠に變てこなものであつた。方向の全然背馳した二の方針の同一國策に於ける併存は、國策そのものの不明瞭を來したのは、まだ恕すべしとしても、それが侵略主義だけのものと解釈され、日本の運命に至大の影響を及ぼしたことは、何としても残念至極なことである。然らば何故そう解釈されたかの理由は、極めて簡單である。侵略の完成そのものが世界平和保持の唯一の手段であるとした日本軍部の主張

がそうさせたのだ。之れを支那事變の解決問題に付いて例説すれば、軍部は此の事變を日本の自衛出兵であるとして、北支、中支、南支と占領地区をどこ迄も延長した。出兵が、自衛の範圍を甚だしく越脱したことは、十分知りながら、おくびにも出さず、他国が日本の自衛権行使に干渉したり、蔣介石を援助して之を妨害したりするのは、怪しからぬ。真に平和を顧念するならば、日本のすることを黙つて見て居るべきだと主張した。軍部だけがそうであつたばかりでなく、外務省までが、一時は尻馬に乗つて、此の趣旨で米英と渡り合つた例が少なくない。九国条約問題に關する日米交渉公文や、援蔣問題に關する米、英、ソ等諸国との交換公文やを一読すれば、明々白々だ。

「基本国策要綱」に次いで連絡會議の決定となつた「世界情勢の推移に伴う時局處理要綱骨子」も亦二本建政策の標本で、然かも軍部の言い分が、前者に比べて、より多く受入れられた当然の結果として、基本国策要綱に比べると、一層濃厚となり、「第三国ノ援蔣行為禁絶ヲ主眼トスル對支施策ヲ強化」するとか、南方問題を解決するとか、国内戦時体制を刷新するとかを決めた外「一面對米嚴然タル態度ヲ保持スル他面獨伊トノ政治的結束強化對ソ国交ノ飛躍的調整ヲ図ル」と云つて、日独伊三国条約締結及日ソ国交調整を国策の表面にはつきり浮き上がらせ、九月四日の「日独伊枢軸強化ニ關スル件」(四相會議決定)に至つて愈々三国条約締結の方針を確定し、侵略主義的色彩が更に強くなつて來ている。

以上諸国策決定の沿革が示す如く、第二次近衛内閣の對外政策は、組閣の当初から段々と、軍部侵略主義者の勢力が、平和主義文官グループのそれをおさえて來た。三国条約に關する方針が主として侵略主義者の意見を取り入れて決定されたものであることは、その文言にあふれ漲つてゐる。

平和主義グループが何故侵略主義軍部の前に屈したかに付いては、文官グループに色々と弁解が試みられたが、要するに、長いものに巻かれるまゝに委かした文官グループの賦甲斐なさ因つたと云うの外はない。近衛は、その手記で、此辺の事情を率直に述べて、次の趣旨のことを言つてゐる。即ち斎藤内閣以降の日本の政府(即ち二・二六事

件等のクーデター)におびえ切つて、軍部の強圧におびえ切つてゐた政府(は皆軍部と協調して來た。軍部の主張する政策に危険があると見れば、政府はその危険を少なくするか、又は施行を引き延ばすことに力めて來た。近衛は軍部と政府とが妥協したと云つてゐるが、事實は妥協でなく降服である。軍部の主張が危険だと考へつつ、それを受け入れて置いて、かげに廻つてその実施を妨けようとした卑怯極まる政治を、一國の總理大臣が、斎藤内閣以來の仕來たりに逃げ道を作つて弁護せねばならなかつたところに、日本の政治の最大の弱点があつた。日独伊三国同盟は、こうした時機に締結されたのだから、侵略主義的傾向が顯著であると同時に、弱いながらもこれに反對する文官グループの力が、兎も角も何程か働いてゐたことを見逃したならば、三国同盟の真相を把握することは出来ない。而して此の反對力を指導したものは、役人としての地位から云つたら近衛であつたが、外交に關する限り近衛が松岡に従ふことの約束が、内閣組織直前に兩人の間に出來てゐた。(近衛松岡輕井沢會談)此の約束は、松岡がソ・独伊訪問の旅に出発する頃まで、どうやら続いて居たのだから、三国同盟締結方針は、軍部と事實上松岡の指導下にあつた文官グループとに依つて決定されたと云つて差支ない。そこで筆者は、三国同盟の非侵略主義の面を、主として松岡の考え方を中心として検討することの必要と、その合理性を認めない訳には行かない。但しこゝに一言断つて置き度いことがある。それは文官グループが必ずしも文官だけのグループを意味しないことである。これを政府の構成員の面から見れば、軍部は陸海軍大臣を意味して、軍人出身者の全部を意味しない。斎藤、米内、小磯の三總理は、何れも陸海軍大將である。又陸海軍以外の閣僚中には、幾人かの予備役將官が有つた。然しこれらは過去に於ては兎も角、軍部の政策決定に直接の關係を持たず、而かも多くは文官側に近い主張を持つてゐた。筆者の所謂文官グループの中には、これら軍人出身閣僚も含まれてゐる。そののみならず陸軍大臣と海軍大臣とは、違つた考を持つてゐた場合が多い。侵略主義そのものに付いての考え方は、兩者に原則的相違はなかつたが、実行の手段や時機方法順序等に付て異つた意見を持つてゐた。三国同盟条約締結前後の實情から云うと、海軍は多く文官グループに近付いて、陸軍と争つ

た。こう云う場合に於ける文官グループの意味は、海軍なる同盟者を持つた文官グループに変わつていた。

然らば文官グループは三国同盟にどんな意味を与えたか。第二次近衛内閣時代（特に第二次とことわるのは、第三次近衛内閣時代からそれ以後の内閣の三国条約の扱い方が、殆んどことごとく侵略主義に依るようになったに拘わらず、第二次近衛内閣では、平和主義グループが細々ながらも侵略主義者に対抗を試みた時代であるからである）の文官グループの考方からすれば、世界平和の樹立が此条約締結の真の動機であつたことを確言することが出来る。

近衛も松岡も、此条約が平和のためのものであることを幾度も声明したのは、決して欺瞞ではなかつたのだ。調印の直後松岡はグルー大使に声明書を手交し、「日独伊の三国が結合すれば、他国から攻撃を受ける公算を減じ、世界無秩序の伝播を防止するであろう。この意味で三国条約は世界平和に貢献する」と云つたのは、ブラフではなくて本音で、近衛にも松岡にも、此条約を、他国の侵略に利用する意思もなければ、ドイツの世界制覇を援助する積りもなかつたのだ。近衛はその手記で此点を次のように説明している。即ち

「条約の成文としては誓約国の一つが現に欧州戦争もしくは支邦事変に参入してをらない第三国から攻撃された場合には、他の一方はこれに対して政治的、経済的、軍事的援助をなすということになつた。……然し当時米国は日本に対し向うから積極的な戦争を仕掛けると云う状態ではなく、考えられることは結局米国の対英援助がさらに進んで、米独戦争になると云う可能性があつた。この可能性を日本をして牽制してもらい度いという独の希望、従つて三国同盟の締結の大きな趣旨の一つは、米国の参戦の防止、世界戦乱の拡大を防ぐということにあつた。

その時の詔書にも「禍乱―裁定平和―克復―一日モ速カナランコトニ軫念極メテ切ナリ」ということを仰せられてある。即ち独と結んで英米を攻撃するための同盟ではなかつたのである。ところが民間一般の与論はこの点に關する正確な知識を缺き、漠然と独と共に英米を攻撃するものという宣伝が行はれていた。条約そのものの精神は詔勅にもはつきりあるように世界戦乱の不拔大、米国の参戦を防ぐということにあつた。」

と。これは詐らざる告白である。私は此の条約の締結には、始めからお終いまで關係し、詔書の立案もし、近衛や松岡の演説の草案までも起草したが、その間近衛からも松岡からも、又その他の当局からも、一度も米英攻撃などの言葉を聞いたことが無かつた。

三国条約は如何なる意味で世界平和の樹立に貢献し又如何なる段取でそうなり得るかに付き、前記グルー大使に対する松岡の声明は、大筋を述べ、日独伊の三国の結合によつて、他国からの攻撃の公算を減じ、世界無秩序の伝播を防止すると云つてゐる。然るに当時ドイツは既にイギリス、フランスその他の諸国と戦争をやつてゐたのだから、「他国からの攻撃の公算」が減少すると云うのは、素より非交戦国の戦争参加の公算の減少を意味し、日本も亦既に中国と戦争状態にあつたから、攻撃の公算を減じうるのは、支邦事変に参加していない国から来るものである。三国条約第三条が「三締約国中何レカノ一國カ現ニ欧州戦争又ハ日支紛争に参入シ居ラザル一國ニ於テ攻撃セラレタルトキハ三国ハ有ラユル政治的、経済的及軍事的的方法ニ依リ相互ニ援助スヘキコトヲ約ス」と規定したのは、此の爲めで、戦局の拡大防止を欧州戦争及び支邦事変の急速終熄が、同盟の主たる目標で、それがためにする相互援助、就中軍事援助は、飽く迄も防禦的のものであつた。然しながら此規定は、必ずしも消極的な自衛だけを目的としたものでないことも亦事実である。当時ヨーロッパ戦争は、英独戦争から既に独対英、仏、蘭、白諸国戦争に發展し、アメリカの対英援助が此戦争を西半球にまでも拡大する懸念が、日ましに増大しつつあつた。又日支紛争も、米、英、仏、ソ等諸国の蔭介石援助に依つて、多数国間紛争の様相を呈しつつあつた。而かも本来別個に發生したこの二つの戦争が結合して、世界大戦争を發展の傾向が見え出して来て、松岡声明の所謂「世界無秩序の伝播」が差迫つてゐた。かゝる事態の下に於て、大戦防止の必要を痛感したのは、資本主義国の相剋と衝突とを以て、「革命の間接予備力」などと唱え、「革命の進行に取つて第一次的意義を有することが有る」（スターリンの「レーニン主義」）と云つて、之れを甚だ重視するレーニン・スターリン主義者でない限り、凡ての国及び人民の共通の現象であつたのである。三国同盟の一つ

の導因となつたアメリカ援英行動にしてからが、ヒットラーの世界制覇欲望に対する自衛措置であり、又對蔣援助は、中国を日本の侵略から守つて、極東の平和を維持するためのものであつたことは、疑いのないところである。日独伊三国条約の締結も、松岡對米声明の所謂「世界無秩序の伝播を防止」する手段であると云う点から見れば、亦均しく世界平和樹立のためのものである。松岡は「對米毅然たる態度」と云うことを高唱し、往々にして心にもない威嚇もやつたことや、軍部の満州及び支那侵略の軍事行動やが、三国同盟を、近衛や松岡の考えたところのものは、全く違つた印象を、世界に与えたが、少くとも此等文官グループの考えた三国同盟は、世界平和保持の大理想の下に於て考案されたものであつた。

三国条約に依つて到達を期待した目標は、日本とドイツとで必ずしも同じでなかつたことは、疑問の余地のないものである。即ちドイツはアメリカを日本に牽制させ、その参戦に先立ち、西ヨーロッパ制覇を成し遂げようとしたのだが、日本としては、少くとも文官グループの意図した三国同盟は、ドイツの制覇を援助する結果となりはしたが、そんなことはどうでも良かったので、世界戦争の発生を防止しさえすれば、それで良かったのである。

世界四大ブロック考案—この考え方が米英その他の現状維持を方針とした諸国から、侵略的とされ、武力に依る世界再分割計画だと非難されたのだが—が、三国同盟と密接に結び付いていたことが、此同盟を侵略同盟と考えさした一つの原因であるが、これも近衛や松岡の考え方とはかけ離れたものである。近衛と松岡とは、兵力を以つて此の四ブロックを無理に構成しようなどとは、ついぞ考えたことがなく、イギリスの敗退（三国同盟當時は、この敗退が最終的のものとさえ考えられていた）が、世界の殆んど凡ての部分に散在する同国領土及び植民地の処分を必至とし、世界の再分割は寧ろ自然の成行と考えたからのことで（こう考えたのは誤まりであることが、久しからずして近衛や松岡にも感得された）現状維持（又は現状回復）が不自然で、再分割が却つて自然的だとしたがためである。

文官グループは又世界四大ブロックとの関連のない東亜共栄圏の建設の可能を考えて、英独戦争の起つた時よりも

十年も前から、即ちイギリスの敗退などが全然思ひ及ばなかつた頃から、色々と考案を重ねていたことは、前に述べたが、それは東亜諸民の了解に依る共栄組織を作つて、東亜全局の平和を理念としたものであつた、侵略とは縁のないものとして考案された。

前記松岡のグループ大使宛声明書は東亜新秩序の建設を説明して「日本は他のあらゆる国と平等の立場に立つて、大東亜内の各地域で、企業、通商移民を自由に行うことに依つて、人口問題を解決することが出来るだろう。これはかかる地域を開発するとか、征服するとか、又は他国の商業や企業に対して、此等の地域が閉ざれることを意味するものではない」と云つてゐるが、これは決して欺瞞ではなかつたのだ。

然るにも拘わらず三国条約が事実上世界の平和樹立に寄与することが無かつた許りか、却つて第二次世界大戦の一遠因と見られるに至つたのは何故か。之れに付ては云うべき可なり沢山の問題を持つが、その主要なものを列記すると、

第一に、平和樹立を意図する国が自ら平和を破壊する行動を取つていたことである。之をドイツに付いて見るならば、ヒットラーの對外政策は如何に好意的に見ても、侵略政策であることに疑がない。イギリスの宥和政策に乗じ着々と西ヨーロッパ制覇を準備し、一度英独戦争に突入するや、疾風迅雷的に南北各国を征服している。それにも「持たざる国」としての色々な言い分はあるが、暴力を以て他国領土を掠取したことを、侵略でないと主張しうべき何等の根拠も有り得ない。然かも当時のドイツは、極端な全体主義国として、ヒットラーのナチス一色に塗りかえられて、軍国主義以外の何物も無かつたのだ。日本も軍部の軍国主義と侵略主義とが、對外政策を支配していた点では、ドイツと殆んど違ひはなかつた。満州事件も支那事変も、皆軍閥を中心とする積極主義者の作り上げた事件であることは、公然の秘密である。そののみならず軍部は早くから對ソ、對支及び對米戦争を計画し、多数謀略者を關係各国に派遣していたことは、市ヶ谷國際軍事裁判に依つて暴露され、満州国の建設や華北、華中の傀儡政府の設置は侵略

謀略の手始めで、北はシベリアから南は南洋諸国への進撃が既定の方針であつたばかりか、アメリカとの戦争をすら早くから用意しつつあつたのだ。此の情勢を一層陰悪にしたものに、軍規の素乱が有つた。規律に缺け、指揮者の部下統制の能力を缺いた軍隊程凡そ世に恐ろしいものはない。その最も近い先例は、帝制ロシア末期及び仮政府や連盟政府時代のロシアにあつた。殊にケレンスキー時代に於けるロシア軍隊は、「兵卒の権利宣言」を作つたり「軍隊委員会」を構成して、隊内の自治行政を兵卒の手におさめたりして、モツプの集団のような軍隊になつて終つた。それがヴォルシェヴィキの権力を樹立しえた最も大きな原因とされている。三国条約締結当時の日本軍隊には、軍隊委員会こそ作つてなかつたが、下級将校の権力は上級指揮者を圧倒し、大中尉の機嫌を取らねば、地位さえ保てない老将軍の幾人かが有つた程だつた。而かも満州事変や二・二六事件以来、下級士官の政治と外交の革新熱は殆んど狂熱に等しく、旧秩序を破壊し、その廢墟の上に、彼等の指導する極端な国家社会主義政府を樹立しようとし、その無軌道な行動は、国内では無秩序と暴力行動となり、国外では、止め度もない侵略となつた。かゝる事態に基く国内の動搖は暫らく措き、国外に於ける日本の飽くところなき武力進出は、一面に於て、日本から平和建設者としての資格を奪ひ、被侵略諸国（三国条約締結の頃まで、それは中国だけであつた）の限りなき忿怒の対象となつた許りか、そこに利害關係を持つ凡ての国をして、その国家的利益の潰失を危惧せしめ、日本は全く孤立無援となつた。こんな状態の下で、日本が平和を唱導し、東亜の共栄プロックの建設を呼号しても、誰あつて信用する者が無かつたのは、当り前のことだつたのだ。

第二に、平和樹立の根本要因たる相互信頼が少くとも東亜に関する限り全然缺如していたことである。平和にも外部から強いられた平和と、自ら求めた平和の二種類がある。強いられた平和は、一時的のもので、強いた国の圧力が弱まれば、常に紛争が起り、遂には強いられた国の反撥を引き起した例は、史上に幾らでもある。真の平和は各国が自ら求めた平和でなければならぬ。然るにドイツや日本軍部やは、平和を他国に強いようとし、一切の反撥反抗を、

武力を以て弾圧しようとした。此実例は、ドイツや日本の占領地域に於ける諸般の施設に見出すことが出来る。

第三に、平和は各国民の平等と自由とを基礎として築き上げらるべきものである。不平等と自由の制限とは、必然的に国際紛争をひき起し、遂には戦争の原因となる。然るにナチスと日本軍部の求める平和は、他国を自国の指導下に置き、指導国の欲する所を被指導国に押し付けて、無理やりに作り上げようとした平和である。こんな平和が永く続こう筈はない。

第四に、世界恒久の平和は、各国が他国に依つてその權益を侵害されぬことが保障されねばならぬ。何時侵されるか分らぬ他国を身近かに持つていては、平和は考えられない。然るにナチスと日本軍部とは、他国の権利侵害を平気でやつていたのだ。ドイツも日本軍部も、侵略をカムフラーズする色々な口実を作つた。持たざる国がちつとしていては、ぢり貧から亡国となるとも云つた。他国の領土に勝手な一線を劃して、その線を自国の生命線と呼び、生きんがためには手段をえらぶひまがないとも云つた。權益侵害防止のための自衛措置としての軍事行動だとも主張した。然しながらその凡ては侵略意図の擬装に過ぎなかつたのだ。そこで他国は、何時でもドイツや日本からの侵略の危険にさらされていた。ナチスも日本軍部も共に、英独戦争や日支事変に他国を参入させないことを、平和のためだと主張した。例えばナチスはアメリカ参戦防止を以て世界の平和保持の唯一の手段であるかの如き主張を続け、遂には日本をも引入れて、此の主張貫徹のための共同戦線を張らせた。然しながらナチスのアメリカ参戦防止は、西ヨーロッパの制覇に対する大西洋彼岸からの障害除去を企図したものに過ぎない。外部からの干渉なしに、出来る限り少ない犠牲に於て、最大の利益を獲得しようとしたのだ。この目的が達せられた暁は、アメリカが切りに心配していたように、南米の一、二国を占領し、之れを足がかりとして米大陸に覇を唱える下心が無かつたとは、誰も断定出来ない。その頃ドイツがソ連に対して取つた態度などから見ると、ドイツにこうした野心が有つたと考えるのが正しいと思わざるを得なかつた。即ち一九三九年の独ソ不可侵条約は、ソ連とイギリスとの従来の親善關係に水をさし、バルト海

沿岸三国とポーランドの一半とをソ連の勢力範囲とすることを認めて、一時は独ソ兩國の水も洩らさぬ親善關係を誇示し得た。然しそれから僅か二年後にはドイツがソ連領に攻入つてゐる。日本の態度にも之れと似たところが多かった。例えば柳條溝事件が起ると、不拡大方針を声明した政府は軍部の我儘を如何ともすることが出来ず關東軍は、奉勅命令で一旦進攻を思い止まつた錦州へも出れば熱河へも進み、之れと前後して天津巡防隊謀反なる事件をでつち上げ、天津占領から、北京への進出と、次から次へと日本軍の占領地域は拡大されて行つた。三国条約締結の頃は更に南下して広東省を略し、北部仏印に駐兵し、蘭印問題に対する強硬態度は、日本軍の南洋進出必至をすら思わせていた。こうなつては、南方に領土又は勢力範囲を持つ各国は、重要な權益が何時侵されるかと心配を重ねたのも当然で、それが結局はABCの包囲陣ともなつたのだ。これでは極東の平和は愚か、世界の平和などを唱える資格が、日本にはなかつたのだ。

それにも拘わらずナチスと日本軍部とは、夫々ヨーロッパの平和と、極東の平和とを樹立し、更らに他の国々とも手を握つて、世界全局の平和を維持確立するのだと呼号した。

ナチス・ドイツと日本との世界平和樹立呼ばわりの、到底他國を信託させ得なかつたことは、以上の通りである。然しながら何所の國にも平和愛好者はある。ドイツにも日本にもそれが有つた。彼等に侵略主義者を押え得る力がなかつたことが、対外的にその國を侵略國として浮き上らせたのだつた。唯侵略主義者の平和愛好者支配力の大小は、外交政策に多かれ少なかれ反映することは、有りうることだ。こうした見方からすれば同じく侵略主義者の支配下にあつたドイツと日本とで、外交政策上の相違が自然と出来る。ナチス・ドイツに在つては、侵略主義が凡てのドイツ人の行動を支配し、此点ではナチス黨員と非黨員との間に區別がなかつた。こと程左様にドイツはナチス一色に染め上げられ、軍人は勿論、政治家も外交官も実業人も、殆んど洩れなく侵略任務を分担させられた。

然らば日本はどうか、ドイツとは少しく趣を異にしていた。三国条約締結の頃までは、侵略主義者たる陸軍の勢力

が優勢であつたことに議論がないとしても、ナチス・ドイツの場合のように支配的ではなかつた。平沼内閣時代の日独同盟問題に関して、数十回の閣議を開いても猶方針が決定されなかつたことは穩和主義者の勢力が、押されながらも陸軍のそれに対抗するだけの勢力を持つていたことの証拠である。日本の外交が明治末葉以降常に急進温和兩派の角逐場となつていたことは、第一節所説の通りだが、これは少くとも情性的に、三国条約締結の頃及びそれから後東條内閣に至る迄も続いていた。温和派は官僚に依つて、又急進派は陸軍に依つて代表された。海軍は時あつて官僚派と行動を共にし、時あつて陸軍と握手し、その同背が直ちに侵略主義者の勢力を消長せしめた。三国条約締結の前は、官僚と海軍の統一戦線が陸軍と対抗した時代であつたから、非侵略主義的色彩が、滿洲事件以来の陸軍の侵略主義の中に、はつきりと現われていた。然るに愈々三国条約が締結されてからは、海軍が陸軍と同調し、殊に陸軍の南方進出が目立つて来てからは、海軍が陸軍に優るとも劣らぬ、侵略主義者たることを明白にした。即ち三国条約の締結の準備時代は、陸軍対官僚海軍連合勢力対抗時代に属していたから、条約に対する非陸軍勢力の主張が或程度考慮されたのに反し、条約締結後は侵略主義が最も勢強く物を言つた。此の事から容易に看取されることは、唯一の三国同盟でも、締結の時の意味合いと、その後のそれとの間に、相違のあると云うことである。即ち締結時に於ける三国条約は、近衛が切りに云つていた通り、世界平和保持のためと云う面を多く持つて居たのだが、締結してからと云うものは、侵略的な面がはつきり目立つて来た。そこで此条約の本質は、平和の面だけを見たり、侵略の面だけを見たりしては、分かつてゐない。その時々の支配力が、侵略主義者に在つたかどうか、支配の程度はどうであつたかを、はつきり見定めてかからねばならぬ。三国条約は第二次近衛内閣の末期までは、確かにアメリカの参戦を防止し得た点で、平和に貢献したと見るのが決して誤りではない。近衛手記はこのことを次のように説明している。

「三国条約締結のために日米關係が收拾すべからざるところまで追ひ込められた、であるから三国同盟は日米開戦の原因になつたと云ふ説に対して、余は断然それは法理上から云つても、事実上から云つても事実と反すると考え

る。つまり日本は米が独に宣戦した場合にのみはじめて米国に宣戦する義務をもっている。然るに昭和十六年十二月日本はまだ米国が独に宣戦せざるその前に日本の方から米国に対して宣戦した。その宣戦の詔勅にも三国同盟の義務というのは一句も出ていない。即ち三国同盟の義務として日米戦争が戦はれたのではない。法理上からいっても同盟は日米戦争の原因でない。事実上においても、三国同盟の締結が英米の輿論を益々悪化させたということは事実である。しかしながらもとく英米の日本の対支政策に対する輿論は滿州事変以来ずっと悪いので、通商条約廃棄の如きは同盟締結前既に平沼内閣の時に行使はれ、また資産凍結は同盟後十ヶ月も経て仏印進駐を契機として行はれている訳で同盟締結の直接の反響として、米国の対日態度の硬化は具体的に何も変はれなかった。ことに注目すべきことは同盟締結後約半年を経過した時に日米交渉がこの米国の提案によつてはじまつたということである。このことは即ち三国同盟が日米関係を極端のところまでもつて行つたものでない何よりの証拠と言ひ得るのである。」

と。これは誠にその通りである。同盟締結の際の総理大臣としての責任から、自己弁護のためにこう云つたと云つた一部日本人の批判は誤まつている。

然しながら第二次近衛内閣の末期から急激に強化された侵略主義者の支配的地位は、三国条約の性格を一変せしめ、同盟がアメリカの参戦防止の手段として締結された本来の主意を忘れ、南方への兵力に依る進出を図り、アメリカをして戦争に突入せざるを得ない状態を作り上げた。則ち「対南方施策に関する大本営陸海軍部方針骨子」なるものが決定（昭和十六年四月上旬）されると、日本の侵略は支那大陸から更に南方に拡充され、侵略国としての日本の立場を益々明確にした。右決定の要領を摘記すると (1) 仏印、泰との間に軍事、政治、経済に亘り緊密不離の結合關係を設定し、(2) 蘭印との間に緊密な經濟關係を樹立し、(3) その他の南方諸国との間に正常の通商關係を維持するため、外交交渉を開始するが、米英蘭の禁輸や ABCD 対日包囲態勢が加重され、打開の方法がないときは武力を行使

すると云うのである。即ち南方諸国に対する日本の權益の拡大が思うように行かねば、戦争をはじめると云うのである。この措置と三国同盟との關係に付いては、何とも云つていないが、その頃ドイツが置かれた地位から考えると、両者の間に密接の關係のあることが察知される。当時ドイツはソ連との戦争を決意していたこと、バルカン諸国への進出に依つて、戦場が急激に拡張されたこと、イギリスの弾藥力のあなどり難いのを知つたこと、アメリカとイギリスとの共同關係が益々深まつて行つたことなどは、ドイツをして日本の南方進出による米英牽制の必要を痛感させた。そこでドイツは松岡のベルリン訪問に際し、早くも日本のシンガポール攻撃を要求したが、松岡にそれは自主的にやるんだといなされたが、ドイツ軍部の駐独大使の大島や武官を経て、我政府及び軍部に対する南方進撃の直接間接の要求が続いた。これが前記大本営決定を促進させたのであつた。換言すれば日本の南方武力進出の方針は、ドイツの西ヨーロッパ制覇の側面援助の意味を含んだものである。而して日本の南方武力進出が、油やゴムの物資確保のためであり、それが対米英戦争に備えるためのものであり、且又それが結局アメリカの戦争参入を促進したものである。かくて三国同盟の変質なる悲しむべき現象が起つたのだつた。

なお茲に附言し度いことがある。それは三国条約が誰にも相談なしに松岡だけで極めたと云う一部の誤解に付いてである。松岡は常に外交方策と外交技術とを区別し、前者は政府全体で、又は事項に依つては議会の審議を経て決せらるべきであるが、外交技術は外交一元化の原則に従つて外交官に一任し、部外からの干渉は許さるべきではないと云つていた。此見解から松岡は、三国同盟締結方針は政府全体の慎重審議にかけて、独善的な処置はしていない。然しながら所謂外交技術例えば同盟商議の問題になると、松岡は余りに秘密過ぎると思われる程に、部外者を關係せなかつた。この二つをこつたに考えた結果が前記の誤解となつたものである。現に此条約の締結交渉には、次官以下の外務省員を殆んど入れずに、少くとも条約の内容が極まる迄、松岡と私でやつたことは事実であるが、それは松岡の独断を意味するものではない。沿革的に、見るならば三国条約は平沼内閣時代からの因縁付きのものである。同

内閣は独ソ不可侵条約の締結に驚いて、日独提携交渉を一旦打ち切りはしたが、その後もぶす／＼燃え続け、阿部、米内両内閣を経て、第二次近衛内閣に至つたもので、近衛、松岡の時代に突如として持ち上つた訳ではない。それ迄に三国条約に対する検討が、政府及軍部は勿論、民間でも相当行われて、賛否両論の輪廓が略ぼ定まつていた。第二次近衛内閣は、成立後程なくその独自の考へ方に依つて「基本国策要綱」を決定して、大東亜新秩序建設を根幹とし且つ国際的大変局を遠視した建設的外交政策を取ることを、閣議を経て極め、三国条約の採用したと同じような施策原則を容認し、更らに其の翌月政府と統率部との連絡会議では、「世界情勢の推移に伴う時局処理要綱骨子」なるものを議定して、「一面対米厳然たる態度を保持する他面、独伊との政治的結束強化、対「ソ」国交の飛躍的調整を図る」方針を定め、日独伊三国同盟及び日独伊ソ四国協定の根基とし、更らに九月四日の連絡会議は「日独伊枢軸強化に関する件」で、三国同盟方針に關し、稍や詳細の準則をも定めた。松岡が独りでやつたのは、此原則実行のための条約の締結交渉事務である。即ちドイツ政府の特使スターマーが東京へ乗込み、交渉が開始されてからは、事柄が事柄だけに、厳に秘密を守る必要から、交渉場所を人目に付かぬ千駄ヶ谷の松岡私邸とし、多くは会議を夜陰に開き、松岡とオット・スターマーの外は、たささか私が這入る外、会議室に立ち入る者とはなく、而かもそれは外務省員にすら秘密に行われたものではある。然しそれだからと云つて条約が松岡だけで進められと云うのは誤まりである。現に交渉の段落毎に松岡は、近衛や木戸のところに駆け付けて委細を報告し、時には深夜の会見とまでなつたのだ。そして近衛も木戸も充分意見を述べる機会を持つたのだ。従つて三国条約を松岡の独断とする見方は、決して正しいものではない。

更らにそれに附け加えて説明せねばならぬことに、三国条約締結交渉に付いての軍部の発言が甚だ少く、近衛、松岡の文官グループが指導的地位を保つていたことである。即ち、条約の内容は、凡て文官グループに依つて指導せられ、訂正加除せられ、軍部は直接それに干渉することが無かつたことである。これには二つの意味が含まれてい

る。即ち第一は、文官グループの平和主義が、三国条約に關する非軍事的事項に於て支配的で、而かもそれが条約の本体をなしていたことである。第二は、平和的条項が条約の本体となつた結果として、軍事的事項が此の本体的規定に拘束されるに至つたことである。此の二つ事項は、日独伊三国条約の非侵略性の法理的な裏付となるものである。此点に關し最も多く問題となるのは、前記「日独伊枢軸強化に関する件」なる国策決定文書の附屬書に米英に対する武力行使方針を極めてあることである。文官グループが世界平和保持の手段として案出し三国条約締結方針に、平和保持とは到底相容れえない武力行使を予定しているが、甚だしい矛盾ではないかと云う議論が、条約締結の当時から早くも聞かれた。然らば平和主義者たる文官グループは、これをどう説明したか。これ三国条約の本質を把握する上に於て、大切なものと考えから、少しく説明を加えて見よう。

此の武力行使規定と云うのは、次のようなものである。即ち「対英米武力行使に關し皇国は左の諸項に依り自主的に決定す」と概括的に極めた上で、

- (一) 支那事変処理概ね終了した場合に於ては、内外の諸情勢それを許す限り好機を捕捉し武力を行使す
- (二) 支那事変の処理未だ終らざる場合に於ては、原則として開戦に至らざる限度に於て施策するも内外諸般の情勢特に有利に進展するか若くは我準備の成否に拘わらず国際情勢の推移最早猶予を許さずと認める場合武力を行使す

(三) 内外諸般の情勢とは支那事変処理の情況の外欧州情勢特に對ソ国交調整の状況米国の我に対する動向及我戦争準備等の諸件を指すものとす。

と云うのがそれである。此条項を文面通りに解釈するならば、三国条約締結に際し、文官グループも軍部と同様、対英戦争を計画していたことになるが、この条項には、次のような沿革の有ることを看過してはならぬ。即ち此条項が陸軍側から提出された時には、前記第三項が無かつたが、これを以て日本を戦争に導く不穩の規定として反対し

た者が、文官グループに多かつた。その主唱者は近衛で、松岡はそれに賛成した。近衛は政府と統率府との或日の連絡会議の席上、規定の削除を要求したが、それに対し軍部側は、用兵が自主的に決定されるのだから、用兵の可否善悪に付て政府と統率部とが充分論議を繰返す機会が有る。軍部は独断専行するようなことは絶対に無いから、安心して貰い度い。又此の方針は別紙第三の他の部分に掲げてある方針即ち四大ブロック建設の爲の（註）万已むを得ざる場合に限つて適用されるもので、対米英戦争を予定するものではない。米英両国が東亜共栄圏建設の趣旨を了解させして呉れば、用兵の必要が全然ないのだから、それを戦争突入方針を定めたとするのは適當でない。唯日本が毅然たる態度を取るためには、この位の決心を持たねばならぬことを示したに過ぎないのだと説明した。此説明に対し文官グループは猶ほ甚だ不安を感じ、彼此議論の末、用兵規定に制限を加える意味から新たに第三項を加えることにした。「内外諸般の情勢」を「支那事変処理の情況」「欧州戦争情勢殊に対ソ国交調整の状況」「米国の我に対する動向」及び「我戦争準備」等を指すことに極め、用兵に条件を付けたのだつた。此条件の各事項は、最後の「戦争の準備」の項を除くの外は、凡て政治的（主として外交的）の諸情勢に関するものであるから、用兵の時機に達したかどうかの決定は、第一次近衛内閣の続く限りは、文官グループ、主として近衛と松岡とに依つて検討せられる筈のものである。然るに支那事変の処理は、当時の情勢上何時果てしが付くか分からぬ程に困難とされ、日ソ国交調整も海のものとも山のものとも分らぬものだつたから、日本軍部がその成否如何に拘わらず対米英戦争を開始するものとは思われなかつた。又「米国の我に対する動向」に至つては、我方が進んで戦争を仕かけぬ限り、彼れから鉄砲を打かけるなどと云ふことの、万々有る筈がないとは、日本人一般の考え方であつたのだ。旁々用兵に関する前記の制限事項が存在する限りは、軍部の対英米戦争を防止することが出来ると、文官グループの誰彼は考えたのだつた。

（註）「米国に対しては努めて平和的手段を以てすべきも東亜及欧州分野の政治的、経済的提携に依り所要に依じて米国に対し圧迫を加え得るの態勢を構成し以て皇国の主張を貫徹に寄与せしむる如く策す」

「皇国は東亜新秩序建設上、南洋を含む東亜に於て英国の政治的経済的權益を排除するため状況に応じ諸施策を講ず」

「日本及独伊は米国をして西半球及米国の領地以外の方面に容喙せしめざると共にそれに対し兩者の政治的及経済的利益を擁護するため協力す又その一方が米国と戦争状態に入る場合には他の一方はあらゆる方法を以て之を援助す」

然しながらそれで安心は出来ぬ。外交の指導権が文官ブロックにある限りは良いが、外交干渉は、第二次近衛内閣時代と雖、依然軍部に依つて頻繁に行われていたのだから、三国条約を平和的たらしむるか又は侵略の道具とするかは、文官ブロックの政治力如何にかかわらねばならぬ。こゝ大きな弱点を持つていた。然しながら自信の非常に強い松岡はこの事を、さして心配して居らず、乃公出づれば軍部の専横なんか物の数でない位に考えていた様子であつた。ことに彼が多数民衆の間に、当時の誰にも増した人望が有つたことは、彼をして自力を過信させる一因となつたことは、争われぬ事実である。又当時の彼れは、確かに軍上層部に或る程度の威力を持ち、閣議や連絡会などで、彼の意見や説明が軍部の意向に明らかに反していた場合でも、そのまゝ通つたことの多いのを、私は現場に居合わせて見ている。彼は確かに言論の雄で、面と向つて彼と堂々の議論を闘わす者は、当時の文官グループにも、將軍提督連中にも絶無であつたと云つても過言ではない。それが結局後になつて閣員や軍部上層部から嫌われる理由となつたのだが、松岡としては、それが如何にも軍部を押え付けているように誤認していたものようである。当時彼は良く言つたものだ。「今迄の歴代の外務大臣は、豪ら相なこと言つても、軍人に引き廻されてた。幣原のような消極的抵抗力の非常に大きいので有名な男さえ、満州事件では軍部の尻ぬぐいをさせられて、その専横を防止することが出来なかつた。その他の外相に至つては、誠に沙汰の限りである。僕はあんな惨めな目には遇わぬ積りだ」と。

話は少し横道に這入つたが、三国条約に対する文官ブロックの見方と、軍部の見方とは違ひ、文官ブロックはこれ

を世界平和樹立の手段と見、軍部は侵略力増強の手段としたことは、さきに説明した通りで、文官ブロックの最も懸念したことは、軍部に引廻されやせぬかと云うことで、流石の松岡すら、強がりと言いながらも、このことを常に気かけ、近衛も或時私に三国条約を軍部の侵略の道具にしないための努力が必要だと説き、折にふれて松岡の注意を新たにするようにして呉れと云っていた。

然らば文官ブロックの軍部から引廻されることを防止するための具体的な考量と努力とは、如何に、又如何なる方向に於てなされたか。これを概括的に云えば、それは各国民の平等と獨立を基調とした共存共栄の東亜ブロックの建設の方向に於て、軍部の行動を制肘する考量と努力であつた。而してこれは侵略と強制との前には共存共栄がありえないと云う原則に導かれた平和主義に外ならないが、その結果、文官ブロックの行くべき道を次の三つに規正した。即ちその一は軍部の侵略方針を一日も速かに、列国協調主義に切りかえさせることであり、その二が軍部の侵略政策の実現であるところの、支那事変を、急速に解決し、日支の真の共栄的提携を実現することであり、その三が、東亜共栄圏建設に対する外部からの障害の緩和又は除去である。依て次に右条項に関する文官グループの施策を解説し、且つこれに対する無遠慮な批判を試み、以て三国条約の本態を説明する。

第二、東亜共栄圏構想の非実現性

一、侵略に共栄なし

松岡が東亜諸民族の共存共栄を基調とする東亜ブロック建設を目論見たのは、必ずしも不合理とは云えないが、当時の状況に照らし、実現の可能性が極めて小さいものであつた。元々此の東亜ブロックは、世界四大ブロックなる一個の鎖の一つの環として案出されたものであるから、四大ブロック構想の包有する矛盾は、同時に東亜ブロックの蔵する矛盾でもあり、従つて前者の実現性に乏しいことが、東亜ブロックの実現性の乏しいことにもなる。

然しながら松岡は、他のブロックとの相関性を持たぬ東亜ブロックも成り立ちうると考え、それが建設された後に、「志を同じうする」他のブロックと手を握ることを企図していた。此の考え方からするならば、東亜共栄圏だけに付いての実現可能性をも検討して見ねばならぬ。私の意見を卒直に云えば、それは一寸面白い思い付きで有り得ても、実現的では決してない。私は此のことを屢々松岡に告げ、東亜などと云う広い地域のことを考えるよりは、もつと手近な中国との共存共栄を一途に考えるのが良いこと、それには思い切つた互譲に依つて支那事変の解決を図ることが急務であること、軍部をして侵略意図を抛棄させるため、あらゆる手段を講ずる要あることなどを色々と説いた。松岡は私の意見に反対はしなかつたが、日支関係の調整は東亜全民族関係調整の一環としてのみ有意義であるとし、東亜共栄圏建設の考えを改めようとはしなかつた。

私は何の理由で東亜共栄圏を実現の望みがないと考えたか。それには云うべき多くを持つてゐる。然しこれを詳しく説明するのは、此の記録の目的外に属するが、どうしても云わねばならぬ二、三の事柄がある。第一に東亜諸国は、ブロックを作らねばならぬ程に重大な共通利害を持つていない。黄色人種同志だの、同文同種だのと云つても、それは民族相互の好誼の原因となり得ても、ブロックを組織し、各国を事実上恰かも一国とならせる程の大きな力とはなり得ない。当時日本人の或者は、第三インターナショナルのスローガンを、そつくり其の儘借りて来て、西ヨーロッパ帝國主義の搾取に対する東亜民族の解放などと呼んだ。又アジア人のアジア主義を大声疾呼した者も多かつた。然しながらこんな議論は、本当にアジア民族全体のために、誠心誠意唱えられてこそ、全民族に対する呼びかけとなるのだが、疑惑と猜忌の対象だつた日本の側からのこんな叫び声が他民族を引付けよう筈はない。各民族の完全な平等と真の自由が有つてこそ共存共栄が成り立つものである。侵略と強制の下にそれがありうると考えるのは、自己陶醉の甚だしいものである。既に共栄と云う以上、凡ての国々が相共に栄えることを目安とされねばならぬ筈であるが、当時日本を引きずつていた指導層、就中軍部の考えていた共栄圏は、凡ての東亜民族の繁栄のためではなく

て、日本自身の繁栄のためである。当時の日本では、侵略と強制とに強く反対する者が数に於ては支配的であつたのだが、軍部及びそれに雷同する衆団の力は、これら正義派の声を抑圧するに十分であつた。松岡の考えていた東亜共栄圏は、自らも屢々公言していた通り、無侵略、無強制の共栄ブロックではあつたのだが、彼も亦侵略主義の怒濤の中に、身動きも出来なくなるのを如何ともすることが出来なかつた。

侵略主義者の東亜共栄圏の考え方は、実力と謀略とに依つて他民族を強制し、これを日本の指導下に置き、その政治と経済とを、日本の欲するが儘に統制しようとするにあつた。此ブロックの運営に付き、民主的な形式を附与することは、必ずしも困難でないことは赤色帝国主義のソ連が、コミンテルンやコミンフォルムの結成に依つて、ソ連の侵略に各国民の自発的な民主主義的運営の形態を与え得たことで明白である。然し如何に文化の低いアジア人だからとて、そんな形ばかりの民主主義でだまされ切る者ばかりではない。そして日本の指導なるものが、侵略の別名であることを遅かれ早かれ、覚るに極まつている。それが各民族の福祉増進に寄与することがない許りか、結局は東亜諸民族に西ヨーロッパの勢力を追つ払わせ、その代りに、それよりもつと露骨且つ暴力的な日本軍国主義を迎えることになるのを知るに相違ない。それが何の共存か、何の共栄か。

今議論を簡単にするため、政治のことを暫らくおあづけにして、問題を経済の統制だけに限つて見る。成る程近代に至つて自由貿易主義や国際分業主義が動揺しつつあるのは事実で、多かれ少なかれ統制経済の時代となつている今日ではあるが、より高く買うところに原料を売つて、より安く売るところから生活必需品を輸入することが、工業の未発達な東亜諸国に取つて最も望ましいと云うことは、昔も今も変わらない。経済国民主義の盛んな時代であればある程、(松岡が共栄圏を唱え出した頃は、此主義の最も盛な頃だつた。)東洋諸国の原料とその広大な市場とは、世界から引つ張り風になつているのに、ブロックを作つて故ら門戸を狭め、指導国日本の経済要求を第一に満足させる組織とするが如きは、仮令可能であるとしても、共栄でもなければ、「万邦をしてその所を得しむる」所以でもないのだ。

松岡は東亜共栄圏を説くに當つて、常に「無侵略、無強制」を説いている。彼はこれで侵略主義を蔽いかくし、国民と世界とを欺瞞したのだと云われているが、これは余りに酷である。永く彼とつき合ひ、彼を良く知つている私は、彼がこんな見え透いた嘘で世を欺こうとしたとは思わない。又彼はそれ程の頓馬でも悪人でもない。彼はどちらかと云えば、夢が多過ぎた。而かもその夢は、彼一流のユトピアに何時も結付けられていた。彼はこのユトピアを、万国の自由平等と、無侵略無強制とに置いて東亜共栄圏の夢を楽しんでいたのだ。然るに何故彼の考え方が、現実とぐれ違つたのか。これは第二節に述べた彼れの特異な性格にも因るが、彼には殆んど如何ともすべからざる程強力な外部的事情に無理強いにされたことも見てやらねばならぬ。彼が市ヶ谷裁判中途で死ぬと、多数被告や弁護人は申し合わせたように凡ての罪を松岡に着せようと力めたことは、公然の祕密だ。現に某々弁護人は弁護人室で、死んだ松岡一人に罪を背負つて貰うんだと私に言つていた。国が救えるなら、松岡はそれを喜んでであらう。然し松岡が一人で罪を引受けたとて、過去の日本の所為を世界の非難から救うものではない。唯彼に対する誤解を深めるだけである。尤も彼はこの誤解を無理からぬものとする程に多くの性行上の缺陷を持つていたが、彼は決して曲者でもなければ、世間の考えていた程ほらふきでもない。純真なそして愛国的な面をも多分に持つていた。木戸の市ヶ谷陳述を見ると、松岡を危険極まるものと見、これを陛下に言上し、陛下も亦彼を御信任にならなかつたと云つてゐる。或はそうで有つたであらう。然し彼は国を愛することでは誰にも負けないと自負する程、愛国心の深い男であつた。あゝすれば国のためになる、こうすれば国のためにならぬと、自分の行動を國家の尺度で計つていた。そして同郷の先輩「高杉晋作先生」を礼讃し、その愛国の至情をたたえたことが幾度あつたか分らない。彼は又勤王即愛国主義者で、大臣になつて度々拜謁するようになってから、陛下の御言葉は、一々手帖に書き取つて、時々これを謹厳な面持で披いて見ていることを、私はよく見ていた。三国条約締結の必要を言上し、御嘉納を得て帰宅した或深夜などは、私にその話をする前に、陛下の万歳を天に祈つていた。松岡はこうした男であつた。彼が非常にボビュラーな外務大臣で

あつたことの理由の一事はこゝにある。「松岡のやつ、吹き出た」などと、彼れの人氣を妬んだ外務省の大先輩も有つたが、駄法螺を真に受けて有りがたがる程に、日本人はどれもこれも馬鹿ではない。当時の彼の人氣と云うものは、誠に素晴らしく、旅行先などでは、一目でも彼を見ようと、沿道に人垣を作つたことは稀ではなかつた。此人氣が後になつて近衛や東条をして彼れを内閣から抛り出させた一つの理由となつたのだつた。彼は、か程に人氣があり、それが彼れの力となつていたことは事実であるが、それにも増した大きな力が、彼をして眞の共存共栄の東亞國建設の夢に安住させることを不可能とした。それは軍部の外交方針である。第二次近衛内閣成立直前の四巨頭会議での、外交一元化方針の決定などは、内閣成立後間もなく東条に打破られ、彼は常に軍部の専横と戦わざるを得なくされた。ああ見えても松岡は、妥協性もあつた男だから、戦い続けている内に、何時とはなしに軍部に同調し、ミイラ取りがミイラになつた嫌は有つたが、そうなる前の彼は、可なりに勇敢に戦つたものだつた。

二、侵略主義に対する文官グループの闘争

松岡は世間から侵略主義者の巨頭と見られつゝ死んで行つたことが、可愛想でたまらぬ。三国条約や仏印進駐などが戦争の遠因となつたことは事実で、素より弁護の余地もなければ、弁護すべきものでもない。然しながら事の因て來つた所以を深く察せず、松岡の外交を恰かも侵略に始まり侵略に終つたかの如くに云うのは、余りに酷である。

(4) 軍部の侵略方針を暴露した市ヶ谷裁判の記録

歴代の外務大臣は殆んど凡て軍部と闘つて來た。それは最初は軍部の外交干渉を防止するための闘争だつたが、段々と軍部の実力外交を喰ひ止めるための闘争に転じた。それに地域的の変動も加わつて、朝鮮や満州の問題から中国え、中国から南方諸國へと、軍部の外交は、一步一步広まつて行つた。而かも松岡時代は、軍部外交が最も猛威を振るはれた時代で、満州を中心として北はシベリアから、南は遠くオセアニア群島に亘る広汎な地域に付いて、外務省など眼中に置かずに、勝手に方針を決定し、政府や外務省が何と云おうとも、その擁する強大なる實力を以つてぐん

／＼と独自の政策を実行に移し、文字通りの傍若無人に振舞つていたから、從來のような外交一元化や軍部の外交不干渉などの生易しいことを言つていても、何の役にも立たなくなり、生き身をぐさりと軍部の真只中に投げ込み、その外交擅断に体当りを食わせ、一か八かを試めすより外に途はなかつた。松岡は之れを知つていたから、涙ぐましい努力を重ねていたことは、私が常に見聞きしていたところだが、これは後に説明するとして、松岡時代の少し前から軍部——主として陸軍——は、無遠慮に侵略政策を押し進めんとし、自ら外交の先頭に立ち、外務省などは高々國際法顧問位にし加思つていなかったことを重ねて云つて置く。

軍部の侵略主義は、如何様に巧みにカムフラージされていても、それまでに屢々露出してゐた。近いところで張作霖を殺してから南方諸地域へ兵を進める迄の、一連の史実が確然と証明する。然し其のところ我々がそれを參謀本部なり、陸軍省なりの基本方針だと考えたのは、単にそうであるに違ひないと、一連の史実を基礎に想像していただけのことで、実証をつかんで居た訳ではなかつた。そして中大尉あたりの血氣にはやる連中の下剋上が、上局を已むなく侵略的行動に引きつづいたのだ位に考えた。我等の常に接した軍の上層部は、東条を別として、杉山でも、荒木でも、阿部でも、梅津でも、更にさかのぼつて宇垣や金谷あたりでも、至極温和そうな、荒つぱいことの嫌ひ相な者許りだつたからそう云う風に考えさせられたのだ。然し市ヶ谷の國際軍事裁判が開かれると、軍部の侵略政策の動きのない実証がぼつ／＼出はじめ、遂には參謀本部の關東軍その他への訓令の幾つかが、証書類（その一部は実物の写真）として提出され、我々の想像が余りにも良心的中していたのに、一驚を吃したのは、私だけではないであらう。その証拠の一つに、河辺虎四郎が關東軍參謀長として赴任の際、參謀次長の真崎から手交された「軍機、謀略計畫要領」がある。これには対ソ、対支、対米の三つの戦争を予定し、それに応じた謀略の大綱を定めてある。その対ソ戦争の部（第一章）を見ると、

一、平時からソ連乃至第三インターナショナルの極東に於ける赤化事實を宣伝しその赤化政策に対する帝国の立場

を諒知せしめ以て対ソ戦の正義公道に立脚する所以を了得せしむ、

二、開戦後成るべく速かにソ連の戦争力を破壊するため左の施策を実行す

(1) ウクライナ、ジョルヂア、アゼルバイジャンの独立運動を助成し当該地方を擾乱す

(2) 亡命及ソ露人団体をしてソ連内の同志と連絡し各地に暴動を起さしめ非戦国を煽ると共に労働政府の崩壊を

図る

三、仏国、波蘭、小アンタント、沿バルト諸邦竝に土耳古と親善を図り為しうれば右諸邦をして前条の施策を実行せしめ已むを得ざれば我が謀略実施に便宜を与うる如くす

とある。北進論の陸軍がソ連との戦争を計画して、多数の謀略班が関係諸国に派遣されていたことが、裁判記録に示されていたことに、何の耳新らしさも有り得ないが、これ程までに具体的な謀略方略が広く世界に行われていたとは、想像してはいなかつた。次に「対支戦争」の部（第二章）には「平時から支那民族の特性たる非国際的・非人道的暴虐行為の暗黒面を暴露すると共に、共産軍の拾頭、共産党の活動陰謀の事実を宣伝し武力に依る権益擁護の已むなき事状を認めしむと云つて、更らに日支戦争にソ連を参戦させないための二牽制策をも定めている。この方針が単なる机上計画でなかつたことは、満州事件と支那事変とを見れば明白である。此事件発生の数年前から陸軍のやつた支那に関する宣伝は、悉く前記の謀略そのままで、ソ連牽制謀略もソ連その他のヨーロッパの国々で行われた。扱て愈々事件が起ると、所謂大義名分を、前記謀略計画の所謂「武力による権益擁護」に置いて、怪しげな法理論までも作り出している。両事件が陸軍に依つて引起された侵略戦争であることは、これに依つても明らかである。又前記謀略計画は最後に（第三章）「対米戦争」の謀略をも定めている。

此の謀略計画要領が河辺に手交されたのは、第一次近衛の内閣時代だったが、それだけでは、謀略が軍部の確定方針となつた年月を審かにしえない。手交当時は既に満州国が出来てをり、陸軍の政策には何時も日満、又は日満支な

どの文句が付き物になつていた頃だが、此謀略計画には、こんな文句が少しもないところを見ると、満州事変発生以前ののであつたことが想像される。然らば何時までさかのぼるかは、知る由もない。そこで私は東条陸相時代の兵務局長をした中将田中隆吉に聞いて見たら、真崎指令の何年か前には、指令の内容が陸軍首脳部の常識となつていた。決定はそれよりも余程以前で、田中義一内閣の頃ではなかつたかと思うとのことだつた。田中積極居士ならこんなことをやつたとしても誰も不思議がる者はないであらう。何れにしても陸軍の対ソ、対中国、対米戦争方針は、余程前から極まつていて、それが根幹となつて陸軍外交が行われていたのだ。二十一箇条要求（原案を陸軍が作つたことは前述した）や、寺内内閣の対支積極政策は、前記謀略要綱決定以前のものであるかも知れないが、それにしても両者に一脈相通するもののあることは、云う迄もない。

軍部の施策の特徴は、施策そのものの侵略性にあると同時に、苟しくも此の施策に邪魔になるものは、徹底的に押え付けることにある。これが屢々軍部の外務省圧迫の形態を取つた。遠いことは暫らく置き、満州事件や支那事変に當つて、歴代の外務大臣は、軍部から徹底的に圧迫された。此の圧迫は、外務省の方針決定に対する干渉の形を取ることもあるが、それにも増して厄介なものは、外務省と全く相反した行動を、外国で取つて、政府の方針を圧死させることである。その最も顕著な例証は、満州事件及び支那事変に於て一再ならず示されている。満州での張作霖相手の鉄道敷設交渉が一応は成功すると見ると、軍が張を殺して終つたり、事件不拡大方針が政府に依つて決定されると、関東軍、朝鮮軍及び北支駐屯軍は、所在に事件を拡大し、日本政府を対外的に大喧つきにして終つたりした。これでは外相幣原がいくら徹底した平和主義者であつても、国際信用が日本の最大の財産だと云つて、軍の不信行為を叱責して見ても、近衛や松岡が外交一元化などと騒ぎ廻つても、何の役にも立たぬばかりか、不本意極まる尻ぬぐいをせねばなくなるのは、当り前のことである。満州事件勃発直後に、関東軍を説得に行つて失敗したと云われている中将建川に、彼が駐ソ大使を罷めた直後に、当時の事情を聞いて見たところ、何でもすば／＼言つてのける彼

は、「板垣（関東軍参謀後に陸相）と参謀本部の中堅層（建川もその一人）とが意見一致の上でやつたことだから、僕が板垣を説得する筈もなければ、必要もない。僕は満州へ行くと、星廻家（大連星ヶ浦の料亭）で飲んでばかりいた。罐詰にされたと放送したのは、カムフラージュさ」と、けろりとしていた。大將南が関東軍の若い連中におどかされ、奉天へ鎮撫に行く途中、安奉線を引つかえしたと云う噂は、本当かと聞くと、「何も知らぬ南は、ひどい目に合わされたものだ」と云つて笑つていた。これらは皆松岡の外相就任以前の事実だが、彼が外相になつてからは、軍部の我儘は、以前に増してひどくなつていた。例を仏印進駐問題に取つて見る。広東方面を侵略した軍部は、仏印からタイ、タイからスマトラ、ボルネオへと、石油、ゴム、錫の莫大な資源独占を目ざす南方進撃を図つた。此の方針は、三国条約締結なんかよりは余程以前に確定していたものである。支那事變の初期、私が中支方面軍に従軍し、呉淞上陸の時に使われた随分沢山の上陸用小鉄舟が有つたが、この舟に付いて、同乗の松井石根が、「これは元々南方上陸用として作つて置いた舟艇だから揚子江に使うのは勿体ない」と云つていたのを記憶する。これから察しても、南方資源地帯占領は、可なり以前から陸軍に依つて計画されていたことが分かる。それが支那事變発生後アメリカの対日石油供給が甚だしく不自由になつたためだけと考えるのは、軍部の宣伝に酔つた連中の云うこととより外考えられない。何となれば、陸軍はとうの昔から対米戦争を計画し、アメリカの石油などは、いざと云う場合、当てにしてはならぬと考えていたに相違ないからである。日本が対英米戦争状態宣言をした一九四一年二月の末（宣言の三日後と記憶する）私は、軍事参事官をしていた大將西尾を麻布の私邸に訪ねると、彼は「油とゴムと錫を持たねば、どうにもならない。そこで永い間の方針を思い切つて敢行した」と、得意げに告白していた。こう云う軍部の下心だつたからこそ、彼等は日独両国の握手が矢鱈にありがたかつたのだ。彼等はこの永い間の懸案を、松岡の時代に、醜い脅迫までも加えて成功させたものの、松岡は依然として外交官であるから、鉄砲を打ちかけてからあゝせいこうせいと云うようなことは考えてをらず、話し合ひづくでの事態を調整するのを本旨としたから、軍部はそれが腹立

たしい程に手ぬるいを見て、事毎に松岡を牽制した。松岡もあゝ云う男だから、はいはい左様と引つこんではいなかつた。然し軍部はそれを取り切るに、聊かの困難をも感じなかつた。松岡が何と云おうと、何をしようとしていようと、全然頓着なしに、ぐんぐんと兵を進め、松岡をして後から追いかけて、泥ぬぐいせざるを得なからしめたからである。例えば北部仏印進駐問題に付いて見るならば、松岡は支那事變の急速解決を希望し、そのためには、援蔣仏印ルートの開鎖も、何らか役に立つと考えていたことは事実である。然し仏印ルートに關する松岡の考え方はそれだけのものだつた。陸軍も支那事變急速解決のための援蔣ルート閉鎖の必要を認めた点で、松岡と同じだつたが、軍部に取つては、それだけが狙いではない。仏印ルートやビルマ・ルートの存在を、中心では喜んでいたので考えざるを得なかつた。と云うのは、米、英、仏等の諸国が此のルートに依つて蔣介石を援助していることに依つて、此等の国々に言いがかりを見出し、軍部の南方諸地域への侵略に好個の口実を提供するからである。こう考えるのは、決して私の邪推でないことは、当時の仏印に対して取つた軍部の態度が之れを証明する。然し軍部が本當に仏印、ビルマの両ルートの閉鎖だけを希望していたならば、当時まだ正常の外交關係を持続していたイギリスやフランスに対する一切の日本の要求は、当然外交機關に依つてのみ先方に提出されるべきである。松岡は此考え方に従つて既に両国の外交官と交渉を始めていた。解決迄には或程度の時日がかかるのは当然であるが、話し合ひは或程度の進展を見せつつあつたのだ。始めの程軍部は、此交渉を直接妨害もせずにはいたから、松岡は曲りなりにも何らかの妥結点に達しようものと考え、アンリー大使とせつせ話を続けていた。然しながら軍部には、その成功を願う心などは少しもなかつた。それは交渉がうまく行つたら、油やゴムや錫えのアプローチが塞がると考えたからで、武藤の如きはこのことを「フランス人は頭が悪い。日本がこわいなら仏印ルートを封鎖すべきだ」と間接な言葉で私に語つていた。そして松岡交渉とは全然關連なしに、又外相たる彼には一切何も知らさずに、次から次と兵力を海南島へ集結し、それがまたたく間に十ヶ師団の多きに達し、命令一下仏印乱入の態勢を固めた、その上で軍は松岡に対して交渉の最終期日を示し、それ

までに先方が承諾を与えぬならば、嫌応なしに進軍するぞと、威嚇したものだ。然かもその最終期日なるものが極めて短期（三日か四日であつたと記憶する）であつたから、松岡にもフランスにも何の理窟を云う暇を与えなかつた。これでは交渉ではなくて命令である。軍は始めからこの命令を予定してかかつていたのだが、松岡は之れを如何ともすることが出来なかつた。これが為め松岡の仏印問題交渉は脅迫外交となり、アンリー駐日仏国大使をして「私の外交官生活はこれで終いだ」と悲しましめたのだ。

かくて北部仏印問題は陸軍の思う通りに片が付いたが、それは当然南部仏印進駐の前駆となり、更らにタイやマレーの進出予定の下になされたのだ。松岡は之れを予想して苦慮し、闘争を決意したが、それから間もなく松岡は近衛内閣から抛り出されていた。この抛り出しには幾つかの原因が折り重なつていたが、その一つに、重要問題となると、軍の思うように動かないと云うことが有つた。これらの詳細を述べる余白はないが、軍が松岡を邪魔にし出した切っ掛けが、三国条約の定めた三国協議の委員会の成立を好まなかつたことに有つたらしく、東条はこのことで私に二度程松岡の非難を試みたことがあり、武藤が松岡は生意氣だと罵つたのもこの頃のことであつた。松岡の後任の白羽の矢を立てられた豊田は、どつしりした所はないが、所謂秀才的で、小手先が利き、三国条約締結に当つては、軍務局長の岡と共に、大臣及川を説き、更らに転じてさしも強硬に反対して来た軍令部の永野等をなだめて、海軍部内を纏め、遂に同条約締結を持つて行つた努力が、大に陸軍側に買われたのだ。当時事実上の陸軍大臣だつた武藤が、「豊田は同じ海軍でも海軍が違ふ」と云つて、彼を誉めたたえていた。此陸軍の考え方が近衛に反映し、豊田の外相が実現したのだ。外務方面の経験も知識もない彼が、臨戦態勢とも云うべき重大時機に、外相の椅子に就いたことは、日本に取つて誠に不幸なことであつた。豊田自身もそれを痛感し、近衛からの懇望を、数度辞退したが、とうとう辞退し切れなかつたのは、陸軍が強く近衛を押し、近衛は及川にすがり、海軍側の希望と云うことで豊田を泣き落したためであつた。喜んだのは近衛でも海軍でもなく、陸軍で、三国条約の時同様、彼れの陸軍に対する同調を期待

したのだ、近衛は豊田から新らしい外交方針を期待したように、近衛手記で書いているが、常時ならば兎も角、あの非常時に、彼が外交の真髓の分かう筈はない。然し近衛が本心から豊田新外交を期待していたとすれば、彼は、難局を担当する資格者ではないのだ。豊田の外交政策を決定させるものは、近衛でもなく、外交官でもなく、海軍と陸軍である。而かも海軍の態度は消極的で紳士的であつたため、少くともその頃は、陸軍の積極的で、暴君的な力に押された。内閣首班たる近衛自身にしてからが、陸軍の思う通りに動かざるを得なくされたのだから、第三次近衛内閣の外交方針が陸軍の外交換言すれば侵略外交の外の何ものでもなかつた。それが証拠に、豊田が外相着任間もなく、駐米大使野村に与えた訓令は、次のような要旨のものであつた。「日本は南洋の原料物資確保の手段を取らねばならぬ。我国は今や米英両国に依つて刻々に締め付けられている包囲陣を粉碎するため、眠を装つた賢明な龍のように振舞いつつ、直ちに措置を講ぜねばならぬ。これこそ我国が仏印占領を決定した所以である」。まあこうした意味だつた。此訓令を、もう少し砕いて言い表わすならば、外交々渉はするが、それは時をかせぐためのものに過ぎないこと、仏印占領は南方重要資源確保のための手段に過ぎないこと、此資源が主としてボルネオ、スマトラ、馬來、タイの諸地域に散在しているのだから、仏印占領に続くものは、当然是等の諸地域の占領であらねばならぬこと、米英包囲軍の粉碎のためには、戦争をも辞せぬことの諸決意を訓示したものに外ならない。此訓令を受けた野村は、松岡の退陣に依つて一縷の望みをつないでいた際であらうから、恐らく大に落膽したことであらう。此訓令が出されたのは、一九四一年八月早々だが、アメリカの暗号解読者に解読され、コビーが國務長官ハルに提出されたのが同月四日のことだつたと云うから、アメリカは此頃から日米戦争不可避を覚つたであらう。それから一ヶ月程後に開かれた御前会議で「概ね十月下旬を目途として戦争準備を完整」しつゝ、外交々渉を続け、十月上旬頃に埒が明かねば「開戦を決意」と決定したのと、首尾相連なるものである。更らに突つ込んで云えば、此等の諸決定は、とうの昔に陸軍が決心していた対支、対ソ、対米戦争方針が、仏印進駐や南洋資源確保やの問題に関連して、御前會議の決定

として浮び出て、正式な国策の形体を取つたまでのものだ。芝居の黒ん坊が黒づきんを脱いだのだ。海軍が之れに対してどんな態度だつたかに付いては、諸説紛々だが、私の見るところでは、海軍は前記御前会議では明白に陸軍に同調したのだし、それ以前例えば三国条約の締結に当つても、同様の態度を取つていたのであるから、此点に付ては、陸軍も海軍も同じ穴の貉であつたのだ。即ち侵略に於ては陸海軍の意見が一致していたのだ。連合艦隊司令長官だつた山本五十六が、三国条約に付いて、本省が政治的に動き過ぎると及川等を非難したと、近衛手記に書いてある。山本が本心からそう云つたかどうかに大きな疑問が有る。特殊潜航艇によるパール・ハーバー攻撃の立案者山本は、三国条約締結の五年も前から切りに此の戦術の研究を重ねていたことは、真珠湾攻撃成功の発表の際、不用意にも海軍に依つて公表されている。又山本は、軍令部総長永野等の米艦隊迎撃主張に強く反対し、真珠湾攻撃方針を押し通した程の積極屋で、三国条約の受働的な戦争規定を勇敢に飛び越えて、こちらからアメリカに戦争を仕かけることを強硬に主張した乱暴者だから、アメリカを対抗の意味を強く持つ三国条約そのものに、根本的な反対であろう筈がない。然るにも拘わらず反対であるかの態度を取つたのは、アメリカとの一戦を覚悟しつつも、十分準備の出来るまでそれを延ばそうとし、早急に事を構える虞のある三国条約締結を時機尚早としたに過ぎないと見るべきであらう。現に山本は当時松平宮相に対して、三国条約尙早論を試み、その方針に反対はしていないことを、当の松平から私は聞いている。

侵略が陸海両軍を通じての軍部の根本方針であり、満州や支那に既にその一步を印して、騎虎の制し難い勢にあつて見れば、力を以て之れを制止しえない近衛や松岡に取つては、どうにもならぬものであつた。然しながら松岡は、どうにもならぬからと云つて、引つ込んで居れぬ男であつた。侵略が日本をして少くとも太平洋に於ける二つの大國を敵に廻させ、それが國家の運命を危険に陥れることを、深く憂えた彼は、どうにもならぬまでも、体当りを食わせねばならぬと決心した。そして或日私に「もしもこのまゝでゆくならば、日本はどれくらい羽目に陥入つて終う。今

の内に軍部を押える手立てを講ぜねばならぬ。それは命がけのことだが、私は是非やつて見よう」と語つて、決心の程を示した。

(四) 侵略主義に対する闘争手段としての松岡内閣の構想

軍部の専横打破に關する松岡の構想は、略ぼ次のようなものであつた。即ち

「統率権と政治との並行的存在が先づ打破されねばならぬ重大事である。然しそれには色々な予備工作が必要で、直かに打付つても成功覚えないばかりか、拙く行くと、それに手を付けた者が一網打尽となつて、軍の専制は益々激しくなるかも知れぬ。さてその予備工作の政治的な第一着手は、予後備軍人でも軍部大臣になれると云う旧制の復活であるべきだ。」

と。これは誠にその通りで、軍部が潰そうと思えば、何時でも潰せるような不安定な内閣では、軍部の侵略方針を改めさせるなど云ふことの出来ぬのは、自明の理である。松岡が広田内閣以後歴代内閣の盲点を捕足し、予備役軍人の大臣制復活に依つて内閣強化を図ろうとしたのは正しい。彼は此見解實現のため、総理たる近衛に何辺か當つて見たが、どうしても乗つて来ず、内大臣の木戸にも呼びかけたが、これも尻込みして動かなくつた。彼は嘗て政党解消運動を主宰し、その頃から可なり多数の民間団体との連絡を持ち、主として京阪及び中国方面の松岡会も彼の支持者だつたから、彼は此の方面にも呼びかけて見ようとも考えたことも有つたが、軍部万能の時代で、一寸でもその機嫌を損じたら、すぐに憲兵隊の縁の下に打込まれる時だつたから、理窟には同情しても、實際運動に乗り出させることの困難を察して、適當の時機まで延期を余儀ないと見た。そこで彼は、自分から内閣の首脳となり、自ら陣頭に立つて、この危険な仕事に當ろうと、拓相秋田清を参謀長として松岡内閣の構想を練つた。それは三国条約締結の翌月即ち一九四〇年の十月末頃からであつたと記憶する。松岡内閣組織に付いて彼れの最も重点を置いたのは、内相と蔵相の選任であつた。内相は民論を作り上げることが出来て、軍部の圧迫に断然対抗し、命がけで仕事の出来る男を持

つて来ようとし、白羽の矢は、秋田清に立てられた。政界随一の策士として、相当幅もあり、地力も持っていた百戦練磨の士で、松岡の政策に絶えず共鳴した彼は、松岡に取つては、好個の参謀長であつた。蔵相に内定（内交渉が有つたかどうかは知らぬ）したのは、嘗て大蔵省専売局長官であつて満鉄副総裁であり、当時南方開発金庫の総裁だつた佐々木謙一郎だつた。彼の一本調子で、愛国的で軍閥嫌いが買われたのだ。国の御台所を賄う大蔵大臣の重要さは、どの内閣にも変りの有るう筈はないが、軍の侵略政策実行には、金が付き物で、大蔵大臣が本心に巾着の紐を締めれば、如何な軍でも手の施しようはない筈である。満州事件以来軍があの大な予算を取り得たのは、大蔵省に巾着の締め手がなかつたばかりか、却つて軍の御機嫌取りを精々やつた秀才が多かつた為めである。昔から大蔵大臣と云えば、井上馨にしろ、渡辺国武にしろ、高橋は清にしろ、皆相当の実力を持ち、各省を押え付け得たものが多かつたのだが、満州事件以来の大蔵大臣と来ては、無勢力な若僧ばかりで、他の省では課長が高々局長位にしか相当しない後進者が、軍の推挙を受けて、超スピードで大臣になり、総裁になつた。彼等と雖國を売る積りが有つた訳ではなく、いくさ人の圧力に抗し得なかつたのであらうが、青木だ、石渡だ、誰だ、彼だと満州事件後の蔵相には貫祿もなければ、自力もない、小智慧がまわつて、軍部の云い条を上手に通す連中だけであつた。その例外に藤井が有つたが、陸軍から虐められ通して、在職中に血を吐いて死んで行つた。軍部が大仕事をするには、大蔵省が唯一の頼みの綱で、たまには満州事件の当初のように、満鉄の金をもぎ取つてやつたのも有つたが、それには限度があつて、直ぐに行き詰つた。そして軍部は、満鉄や満重などを絞り取りながらも、大蔵省の金びつが目当てで、あの満州国建国や支那本部えの侵略行為をし得たのだ。この予算が軍部の推薦に依る出世頭に依つて切り盛りされては、その侵略は國が参つて終う迄続けられないとも限らない。松岡は大蔵大臣に愛國心の極く強い、むら氣のない命知らずを持つて来るのが、侵略阻止の一つの有効な手段と考え、蔵相の役を佐々木に持つて行こうとしたのだ。次には外相だが、外交は松岡自身がやる所としたところで、事務的に軍に対して頑張れる様な男が是非必要だ。松岡はそれに次官大橋を持つて

行こうとした。大橋は無暗に強そふなことを云つて、軍人そつち除けの積極主義を、時たま振り廻し、これが若い参謀士官達の氣に入つて、満州事変の当初、ハルビン総領事から引つこ抜いて、満州国外交部の次長に据え、事実上の満州外交首脳者とし、軍が兵を外蒙に進め、徳王をおし立てて蒙疆自治政府を造ると、今度は彼を同政府最高顧問の要職に付かしめ、民政を総攬させたりしたので、世間は彼を陸軍の傀儡と見ていたが、あれでいてなか／＼腹もあり、是非善悪の判断が利き、思い込んだら誰が何と云をうとも承知しない男だから、軍人の云う通りにばかりはなつていず、外務次官に抜擢されてからと云うものは、すつかり松岡一党になり切つて、軍人のやり方を無遠慮に批判し、隠然たるその一敵國となつたあつたばれさが松岡に買われて、外相をオッファーされた。大橋は断つたものの、松岡は訪独伊旅行から帰ると、無理にも外相にしようとした決心していた。その他の大臣の顔振れも、松岡と秋田の間では極められ、松岡がヨーロッパへ出発する迄には、閣員名簿が略ぼ定まつていた。それが極秘であつたことは云う迄もない。然るにこのことが図らずも、松岡の留守中に軍部に洩れた。それが皮肉にも秋田清からであつたが、それが甚だしく近衛一党と軍部とを刺けきし、東條は近衛にすゝめて、松岡の首を切らさせることに極めた。ところが近衛のブレインの一人有馬頼寧は、松岡の首を切つたら、徒らに彼を英雄に仕立上げるに過ぎぬとして反対し、閣員全員の辞職と第三次近衛内閣の組織とを献策した。近衛も軍部も之れに賛したのが、一九四一年九月十六日の形だけの政変で、秋田その他の松岡一党は、皆閣外に抛り出され、彼れの侵略防止の策動も、途中で阻止されて終つた。然し退いて考えるに、仮令松岡内閣が出来、陸海軍大臣の反対を押切つて、予後備軍人の陸軍大臣制の復活が、思う通りに行つたとしても、軍の侵略が必らず止まると極まつていない。松岡等は第二の二・二六事件の犠牲となつたかも知れぬし、又予後備軍人の大臣引受手がなかつたかもしれないが、松岡はそれで良いとした。第二、第三の松岡が出て来て、おくれ走せながらも、軍の侵略方策を匡止し、外務省の正常の地位と権限とを恢復しうる日が、何時かは来るものと信じていた。私は彼れの余りの自信の強さを、常々困つたことと思つていたが、死んだ後に軍の侵略をと

めようとした彼の勇氣と自信とは、私を感激させた。

第三、日華事變解決手段としての三国同盟の価値

支那事變の急速解決の手段としての三国条約の価値は、次に論ぜねばならぬ問題である。結論的に云えば、松岡はこれに重要な価値を付けてはいなかった。

一、三国同盟は日華事變解決に多く寄与しない

日独伊三国条約が支那事變の急速解決の一手段として軍部に依り取り上げられたことは、既に説明した通りである。当時日本はこの事變の泥田の中に足を入れ、抜きさしのならぬ羽目に陥つて、自力による事件の解決が甚だしく困難であることを体験した。そこで独伊両国と握手して、自力を強め、一方中国を威圧すると同時に、他方当時中国援助に乗り出して居た米英両国、就中米国に、此援助が結局は対日独伊戦争を意味することを覚らしめ以てその援蔭を思い止まらせ、蔣と外界との連絡を絶つことに依つて、事變の解決を促進する、と云うのが三国条約締結に関する陸軍側の一つの言い分であつた。そして松岡は、此意見を容れて、三国条約締結を決心したと云うのが世間一般の解釈である。

然しながら松岡の考え方は、こんな甘いものではなかつた。と云うのは、彼は陸軍側の前記の主張に対して「軍人は單純で困る」と云つて、次の趣旨の批評を加えていたことでも分かる。(この批判は幾度かの彼れの言葉を取りまとめたものである)即ち「支那事變の解決は、日支共存共栄の根本方針を確立することに依つて始めて期すべきである。暴力を行使しながら、中国にこつちえ附いて来いと云つても、向うが付いて来る筈はない。三国条約の締結が中国に対する日本の威力を或程度強めることが有つても、それが支那事變の解決に役立つとは思われない。何となれば、此条約が思う通り日本の威力を強め得たとしても、軍はそれを侵略の手段とはしても、中国との妥協に役立たせ

ようとしなないことは、目に見えているからである。「それならば何故三国条約を締結したのかと反問されるであろうが僕の条約に期待するところは、こうだ。」と言つて、色々彼れの考えを語つて呉れた。その内で、支那事變解決に關するものを摘録すると、略ぼ次のようなものであつた。

支那問題を解決しようとならば、先づ日支双方に納得の行く妥協案の作成と日支直接交渉開始の機会を作ることが必要である。然るに日支双方の感情は極端に過敏となつていて、どちらも相手の言い分に耳を傾けようとしなない。こう云う場合に今迄屢々実行されて好成绩を収めた手段は、公正な第三国の斡旋である。そこで問題は、日支交渉の斡旋役を何国に頼むべきかに帰着する。これにはソ連とドイツと米英とが有るが、ソ連に対する日支両国の感情は甚だ險惡である。ドイツは、中国とも日本とも、決して仲の悪い關係ではないが(ドイツの軍事顧問団が蔣軍の訓練や防禦施設の完成やに努力していた。日本の軍部は平沼内閣以後ドイツとの握手主張者に依つて指導されていた。)決して好ましい仲裁者ではない。英国は第一次世界大戦以来、実力が著しく衰えてもいるし、日本との關係も甚だ良くない。(当時日本では排英運動が全国的に行われていた)そこで結局はアメリカ以外に斡旋を頼む国が見当らぬ。日米の国交も決して良好でないが、それが殆んど全部支那事變に基くものであるだけに、此の事件が解決さえすれば、好転の望みが有る。加うるに支那側に一番人氣の有る国はアメリカである、と云うのが松岡の意見の要である。

アメリカに斡旋を頼むとしても、先方に引受けさせるためには、アメリカも、中国も納得する和平条件を提示せねばならぬ。それに付いて彼には或る成案が有つて(後説)松岡自身アメリカへ行つて話を付ける積りで居た。

三国条約の締結は、アメリカの神経をいら立たせるに充分なものであることは、松岡も充分承知していたが、彼れは此点では寧ろ樂觀し、締結の当初こそ排日風潮がみなぎるであらうが、それが本当に防禦的同盟であることを納得すれば、そして日本が支那事變の解決条件に依つて、侵略主義国でないことを明示するに於ては、あつさりしたアメリカ人は釈然とすること疑なしと考えていた。

かく云えばとて私は、松岡が支那事変解決手段として、三国条約を重視したと云うのではない。彼はこれに極めて淡い望みをかけて見たと云う程度以上のものではなかつたことは、彼自身が締結交渉の当初から屢々繰返したところである。彼れの条約にかけた期待は、支那事変解決に対する効果よりは、アメリカの参戦阻止であつたことは、後節に述べる通りである。前記の松岡の意見には、次の三つの要点が含まれている。即ち (1) 三国条約が中国に対する日本の威力を高めることが有つても、支那事変の急速解決にさして貢献するものではない (2) 日支事変解決は全面撤兵以外に良策はない (3) 日支事件解決は日米国交調整に依つて促進されると云うことである。その (3) は三国条約と日米国交調整問題に関する後節に譲り、茲には、(1) と (2) とに付いて松岡の意見を元として卑見を陳べて見よう、

三国条約が中国に対する日本の威力を或程度高めるであろうか、それは支那事変の急速解決に寄与する程のものではない。

三国条約が支那事変解決に貢献するとすれば、日本を孤立状態から救つてその威力を増進することに依ると考えられていた。それは全然虚構ではないが、日本が此条約に依つて増しえた強みは、支那事変解決の効力からは、凡そかけ隔つたものだつた。先づ条約がどれ程日本の威力を増したかを検討する。

日本と独伊との連絡路は、大西、地中、印度、太平の四洋を含んだ遠い長い水路に依らなければ、シベリア鉄道を經由する外はなかつたのだが、この水陸両路とも、枢軸国間の相互援助には、殆んど役に立たなかつた。先づ水路を取つて見ると当時英独戦争は既に勃発し、優勢な英国艦隊は大西、地中、印度の三洋に嚴重な警戒網を張つていたから、此の網目をくぐつて目的地に達しえた日本とドイツの船舶は、ほんの数える程しかなく、始めの内こそ第三国船舶を装つたり、又は正真正銘の第三国船舶又は英、仏等諸国船舶を利用したりしたが、それも直ぐ不可能になつた。困つた揚句の果てには、潜水艦まで使つたが、それも次から次へと途中で沈められて終つた。而かも日本のドイツに

要求したのは武器が主で、ドイツの日本への要求は、鯨油やタングステン、生ゴム、錫、非鉄金属などの、重くて嵩張るものばかりだつたから、警戒網をくぐるには何れも不適当なものばかりで、水路の利用価値は、最初の二ヶ月程の外、絶無に近かつた。然らばシベリア鉄道経由はどうだつたか。条約締結商議開始の頃の、スターマーを通じてなされたリップントロップの言ひ分によると、ソ独間国交は極めて良好、イギリスの反対宣伝は全くデマで、日本の要求するドイツ品はいくらでもシベリア鉄道で送つて呉れる筈とのことだつたが、ソ連は日独輸送を歓迎しないばかりか、妨害さえも加えたから、それは非常に窮屈なもので、中々貨車が取れず、取れても、輸送期日が幾度も延び、遂には一輸送の数量を極く少量に制限したから (二十噸前後であつたように記憶する) シベリア鉄道の輸送価値は、極めて少ないものだつた。殊にドイツ軍がオーストリアからチェコスロバキヤやルーマニアに進駐して、独ソ間にバルカン紛争が起つて来てからは、それさえも杜絶したから、シベリア鉄道の輸送はまるでお話にならなかつた。

日独援助物資の輸送状況は以上の通りだ。そこで日本が三国条約に依つて期待しえたドイツからの援助は技術とパテントの供給だけであつた。人の往来は、窮屈だと云つても重量貨物とは違ふ。外国人を装つたり、船員になりすましたりして、パテントのプランを持つて技術者がドイツから日本へやつて来たことが何度か有つた。然しながらそのパテントなるものは、最新最優秀のものではなく、技術者も二流三流と云つたところだから、日本の軍需工業に貢献の程度は、決して大きくはなかつた。例えば満鉄では次のようなことを経験した。即ち高空零下何十度の寒天でも氷らぬ石油製造のパテントをドイツから買つたとき、技術者が付いて来て、色々指導をしてくれた。そして望み通りこのような石油がドイツ人技師に依つて立派に出来て喜んだのは東の間、その技師が帰国してから満鉄技師が習つた通りにやつて見ても、どうしても良い石油が出来ぬ。ドイツ側に問合せるとかく／＼せよとの指図だつた。その通りにして見たがどうしても出来ず終ひになつた。要するにドイツはパテントは売つたが、それを使うシークレシーをどうしても教えて呉れなかつたのだ。こんな具合だつたから、三国条約に依つて我國の力は、同盟国を得たと云う安

心感以外には何も具体的に増加することがなかったのだ。

一方ドイツは、三国条約締結の一年程前から予備中將を首班とする軍事顧問を中国に派遣していた。彼等は国民軍を訓練したり、新式武器を供給したりして、蔣介石を援けたばかりでなく、吳淞、大場鎮等揚子江防衛第一線や、滬甯、青州方面の山東防衛線やの建設を指導したりして、国民軍の抗日強化に可なりの貢献をしていたものだ。日本が之れに抗議すると、ドイツは三国条約締結の頃までは、言を左右に託して、その召還をがえんじなかつた。さて条約が締結されるとそうは行かず、日本側の要求に依じて、渋々にながら顧問団に引揚げを命じた。三国条約が日本軍の対中国戦に及ぼした現実の利益で、ドイツ側から受けたものと云つたら、これ位のものだつたが、これとても支那事変の急速解決の役には少しも立つてはいなかつたのだ。

然らば三国条約が米英の援蔣を阻止出来たかと云うに、これも出来なかつた。イギリスは、日本の要求に従つて、ビルマ・ルートを閉鎖はしたが、それは三国条約のおかげではなく、英独戦争遂行上のイギリス自身の必要から出た。而かも僅かに三ヶ月限りのものであつた。又アメリカの援蔣は三国条約の締結に依つて益々強化され、ソ連の援蔣行動も少しも影響されなかつた。然るに此条約に依つて我國の失つた消極積極の利益は、決して少ないものではなかつた。米英との關係を緊迫させたことが、その最も大きなものであつた。

又一步を譲つて三国条約が我力を或程度増強しえたとは仮定してからが、支那事変を急速解決に導きうる筈はなかつたのだ。それは主として蔣介石の逃亡ゲリラ戦術に基くものだ。蔣介石が中国共産党その他諸派の全面抗日主張に同意し、一時の親日政策をすてて、対日戦争に打ち込んだのは、退却とゲリラの両戦術に依つて、日本と日本軍とを窮迫のどん底に落し込むためだつたのだ。急戦や決戦をさせて、奥地と奥地へと逃げ込み、他方広汎なゲリラ戦術によつて、日本軍をして応酬に遑なからしめたのは、これがためである。そこであれだけ永い間の戦争であつたに拘らず、激戦と云う程のものとては一度もなく、打ち合つたのさえ高々が蘇州河戦線までで、それから以後は、戦争らしいも

のは一向見られず、日本軍が進むと先方はどん／＼と逃けて、遠くからお出で／＼をしている。私は吳淞上陸から漢口占領まで、軍の国際法顧問としてずうと軍司令部と共に、ぼん／＼鉄砲の音を聞きながら前進したが沿道には不思議にも殆んど戦死者の姿は見られなかつた。南京入城の時に、挹江門外に数百の戦死者があつたが、それは唐生智軍が退却に際し、まだ兵隊が城外に残っているのに、城門を閉ざしたため、城には這入れず、逃げも出来ずに日本軍に打たれた連中で、そんなことはほんの例外であつた。私達が城内に這入ると、道路と云う道路は中国兵の棄てた武器弾薬で、足の踏み場がなかつたに拘わらず、戦死者らしいものは、殆んど見受けられなかつた。九江でも漢口でも同様だつた。支那派遣軍総司令部の中佐参謀だつた辻政信は、南京の日本大使館での講演で、支那の戦争を子供の戦争だと云つて、総司令官の畑俊六や参謀長の板垣征四郎の前に置いて、確かしりと怒鳴つたことがある。素人の私が見たところでも正にその通りであつた。ああ逃げ足が早くては、いかな日本軍も子供の戦争をするより外はなかつたのだ。それに反し日本軍占領地区の治安は、幾千幾万の宣撫班を出そうと、至るところに鎮圧隊を繰り出そうと、そんなことには一向頓着なしに乱れに乱れた。後に支那派遣軍総司令官となつた大將岡村が華北の司令官をしていた頃、支那兵のゲリラ戦術には全く手の付けようが無いと、私に語つたことがある。か程にゲリラ戦は巧妙に日本の大軍を苦しめたものだ。

こう云う特殊な戦術を取つた支那軍は、我軍の戦線が延びる程、又奥地へ行けば行く程、強さを發揮し、大軍を擁する我軍は、全く途方に暮れ、漢口広東の占領以後は占領地区の拡張を思い切らざるを得なくなつた。而かも占領地区なるものが、大都市と大都市とをつなぐ線と点に過ぎないのだ。それにさへ二百余万の精兵を必要としたのだから、日本軍が中国の咽喉部を完全に扼せうとするならば、その上千万や二千万の兵力を要したであらう。三国条約で少し位は日本の強さが増したとしても、そんな生易さしいことで解決されうような支那事変ではなかつたのだ。蔣介石を相手にせずなんて云つて見たところで、向うが日本を相手にしないのだから、話にも何にもならない。徹底

的に蒋介石を打つのだなどと、何度となく繰り返えされた軍の空威張りが何の役にも立つものでない。

二、日華事変解決の唯一の方法

こうした事態の下で、三国条約が締結されたのだから、それが日本を孤立状態から脱却させたとしても、又それが日本の威力を或程度は増大させたとしても、日支事変の解決に、何の役にも立たぬことは言うまでもない。

松岡は無論これを知っていた。そして軍人が三国条約を支那事変急速解決の最も重要な手段だと、強硬に主張していたことの愚を嘲っていた。然らば彼は如何にして日支事変を解決しようとしていたか。彼れは支那から全面的に撤兵して、蒋介石の主張を容れること以外には、確実な方法が無いと考えていたのだ。彼だけがこう考えたのではない。近衛も余程前からそう考えていたもののであつた。私が連絡のため荻窪の彼れの私邸を訪問した際、三国条約締結の当時日支事変解決の良法が無いかと云うから、私は、「あなたと松岡外相とが重大な覚悟さえすれば、良法は自然に湧いて来ます」と答えると、もし具体的述べて呉れとのことだつたので、私は全面撤兵以外に途はないこと、それには首相と外相とが中心になつて、重大な覚悟の下に軍部を説かねばならぬことなどを説いた末、最後の手段として聖断に依るべきであることまでも述べた。聞き上手な近衛は、一々うなづいて、如何にも我意を得たりと云わんばかりの調子で、「ありがとう、時々意見を聞き度い」と云つていた。外務省に帰ると、事の仔細を松岡に話すと「それは良かった。聡明な近衛首相は、とくにそれに氣附いていた。僕が彼を説いた時も、心が大に動いてはいた。然し彼は強い信念に缺け、勇往邁進の意氣に乏しいから、思い切つてやつて見ようとは思はない」と非難していた。後の松岡内閣の構想がこの辺からも出ていたことは疑のないところであつた。然し私は松岡よりはより多く近衛を買つていた。私と近衛との交渉は、彼れの支那問題研究会以来のことと、外務省からは、小村欣一、栗野昇太郎などが加わつて、その時々支那問題の研究をしていたもので、石井ランシング協定や二十一個条問題では、随分議論を沸騰させたものだ。近衛は何時も聞き手に廻つては居たが、思い込むと、強硬な議論で満座を圧さえた。そして私

は彼を頼もしい公達だと思つていた。全面撤兵が日支事変解決の唯一の方法で、それを言い出すことに依つて国を救うことが出来るとなると、近衛たるものが黙々として軍部の為す儘に任かせる程の意氣地なしでは決して無いと、私は信じた。そして松岡をして更に執拗に彼を説かしめるべきだと考え、その通りにした。その結果がどうかは確かめるに由がないが、その頃（三国条約締結の直後）近衛は東条に対し、支那からの全面撤兵を要めたが、東条に断乎として拒絶されたとの報道を近衛側近者から得た。松岡からも同趣旨の意見が東条に述べられたのも此の頃で、結果は近衛の勸説と同じであつた。後の話になるが、近衛は第三次近衛内閣の時までも、全面撤兵意見を変えなかつたと見え、一九四一年九月六日の御前会議（一面交渉、一面对米（英蘭）開戦準備の決定を見た）の一ヶ月後の近衛、東条、及川及び豊田の四相会議で、中国問題に関する譲歩の相談を持ち出した。その時は何等決定を見なかつたが、その翌々日、近衛は単独で東条と会見し、アメリカに戦争を挑むことの危険を警告の上、中国から軍隊を撤退すべきだと説いて、東条に同意を要請している。然し東条は、このような譲歩は、アメリカの要求を更らに助長するであろうこと、撤兵で支那事変を終結させることは、軍の士氣を阻喪させ、全東洋に於ける日本の面目を失墜させるであろうこと等を理由として拒絶した。近衛の辞職と東条内閣の出現とが、その直後に続いたことは、近衛の全面撤兵主張の真剣さを知るべき一例証であると同時に、この経緯は陸軍の撤兵反対の理由を示すものでもある。

三国条約締結直後中国からの全面撤兵を首相と外相とに依つて主張された事實は、同条約の支那事変解決に効果のないことを責任者に依つて認められた立派な証拠である。然しかゝる主張が文官側に限つたこと、一般輿論が軍部の大勝利宣伝に動かされて、撤兵の如き消極措置に賛成しそうなかつたこと等々は、此主張の実現を甚だしく困難にした。それに加えて全面撤兵論者を主とした消極政策主張者に対する軍部、就中陸軍の圧迫は、日に増し盛になつて来て、苟くも軍の現状を述べたり、これを非難したりした者は、片つ端から憲兵隊や警察に捕まつて、拷問さえ受けた者が有つた。今の首相吉田らが捕まつたのも、西園寺公一がたたかれたのも、皆此頃のことである。そこで勇氣の

足らぬ、事勿れ主義の有識者は、鳴りを鎮めて、面従復背の態度を取つたから、軍部の国論統一は、ともかく保たれた。

三、全面撤兵に対する文官グループの努力

斯かる状態の下で、軍部を全面撤兵え引つ張ろうと力めることは、松岡に取つては、地位に対する脅威位の生々易さしいものではなかつた。国賊の汚名が生命の危険と共に襲いかゝることは、必定であつた。然し松岡は此苦難に直面せねばならぬと決心した。

擬てその実行の段取だが、松岡は第一に蒋介石との直接交渉に依つて具さに先方の要求を聴取し、如何なる程度に妥協の余地があるかを、自ら直接知らねばならぬと考へた。それまでとても松岡は、蔣側の交渉開始条件が交渉開始前の完全撤兵であることを承知していたが、それは蒋介石からの直接の声ではなかつたのだ。軍部や外務省側からの呼びかけに応じて、所謂日支和平商議に出かけて来た重慶人は、嘗て大臣をやつたとか、他の顯職に在つたものとかの有名人を主班としてはいたが、重慶政権内に於ける実力者としては、唯の一人もなかつた。そのみならず明らかに瀕臨み程度であつたり、政治宣伝者と判つてゐる者や金を目当ての者も有つたりしたから、彼等の口から出た蔣側の講和条件なるものが、果して本当に蒋介石の考へてゐる条件であるかどうかが判明しなかつた。松岡が外相就任後間もなくやつた田尻、西ミッシェンの香港商議に於ても同様であつたが、松岡はこの商議そのもので妥協が成るなどとは、少しも考へず、これを切つかけに、自ら重慶へ乗り込む糸口をつかもうとしたのだ。然るに此香港工作は、重慶の所謂偽政府汪精衛政権との間に締結した「日華基本条約」の批准問題と関連して、打切らざるを得なかつた。そこで松岡は手を変えた。それは日支交渉開始に対し、アメリカの仲介を求めることであつた。この方法は極東問題に対する第三国の干渉を、絶対に拒否すべしとした軍部の在来の主張とは相容れぬものであつたが、軍部と何の打合せもなしに、独断でやつてのけた。軍が怒るであらうことを予見しながらも、そうせねば直接交渉の開始が出来ぬのを

憂いた結果であつた。そこで彼は、丁度駐ソ・アメリカ大使スタインハートが、赴任の途次東京に立寄つたのをつかまえ、千駄ヶ谷の私邸で前後四時間に及ぶ長時間の会見を遂げた。会見直後松岡の私に話したところに依ると、彼はスタインハートに対し、松岡、蔣直接会談に依つて事件の政治的解決を謀る以外に日支間平和克復の方法が思ひ浮ばぬこと、それには是非ルーズベルト大統領の仲介を得度いこと、アメリカに希望条件でもあらば、十分考究して見度いことなどを告げたところ、スタインハートは個人的には同意を表示し、会談の要旨をワシントンへ電報することゝ約束したとのことだ。ビショップ・ウォルシ渡日の際松岡が、陸軍側の反対（東条は、ウォルシを対手にする程の人物ではないと云つて、松岡がこれと交渉することに反対したが、事實は松岡にかくしてウォルシと接触し、外務省を出し抜いた陸軍外交をやつた。世に井川、岩畔外交というものがそれである。）を無視して、ウォルシと会談し、その日米勢力圏劃定提議に同意を表したのは、この提議そのものに同意を表したと云うだけでなく、このウォルシを仲介者としてルーズベルトに日支関係調整の仲介を頼もうとしたのもあつたが、前記スタインハートの呼びかけも亦これと同趣旨に依つて行われたのだ。次いで松岡が一九四一年の五月にドイツ、イタリー訪問の途、モスクワに立寄るや、彼は早速スタインハートと会見し、ルーズベルトとの暗号電報の發送を依頼したが、電文の要旨は、「日本は支那事変の一日も速かに解決され、東亜に平和の再来を望んで已まないが、現状の下で蒋介石との会見を、日本側から申込んでも成功の望みがない。ルーズベルト大統領の周旋に依つて是非それを実現し度い。蒋介石が希望する場所へ出向いて、双方互譲の精神で話し合つて見たい。場所は重慶でも結構である。」と云つたところであつた。然し当時松岡に對するアメリカの人氣は非常に險惡であつた。三国条約の當の責任者であつたこと、グルー大使に對する態度が兎もすれば高飛車的となり勝ちであつたこと、議會その他における演説が、如何にもプロ・チャーマンであつたことなどに加えて、ハル試案に對する態度を二週間も明らかにしなかつたことなどが重なり合ひ、松岡は日米諒解の成立を妨害してゐるとの報道が、東京から度々ワシントンに届いて、彼れが外相の職に在る間は、日米両国国交調整の望みは

更らないと考えられていた程だから（このことは一九四一年四月の日米了解案附属のルーズベルトの炉辺談話ではつきりした）スタインハートからも、ワシントンからも何の反響もなく、黙殺の形であつた。松岡はもどかしがつてスタインハート宛にその後の様子の問合電報を發して見たが、これまた先日（の）会谈模様をワシントンへ転電したと云つてよこしただけであつた。然し松岡はそれでも思い切りはせず、自らワシントンに赴いて、直接ルーズヴェルトと懇談しようと思ひ、一九四一年にヨーロッパから帰朝したその足で、出掛ける積りで、予め近衛とも打合わせ済みであつた。然るに松岡が帰つて見ると、反松岡の気分は国内外に瀰漫し、近衛は松岡のアメリカ行きに強く反対し、必要があれば自身で行くと言ひ出した。その頃の松岡の肺患は相当進んで、長途の旅には無理とも思われる程度であつたが、彼は頑としてワシントン行きを切望して已まなかつた。（その内に彼は近衛内閣から抛り出された）

第二に、松岡は日支双方が妥結に達しようとするような講和条件を考案し続けた。此の妥結交渉がアメリカの仲介に依つて行われることを想定すれば、条件はアメリカと蒋介石側と軍部とに受入れられるものでもなければならぬから、その考案には、二重三重の困難を伴つた。種々考量の結果松岡は二種の案を作成した。第一は支那事変解決、言ひ換えれば太平洋全局の平和のための理想に近い案で、日本は過去の一切の因縁をすてて、只管に日米支三国国交調整を意図するもので、最後の切札として軍部には見せずにアメリカを持つて行くもの（仮りにこれを甲案と云う）、第二は、軍部が受入れうる最大限と思われる程度の妥協案で、略ぼ日支基本条約に依つて軍部が既に容認している原則に、或程度の修正を加えたもの（仮りに乙案と呼ぶ）で、アメリカを渡る前に軍部に示し、その意見を参照しつつ或程度の修正を加えた上で、これを基礎案として、ワシントンでの交渉を進め、成行如何に依つては、更に譲歩の已むなきに至ることを予め軍部に承知させて置こうとした。

交渉の順序から云うと、先づ乙案をアメリカ側に提出し、先方の出方を見た上で、漸次妥協しつつ、最後に甲案を持つて行く考えだつたが、甲案は最後案だと云つても、決裂をかけてまで頑張る必要のない条項もあるのだから、更

らに或程度の譲歩を覚悟していた。然しそうするためには一番大事なことは、松岡が全権を持ち、一々東京に請訓する必要があるようにすることであるが、これに付いては近衛と暗黙の了解が出来ていた（日ソ中立問題もこの了解の下に調印されたものだ）（松岡はこうすることに依つて始めて、一々軍部から干渉を受けずに、彼の私に懐ろにおさめた甲案に軍部を引きづつて行けるものと考えた。甲案で妥結を見た場合、軍部はおそらく大に怒るであろう、そして横浜へ着くなり彼は此世の者ではなくなるであろうことを覚悟していた）。

甲案の重心が撤兵問題に置かれたことは云う迄もない。松岡の意見としては、蔣側が従来主張して来た交渉開始前の全面撤兵に代えて、日支双方で協議決定した条件に依り、出来る限り短かい一定期に撤兵することを以てするのが最も妥当のものであり、これならばルーズベルトも忌やとは云うまいし、アメリカが承認した仲裁案の形を取るならば、蒋介石政権も絶対不賛成は云わぬであらう。而かも此れは原則的には、日支基本条約の認めたものであるから、軍部にも主義上の反対はないであらう。實際交渉に這入つてから、意見の不一致が起らぬとも限らないが、原則がきまつていれば、解決も自然つくに相違ない。これが松岡の考え方であつた。

撤兵に付いて一番厄介な問題は、軍部の強く主張して来た防共のための蒙疆及び華北の駐兵問題であるが、松岡はこれがアメリカに依つても、蒋介石政権に依つても、到底承認されないであろうと考えた。先づアメリカだが、当時の国際情勢就中イギリスの敗戦の後始末は、アメリカの重大関心事の一つであつた。ヒットラーがヨーロッパ大陸を制禦した後の南米への進出と、これに続くアメリカの安全に対する脅威を予想したルーズヴェルトは、イギリスに対する援助を以て、アメリカ自身の防衛上の絶対命令と考えていたから、ソ連の動向は、アメリカに取つては、或意味に於ては死活の問題であつた。ソ連を米英側にひき付けておく必要を、此時程重要視されたことは、アメリカ史上嘗て無かつた。こう云う意味から防共そのものが、アメリカの肌合わないばかりが、アメリカは日本がこれを以て中国領土侵略の足がかりと留めて置こうとするのだと疑つていた。共産主義も共産党も共にアメリカで合法的な思想、政党

とされていたことも、アメリカが防共駐兵を認めようとしないう一つの理由だとも考えられた。中国が防共駐兵を好まぬことは、多く論ずる迄もない。そこで松岡は此程の駐兵をB案には規定しても、A案からは省くことを決心した。次は満州問題であるが、これは軍部が面目にかけても中国側に承認させようとしていたものだが、これはスチムソンの不承認ドクトリンと正面衝突するばかりか、蔣政権が受入れる筈のないものである。松岡としては満州を日本の生命線とした考え方は、外務大臣となつた頃から少しづつ変つて、当時はこんな局地的の問題に執着するよりは、既得権（満州国時代に獲得したものを含めて）が承認されることを条件として奇麗さっぱりと中国えかえてやるべきで、それに依つて失う利益は、日支関係の調節及びその結果としての軍部の南方侵略防止なる大利益とは、到底比べ物にならぬと考え、これもA案には削つて、B案だけに載せるものとした。

此外に日支和平条件として考えられるものに、中国の主権独立の承認とか、無併合、無賠償、機会均等主義の厳守等の諸問題があるが、これは近衛三原則にも日支基本条約にも認めたところだから、左して困難な問題ではない。汪政権の承認取り消しは、蔣政権から申出るであろうが、蔣政府との合併も考えられないではないが、蔣側の同意を得ることがおそらく困難であらう。この問題は又汪政権を押し立てた軍部の面目の問題を包含するが、これ故に日支和平が出来ぬと云う程のものでもないから、交渉の経過如何に依つては、あつさりと汪政権承認を取消すべきだと考えた。

日支交渉に対する松岡の腹案は、略ぼ以上の通りであつたが、私は之れを条約案の形式に書いて、詳細な説明を加え、松岡の渡米を待った。

扱て此案を直接中国側に提出すべきか、又はアメリカの仲裁案として取扱つた方が良いかの問題が有る。松岡は後者をえらぶことが、此案を軍部に押し付けるに好都合であると考えた。

松岡はかゝる腹案を持ちつゝ訪欧の途についた。途中モスコウでスタインハートにルーズベルトへの電報を頼んだ

時、此案の要は松岡に依つて説明されたから、おそらくワシントンへ報告されたものと想像される。果して報告されたかを市ヶ谷裁判書類その他で確認して見たが、どうしてもはつきりしたことが分らぬ。松岡は帰朝の上は直ちに、アメリカへ飛ぶ積りでいたことは、前に述べた通りだつた。然るに彼がシベリア鉄道に乗つていた頃に、野村大使からの長文の電報が政府に届いた。それはハル長官から提出された「日米諒解案」なる一試案を基礎として交渉を進めて良いと云う政府の訓令を得たいと云う趣旨のものであつた。この試案なるものは、ハル長官が野村に告げた通り「日本人及び日本の友人たる米人の作成」したもので、野村、岩畔、井川等のアメリカ側と非公式に話合つた末出来たもので、謂わば非外務省畑日本案の國務省版であつた。ところがその頃は、松岡はまだヨーロッパから帰つて来ていなかったが、近衛と東條とは此案に或程度の修正を加えて一対案を作成し、留守居の大橋に判子を捺さして終おうと切りに馬力をかけた。大橋はあゝ云う男だから、大臣の留守中こんな大事なこと同意を表す訳には行かんとはつきりはね付けたので、軍部はじむなく松岡の帰るのを待つことにした。ところが松岡は途中大連に立寄つて報告書などを作成してから帰つて来たので、軍部は甚だもどかしがつていた。愈々帰つた松岡は、ハル試案と軍部の作成した対案とを見せられたが、そのまゝ御殿場の別荘に引つこんで、二週間と云うもの、態度を表明しなかつた。これがため彼に対する非難の声が、政府部内と軍部とにさうく起つて、松岡は日米戦争を望んでゐるのだと盛んに攻撃された。

然らば松岡は、あの大事な時に、何故御殿場などに引き籠つたか。これには色々な理由があるが、今一々茲にそれを述べることは避ける。然し二つばかりは是非茲に記さねばならぬことがある。外務省の知らぬ間に、軍人達が勝手にアメリカと交渉していたと云うことが、彼をして甚だしい不満と不安とを免れがたくした。或は松岡がゼラシーからこんな態度を取つたと片付ける声を、私は屢々聞いた。彼も人間であつて見れば、デェラシーが無いとはいえない。然しながら国家の大事と私情とが、どちらが重いかを知らぬ程の彼ではない。然らば何故松岡は、恰かもすねてでもいたような態度を取つたか、それは無論外務大臣としての職責の遂行上極めて慎重な考量を必要と考えたからで

ある。従来とても軍部は外務省の存在なんか、てんで念頭になく、勝手気儘な行動を露骨に取つて来たとは云うものの、それまでの軍部の外交は、殆んど満州や支那だけに限られたのだが、更らにアメリカ迄手を延ばされては、彼として外務大臣の責任を取ることが出来ぬと思うのは当然である。ことに此の交渉が陛下の御声がかりだなどと、ワシントンで揚言していたことを聞くに至つて、彼の不満は激怒となり、野村に対して強硬な叱責電報を打つた。電文は彼自身が筆を取つたもので、これはひどいなと思われる部分が有つたので、改めてはと云つたが、彼は頑として聞き入れなかつた。野村岩畔等の國務省への交渉が進められていることを、外務省が知つたのは、井川が正金銀行ニューヨーク支店長に洩らし、それが本店へ報告され、外務省に隠してやつていたと云うことを知らぬ本店は、写を外務省へ送つてよこした。もしこのスリップがなかつたなら、交渉が軍部だけで片付けられたかも知れぬ。これでは外交一元化も何も有つたものではない。殊に此交渉のことは、最初から近衛と東條とから木戸え、木戸から陛下へ言上しているのだから、明白に近衛内閣が松岡を信じていないと云うことを意味する。そこで彼は近衛に辞職を申入れながらも、軍部の侵略外交防止のため、飽くまで近衛や東條と大に闘わねばならぬと決心した。然しハル試案は、そんな対内問題には関係なしに受理せねばならぬ問題であるので、彼は私を御殿場と呼んで、試案各項に付いて詳細検討を加えた。何分その頃の松岡の肺病は、長途の旅の疲れも手伝つて、相当ひどくなつていたもののように、午後は毎日三十八度前後の熱が続いたから、この検討も休み休みやつた。そこで自然時間がかかつた。そののみならず後に説明する軍部の南進阻止の方策に苦慮していたから、二週間はあつと云う間に過ぎて終つた。そして出京、政府統率部連絡会議で、彼は始めて対案を示した。

松岡の作成した対案は、彼れのさきに作つた甲案と乙案との中間を行くもので、日支基本条約、日滿支三国共同声明、及び近衛声明の認めた原則を認めた上で、日支双方で和平交渉を開始することを主旨とし、ハル提案とは重要な点で喰ひ違つていた。満州国承認と防共駐兵とが最も主要なもので、妥結は見込薄であつた。それにも拘わらずこん

な対案を作つたのは、こうせねば軍部を納得させることが不可能だと考えたからである。然し彼はこの時も依然として前に述べた解決甲案に依る以外に、妥結の途がないと云う意見を変えた訳ではない。そこで彼は連絡会議列席各員に、先方の出方に依つては、此対案を修正せねばならぬであらうこと、それは主として満州問題と防共駐兵の問題であるであらうことなどを説明し、列席者の承認を得ている。(承認と云うよりは黙認と云つた方が適當かも知れぬ。松岡の説明に対し何人も異見を述べるものなく、松岡はすかさず「御同意を得たものと存じます」と云つて、さつさと切り上げた)。松岡の腹では、此対案に先方がうんと云わぬことが判然としてから、自らアメリカへ飛び、予定の行動を取る下心でいた。その時には私も一緒にやつて呉れとも云つていた。

松岡は、日米交渉の早急開始の必要を充分認めていた。それは日支事変の急速解決のためばかりでない。ヒットラーの西ヨーロッパ制覇が殆んど成功し、アメリカ大陸殊に南米二国への進出に発展の氣勢が現われて、自衛論がアメリカ上下を風靡しかかつていた際だから、アメリカ政府は日支関係の調整の一日も速かならんことを希望し、野村に幾度か日本対案の至急提出を求めていた。そして若し日本の対案提出がおくれれば、取りかえしの附かぬ大事となる虞が有つたからでもある。

然しその時対軍部の重要な考量が松岡の頭を去来していた。彼は日支事変の急速解決を希望することで、何人にも劣らなかつたものの、此の解決が有らぬ方向へ持つて行かれはせぬかと、大に憂慮した。それは何か。軍部が支那事変解決に依つて生じた余力を、南方侵略に転用するかも知れぬと云うことであつた。松岡は近い頃にこうした苦い経験を重ねている。日ソ中立条約の締結が、日ソ兩國交調整の一手段として役立たされずに、関東軍から幾方の精鋭を引き抜き、出先軍をして南方諸国へ進出の体制を固めさせたことであつた。而して日本軍の仏印、馬來等々の南下は、日米戦争を不可避のものとする。その理由は次節に詳説するとして、当時の我国には、日米戦争の危険が内と外から迫つていた。

内からの危険とは何か、軍部、少くとも陸軍は、久しい以前から対米戦争を予定し、それがための謀略までも用意していたことは既述の通りである。そして戦えば必ず勝つと信じていたことが、此危険を更らに大きくしていた。三国条約締結の直前、万一日米間に戦争が起つたならばどうするかについて、政府と軍部との間に問題が持ち上つたとき、東條は何時も必ず勝つと断言していた。工業能力、就中石油はどうかとの質問が出ると、それも大丈夫だと言いつつ、企画院総裁の星野直樹や鈴木貞一等は、人造石油計画の甚大な参考資料を携えて、充分間に合う程製造が出来ると公式に断定した。これが「基本国策要綱」決定の時や三国条約批准に関する枢密院会議などの軍側の説明となつたのである。ところが松岡は、この説明を信じなかつた。否、生産の可能性すら全然無いものと考えていた。彼は満鉄時代、人造石油製造試験やその工業化に付いて甚だ苦い経験を持つていた。例えば海軍と満鉄との合同事業だつた徳山の人造石油製造事業は、日本のA級技術者の殆んど全部を動員し、金をおしきりにやられたが一噸の油も出来ず、コールタールかブタノールばかり出来て弱つていた。吉林の人石会社の成績も彼は密かに知つていた。そこで企画院の作り上げた計数などは、少しも信じなかつた。もし彼れの考えが正しいとするならば（その後のことだが一九四二年の中頃企画院から出した報告書には、人造石油生産の望みはないとあり、松根油までもしほつて見たが、一年がかりで十何噸とかしか出来なかつた）軍部は、南方の石油をねらはねばならぬことになる。然るに平和的に充分な必要量を南方から得ることの不可能であることは、蘭印会商の小林ミッシンや芳沢ミッシンの失敗からも想像が付く。そうなると軍部としては、南方石油資源地帯の実力占領以外に途はない。「それは邪推だ。ハル試案は日本の軍人が作つたではないか」云う人が有るかも知れないが、それは當てにはならぬ。成程ハル試案は岩畔の手で書き上げられたものらしいが、軍事課長時代に、三国条約を結ばねば、近衛も松岡もないぞと威丈高になつた彼だ。アメリカへ行つただけで、急に平和主義者になつたとは考えられない。ハル試案の腹案はおそらく彼が軍務局にいた頃、東條、武藤に作らされたものであろう。松岡が辞職した跡をついだ豊田外相が賢しい龍のような態度でアメ

リカをごまかせと云つたあの著名な訓令がワシントンへ送られたのはハル試案が出てからそう長い月日がたつた訳ではない。旁々私は、ハル試案は決して永久平和保持主義から出たものでなく、温和をよそをつた所謂「龍」のデチュアに過ぎないので、支那事変解決で得られた余力を、南方侵略に使うことを松岡がおそれたのは、決して無理ではなかつた。而して若し日本が南方の実力占領を敢行した結果は、日米戦争となる公算が大きい。その頃のアメリカの対日政策は、日本の南進を阻止することに重点が置かれ、対蔣援助も日本を支那を牽制して、南進を喰ひ止めるためのものであつた。

こう考えて来ると、ハル試案の取扱方は、誠に危急存亡に直接する重大事であつた。松岡がハル試案を手にする、悠長らしく二週間を別荘で暮らしたのは、悠々どころの沙汰でなかつたことは、おのづから明白であらう。私は茲に附言せねばならぬのは、大使野村の苦衷である。野村はハル試案の作成に参画していたが、私は彼れには岩畔のような腹の黒さは少しもなかつたことを確信している。彼は衷心から日米国交の調整を熱望し、誠心誠意、夜を日について、ルーズベルトやハルと涙ぐましい交渉を続け、如何にしてもアメリカ側との交渉に依つて誠実に此の希望の実現に努力していた。彼は立派な人格の持主で、人をだますことなどの出来る人物ではない。その著「米國に就いて」を見れば、彼が如何に真摯な、云うべきは云い、拒むべきは拒み、ポイントを外さず、素人ながらも外交官では出来ぬ仕事をやつていたことがわかる。ハル試案成立までの或期間重要な交渉を本省に報告せずによつていたことに過誤はあり、外交官としての職務規律を充分に知らなかつた譏りは免かれえないが、方針だけを授けられ現場の工作が司令官に委かされる海軍の慣わしになれては彼としては、それにも無理からぬところがある。松岡は一時彼に憤怒してはいたものの、直ぐに自分の行き過ぎを悔いていた。

然し軍部の南進阻止に打つ手はなかつた。理窟は云えても、軍の行動を阻止することは、文官の手では全く不可能であつた。そこで松岡は、独ソ戦争が起ると三国条約の誼に依つてソ連を打てと云い出した。これは全くの苦しみぎ

れのブラフで、本心からそう考えたのではないことは、開戦直後ヒトラーが親電を寄せ日本の参戦を求めて来たのを、びたりと断り、ヒトラーの阻止を無視して日ソ中立条約に調印したことで、又三国条約締結の際、此条約のために日本が戦争に捲き込まれる虞が有れば、一方的に廃棄するかも知れぬと云う強い中入をしていることからでも分かる。当時陸軍には南方進出に対して強く反対する一派があつた。南へ行つた留守中にソ連から攻められたらどうすると云うのが彼等一派の考え方で、関東軍将校あたりには、支那事変のため丈けでさえ、精銳が跡から跡からと引つこ抜いて持つて行かれ、流石強豪を誇つた関東軍も最早過去のもとして終つた。更らに南方に事を構えたら、戦局は何処まで延びるか分からぬと云うのだ。松岡は此の主張をとらえ、軍部の頭を南方から北へ向けようとし、ソ連打つべしなどと云い出したのだ。松岡は支那事変で弱つている軍部が、北方の雄国と戦う氣のないと察していたのだが、彼の北進論は、近衛を困らせ、木戸を憤慨させ、高齢な平沼をすら甚だしく危惧させ、彼等をして松岡を戦争気遣い扱いにさせたが、松岡は、却つて戦争回避を意図していたのだ。

此の問題に関連し、少しく附言を要する一事がある。それはハル試案に関して開かれた政府と統率部との連絡会議（一九四一年八月の或日）に於ける松岡の態度に関する誤報である。アメリカ案に対する松岡の意見が始めて開陳されたのは、此日であつたが、これより先き私は、松岡の参考のためと、米案に対する私見を、三十枚ばかりの原稿紙に書いて置いたが、御殿場での松岡は、主として此意見書に依つて検討を重ねていたものようであつた。然るに愈々連絡会議の前日になると、松岡は「自分の意見を開陳する前に、君の意見を述べて呉れ」と云い出した。反対する理由もなかつたので、私は当時近衛、東條、永野、平沼などの前で、詳細卑見を陳べ（私の陳述が怪ると、近衛が（今の話のメモが欲しい」と云うので、私はそれを作つてその翌日近衛に総理官邸で手渡した）。それから松岡は、私の意見に対する批判の形式で、その意見を簡単に述べたが、誰も質問するものもなければ、反対する者もない。唯平沼だけが日米戦争は絶対に避けねばならぬ、と約二十分間に亘りその理由を述べ、松岡は平沼の意見に全然同意の旨

を述べたに止まつた。その時の私の意見は、市ヶ谷軍事裁判の証拠書類となつてゐるが、日米戦争の考などは、露程もなく、妥結のための方針以外に何もなかつたのだ。中には強硬な主張が有るには有つたが、それが最後案と云う意味ではなく、一般外交交渉の例の如く、双方話し合の内に段々と譲合つて妥結するための試案と云つた意味合のものだつた。ことに問題とされたのは、ルーズベルトの炉選談の形式を持つ提案別紙の一部をなした日本政府のミニスターズが反米宣伝をしているのは怪しからぬから、これを辞職させると云つた文句が有つたのに対し、アメリカの取消を要求し、それから本当の交渉に入るべきだとする松岡と私の意見であつた。元來この炉選談話なるものは、普通一般の公文とは違つて、非公式に氣易く意見を表示するに用いる方式で、従前の例からしても、後日にその一部が取消されることなどは、大したことではないとされていたから、日本側から「これでは余りに日本に可愛相ではないか」と持ちかけて、その一部の取消を非公式に形式ばらずに云い出しても、重大事をひき起すことは、万々ないと考えられて来たのだから、前記外務省側の意見は、ごく軽く取るべきものであつたのだ（現にその後間もなくアメリカは此の部分をあつさりと取消している）。然るに近衛と東條とはそれを重大事件視し、松岡はアメリカに言いがかりを付けて、交渉の成立を妨けようとしてゐるのだと非難し、近衛はその手記で、松岡が「腹心の斎藤顧問」を引き具して連絡会議に乗り込み、交渉決裂を期待する態度を取つたのは怪しからぬと云う意味のことを書いてをり、それを見た他の著述者達も又それをそのまま失敬したから、松岡に対する戦争主義者としての誤解は、世の中に広くばらまかれて終つた。然しながら松岡は一度もアメリカと戦うべきだと云つたことはない。彼はアメリカを第二の故郷と呼び、英語を第二のマザー・タングと云つていた程の、アメリカびいきである。三国条約の締結を決意したのも、これによつてアメリカの参戦を喰ひ止め、日米戦争を防止しようとしたからである。（この期待は破れたけれども）彼は軍部の侵略戦争の高潮時に外務大臣の重責を取つたことを、甚だ不幸なことだと云つていたが、それは、彼の力では軍部を抑え切れぬことを良く知り、外務省もそれに引つ張られ、その意に反して侵略外交の片棒をかつがされることを慮れたた

めであつた。このことに關連して彼はよく幣原外交を引合いに出した。曰く「幣原外交の消極的過ぎたことに対し僕は今迄大に反対して来た。然しながら僕は幣原外交の平和主義を心から讚美する。平和は外交の骨髓である。然るにも拘わらず幣原は、軍部の侵略主義に禍されて心ならずも侵略擁護の外交をせねばならなくなつた。国内問題としては、軍部の積極と幣原の消極との争は認めぬ訳には行かぬが、対外的にはこの區別は消えて、外部にあらわれた事実が外交を性格付ける。満州事件は何と理窟を付けようとも、日本の侵略政策の具現に外ならぬから、此の事件に關する幣原の外交は、自然侵略外交の形を取らざるを得なくなつた。幣原は如何にそれを悲しんだことであらう。僕の外交がそんな目に会うのも、致し方がないかも知れぬ。」と。

彼の外交は決して戦争のための外交ではなかつた。そして彼はこの立場を守ることに努力した。然しながら三国条約の締結前後から彼はイギリスとの戦争だけは、或は避け得ぬと覚悟をしていたが、アメリカとは、どんなことが有つても戦争をしてはならぬと考え、又事実戦争が起る筈のものではないと云つていた。そして米英一体説を以て、アメリカ人の政治心理を解しない者共の謬説とくさし、日本やドイツがアメリカを戦争に無理に引き入れぬ限り、アメリカはイギリスのための戦争などはないと信じ、英米が必ずしも一体でなかつた幾つかの史実を引いて、自説の正確さを誇つていた。一九四一年十二月の米英両国との戦争状態に入つたとの軍部の公表を聞いて彼が泣いたのは、敵としてはならぬアメリカを敵とした無謀に対する憤慨も手伝つていたのだ。

四、日ソ国交調整の失敗

日ソ国交調整は、三国条約締結と切つても切れぬ密接な關係があり、その成否が日独伊提携の効果、即ち三国条約の効果を左右する程の重要な意義を持つものである。この事は別に条約に明らかにしてはいないが、ソ連の枢軸国への同調こそは、此条約の最も重要な目的の一つであつたのだ。然るに日本から見れば、事志と違つて、日ソ両国々交の調整なる大問題を、僅かに日ソ中立条約の締結、と云ふ不徹底なもので、お茶を濁さざるを得なくなつた。これは

日本側の独ソ關係に対する誤認に基き、三国条約を半身不随にして終つた重大な出来事であつた。

一、日ソ国交調整に關する軍部と文官グループとの見解の相違

一九四〇年九月四日四相會議で議決した「日独伊枢軸強化に關する件別紙第一号」は日ソ国交調節に付いて、次のように定めている。

日本及独伊兩國は「ソ」連との平和を維持し且「ソ」連の政策を兩者共通の立場に副はしむる如く利導することに協力す（猶独伊と交渉の際先方に希望あることを判明したるとき、右の外更らに日本又は独伊の一方がソ連と戦争状態に入る危険ある場合に執るべき措置に關し協議することに付ても了解を逐ぐることをす）と。

此決定はスターマーが着京する一寸前になされたものだが、扱て愈々同人が着京して見ると、同人は外相リッペンントロップからの伝言として「日ソ親善につきドイツは正直なる仲買人たる用意がある」と云う趣旨を松岡に申入れて、日独兩國の方針が符節を合していることが判つた。これが偶合か、或はドイツ側が予め日本軍部と連絡を取つて、近衛や松岡の希望を探知し、これを好餌として日本政府に持込み、同盟締結問題につき、嘗ての平沼内閣當時のようなまづい結果を繰り返さぬための触媒としたのかは分からない。おそらく後者であつたらうと想像されるが、ドイツ側がこの事ばかりでなく、日本側の希望事項を巧みにつかんで、交渉に利用した用意の周到さは、日本側の不用意とは、比べ物にならない。

日ソ国交調整に付いてドイツの求めるところと、日本の求めるところとが、形が同じでも、動機が甚だしく懸け離れていたことは暫らくおき、日本側に在つても、軍部と文官グループの期待する所とは、非常に違つていた。軍部の日ソ国交調整を必要とした理由は、その既に開始していた支那大陸侵略に対する北方からの脅威を除き、且つ予定計画であつたところの南方諸地域への進出に對する後顧の憂を絶つためであつた。當時の日ソ国交は、何時衝突するか分らぬ程に險惡な状態にあつた。主たる原因は、日本が東亞に於ける反ソ勢力の首領取りをしていたことであつたの

だから、見方に依つては彼の側に無理からぬ点がないではなかつた。日本は先づ張作霖と結んで、ソ連排除に乗り出し、次いで国民政府やその後に来た汪兆銘の南京政府と、防共協定を結び、ソ連の南下に対する堅固な防禦同盟の中心勢力となつていた。又日本は国民政府の中共軍討伐に武器弾薬の供給、その他の援助を続けていたばかりでなく、満州国を作つてからは、嘗々として対ソ戦の準備を進め、且つ在満中共黨員に対する弾圧を強めた。こう云う状態の下では、日ソ国交の良好である訳はない。更らに眼を転じて、ソ連の極東赤化活動を見ると、誠にけしからぬものであつた。コミンテルンを表面に立てたソ連の我政治経済に加えた共產主義の圧迫が、我國の安全と幸福とに与えた危険は云う迄もないが、暫らくそれを論外におくとしても、ソ連は中共を煽動して中国の対日全面戦争を強硬且つ執拗に主張せしめ、遂には八・一宣言を以て対日宣戦をまで布告させ、更らに日本外交官の蔣介石政府との間の国交調整の努力に対し、直接間接に妨害を加え、又支那各地に前古未曾有の排日運動を起させる等々、ソ連反日態度は、日に盛んに且つ露骨になつて来ていた。その末は張彭峯事件やコロンバイル事件となつて、日ソ両国の大軍は、朝鮮国境軍事上の要衝たる張鼓峯と滿蒙国境コロンバイルで熾烈な争奪戦を展開した。それが支那本部に転戦中の日本軍を牽制し、支那の対日全面抗戦の中国共產党の宣伝に氣勢をそえるためのものであつたのだが、日本人のソ連に対する反感は、愈々募り、軍部は満州の守備充実の必要から、南方派遣予定の數個師団を北滿に常駐させるの已むを得ざるに至つた。幸い日ソ間に妥協が付いて、事件はそれだけで済んだが、すまないのは軍部のソ連に対する忿恨であつた。ところが他方支那事変は、日本軍が勝てば勝つ程、奥地へ征服の歩武を進めれば進める程、解決から遠ざかり、三百万の精兵を擁しながら、支那軍の逃避戦術とゲリラ戦法に全くなやまれ、私に音をあげ出した頃だが、それが米英ソ連等諸国の援蔣援助に依ること少なからずとも考えた軍部は、日、独、伊、ソの四国の連合の力を以て、此難局を乗り切ろうとした。又一面ソ連との国交調整が出来れば、北滿に集結中の精銳の一部を支那本部に移動させ、兵力の稀薄になやんでいた支那派遣軍を増強し、より強い力を以て支那事変を処理する余裕を作ることが出来るの

だ。沉んや援蔣仏印ルートの閉鎖の必要が一日と痛感されて来ているに於てをやである。これが軍部の日ソ国交調整に期待する重なるものであつた。猶ほ茲に附言すべきは、軍部の日ソ国交調節は、その永年の方針たる北進政策の拋棄を意味するものではなく、先ず支那事変を解決した上、南方資源地帯を占領し、然る後北方に転じようとするのが狙いであつたと云うことである。

他方軍部は又米英等先進諸国との戦争不可避を予期し、高級の武装を急速に備えねばならぬことを痛感していた。

それが何時頃から始まつたかを判定するのは、困難だが少くとも平沼内閣時代、軍部がドイツの尻馬に乗り、日独伊三国条約締結を熱心に主張し出した頃からではなかつたかと想像される。それ迄の軍部は、装備の比較的劣悪な国民軍を相手の戦争をしていたのだから、陸軍の御得意の装備に満足こそすれ、改善の必要など感する筈がなかつたのだ。

然るに支那事変はどん／＼南へ南へと進展し、平沼内閣成立当時には、日本軍はバイアス灣に上陸し、広東へ入城し、更らに南部支那から仏印等をうかがう体制にあつた。それは当然南方に重要利害を有する諸国との衝突を予想させるものであつた。然るに張鼓峯事件は日本陸軍が誇つた装備の不完全を暴露したから、自然米英等との戦争のため最新式のドイツ軍装備の必要を痛感させた。それが平沼内閣時代の軍部の日独提携の強い主張の一つの大きな導因であつたのだが、その後情勢の進展は、愈々優秀な装備に対する軍部の欲求を強めた。そこで昭和十五年九月の「日独伊枢軸強化に関する件」に「日独伊三国の経済協力に就て」の一項を加え「交易ニ関シ皇國ハ日滿支三国農林水産物等ヲ供給スル外、支那、仏印、獨伊ノ特殊産物及、ゴム等供給ニ付協力ヲ与ウベク独伊ハ皇國ノ必要トスル技術ノ援助及航空機械類化学製品等ノ供給ヲ為シ、相互経済的活動ニ関シテハ皇國ハ特ニ支那及滿州ニ於テ事實上独伊ノ為優先的取扱ヲ為シソノ技術及施設ヲ参加セシム」と定めている。此項は陸軍の提出した原案に一字一句の訂正もなしに四相會議と政府統率部連絡會議を通過したもので、それがそのまゝドイツ側の希望であつたことは、スターマーとの會談が始まつて間もなく我々が知り得たところだ。この点から見ても、第二次近衛内閣時代の三国条約も、平沼

内閣時代の日独提携問題の時と同様、軍部が内密にドイツ側との間に相談を纏めて置いたことを想像される一つの根拠である。

要するに日ソ国交調整に対する軍部側の期待は、年来不動の方針たる侵略政策遂行への寄与以外の何物でもなかったのである。然るに文官グループの期待は、之れとは正反対と云う程に違っていた。即ち日ソ国交調整は、文官グループの待望たる東亜の平和、延いては世界平和確立の地獄的措施として取り上げられたものであつた。更らに詳説するならば、日ソ国交調整に対する文官グループの期待には、大要四つある。第一は、ソ連との親交確立に依り軍部の北進軍略の対象を消滅させることであり、第二は、ソ連の援蔣行為を思い止まらせ、以て支那事変の解決に対する一つの障害を除去することであり、第三は、日独の握手をソ連に拡張して、同盟の効果を完璧ならしめ、アメリカの参戦牽制力を強大にして、第二次世界大戦の発生を喰ひ止めること、第四は、日、ソの両国、若し出来うればアメリカを加えた世界三強国の連合の力を以て、英独戦争終熄を籌旋する機会を作ることであつた。これらの考え方には、事後の今日から見れば、夢のような事柄も雜つてゐるが、当時の文官グループは、此等に関する松岡の提唱に対して、何等反対がなかつた許りか、近衛も平沼も、心からの賛意を表していたものだつた。

第一の軍部の北進軍略対象を消滅させる方法としての日ソ国交調整は、確かに一つの考え方である。軍部の北進は余程ふい頃（川上操六が参謀本部を事実上支配するに至つた頃からと云われている）からの伝統政策である。満州事件から以降、陸軍は南進態勢を取つては来たが、それは戦争資源確保のための一時的便法で、此目的が達成された暁は、再び矛を北に向ける方針であつたことは、既に説明した通りである。それが世界擾乱をひき起す原因となることは、極めて見易きところであるばかりか、日本の運命を悲惨ならしめることも亦殆んど確定的である。日本がソ連に敗けた場合がそうであるばかりか、勝つても結果は同じである。戦争に依る極度の疲弊はそれだけでも国歩を艱難ならしめるが、それに加えて当然共產活動に絶好の機会を与えるからである。文官グループは大に此点を顧念し、如何

にもして軍部の侵略を阻止せねばならぬと考え、陸軍の北進方略の阻止もその一つの方法であるとした。そして当時にあつて考へうべき対北方和平のための善当りの措置は、甚だ險惡となつていた日ソ国交を調整することである。然しそれが日本側からの呼かけだけで実現されようとは思われぬ當時の實情であつて見れば、何れかの第三国に訴ぐるより外に道はない。然るにドイツは「正直な仲買人」になろうと申入れた。一方独ソ間の關係は一九三九年の独ソ不可侵條約に依る勢力圏の劃定と、經濟協定の円満な実施とに依つても知られる通り、疎隔などとは考え得ない外觀を呈していた。それが假令事変不安定なものであつたとしても、既に英、仏等の諸国と死に生きの戦争に没頭していたドイツが、更らに同時にソ連と戦つて、両面戦争を取てするような無謀を取てすることなどはないであらうと想像された。（此の予想は三国條約締結の翌年に早くも間違つていたことが立証されたが、條約締結直前の状態から見れば、文官グループが以上の如く予想していたのにも理由が在つた）。そうだとすれば、三国條約の締結に依る日独兩國の合同の圧力を以て日ソ国交の調整を図ることが望みがないものではないとされた。當時に於ても、三国條約と離れて、ドイツに日ソ間の「正直な仲買人」たる役目を引受けさせることがよりよくないかに付いても研究はされたが、代償なしにそんな役目を引受けるドイツではないから、先方の言い分に信頼するより外はない。国交調整の出来なかつた場合の対策を予めきめて置き、三国條約の締結申出の受諾に當つて、外相から充分に此の調整に対する日本側の期待の甚だ大きいものであることを、十分先方に説いて置くべきだとの結論に達した。そして兎も角も一日も速かにソ連と親交を結んで置けば、假令それが永続しないとしても、陸軍の北進方略の対象が調整存続間だけは無くなる訳である。これに加えて支那事変の早急解決の方法を講じ、米英その他の諸国との忌わしき緊張關係を清算するならば、免にも角にも軍部の侵略の出口が塞がることになる。文官グループはこのように考えた。

文官グループが日ソ国交調整に期待した第二の点は、之れによつてソ連の援蔣行動を阻止しうることであつた。元来ソ連が蔣介石を助けているのは、米英兩國のように、自国の權益又は領土の防衛を目的とするのとは全然違つて、

中国の反帝國主義運動を援助し、その間該運動に対する共產主義の指導地位を獲得し、以て他日のプロレタリア革命に到達する迄の一段階を築き上げようとするもので、蒋介石そのものの運命などは、事実どうでも良いのであつた。然るにソ連の此謀略が成功した暁には（三国条約締結当時でも或程度成功し、中国の内政と外交に対する中国共產党及び中共軍の活動は、根拠地延安を中心として北支那一帯に及び、揚子江下流殊に江蘇省江北大方に於ける彼等の活動も相当見るべきものが有つた）アジア全土に赤い嵐の吹きさぶ日が当然予期されていた。従つて日ソ国交調整に依つてソ連の援蔣行動を阻止しうるならば、それは中国の赤化防止に相当役立つこととなるであらう。それは取りも直さず支那を足がかりとした同国のアジア諸国の赤化を妨け、全アジアの平和維持に貢献するであらう。そのみならず、アジアを赤化から救うことは、此の地に領地、植民地又は勢力圏を持つ西ヨーロッパ諸国やアメリカ合衆国の赤化をも間接に防止することになるのである。レーニンやスターリンはアジア赤化の世界的意義を重大視して、繰り返して次の趣旨のことを説いた。即ち西ヨーロッパはアジアの資源と市場とに依存して大をなしているのだ。アジアが共產主義陣営に加わるならば、西ヨーロッパの諸国は糧道を奪われて、その繁栄を持続することが出来なくなり、英、独、仏等諸国の共產革命の前夜が展開するであらうと。そして一九二一年のパツーム会議以来、その決議たるアジア民族解放運動を中国にも仏印にも印度にも、イラン、マレー、インドネシア、フィリピン等にも、活潑に展開して来た。若し日ソ国交調整がソ連のアジアに於ける活動を牽制し得るならば、それが世界赤化防止の何程かの効果を持たぬとも限らない。ソ連が果してその手に乗つて来るかに疑問を持てるとしても、ドイツが西から、日本が東からソ連を牽制することに依り、ソ連を動かし得る望みが無い。殊にソ連の南方への進出なる伝統的膨張政策への或程度の妥協は、帝制ロシアが亡びてから後も、ロシアに対する大きな魅力で、嘗てはケレンスキー政府を第一次世界大戦当時の連合国へ引き付け得たし、ソ連の南方進出希望は、実行に移され、又は移されんとした事實は枚挙は遑がない位だから日独伊には此手も有る。唯茲に問題となつたのは、日本がドイツと握手した結果はドイツの

敵たるイギリスを日本の敵に廻す不利益であつた。然し当時の文官グループの英独戦争に対する考え方は、今日から見れば甚だ甘いものではあつたが、世界戦争へ直ぐに發展するものとは予想していなかつた。当時多くは、ドイツの勝利を決定的とし、イギリスが根強い国民性を發揮して、弾撥しえたとしても、最早ドイツを中心勢力とする大陸勢力に対抗しうべくもないと信じた。アメリカの対英援助がアメリカ参戦へと發展する恐れは有るが、これは日本、ドイツ、イタリー及びソ連の四強国連合の力を以て充分牽制し、アメリカをしてアメリカ大陸以外に手を延ばさせずに、孤立の伝統にかえすことが最も自然であると考えられた。そこで「日独伊枢軸強化に関する件」は「日本及独伊両国は米國をして西半球及米國の領地以外の方面に容喙せしめざると共に之れに對し兩者の政治的及經濟的利益を擁護する為相互に協力す云々」との一条項を加えている。然しそれだけで果して世界平和を確立しうるのか。これに付いては、当時アメリカに盛になつて来たヒットラー米大陸侵略の懸念を解消せねばならぬ。これは日本の手におえぬ大問題ではあつたが、スターマーはドイツがアジア問題にも、アメリカ問題にも関与しないと云うリップペントロップの伝言を持つて来たのを一応信頼した訳だつた。

文官グループが日ソ両国交調整に付いて抱いた期待の第三は、日独握手の効果を完璧にすることにより、アメリカの参戦を阻止し、以て第二次世界戦争の勃発を喰ひ止めることであつた。三国条約に依る日独の握手が、ドイツ側に有利すること極めて少ないものではあるけれども。然しながら大西洋も、地中海も、印度洋も、米英兩國の強大な海軍力で守られている限り、ドイツと日本との船舶の往來は、甚だしく制限され、日独兩國の相互援助の地理上の道は、ソ連領を経てシベリアに至る陸路以外にはない。そこでソ連がイギリス側に立つとか、厳正中立態度を取るとかすれば、三国条約の骨子たる日独相互援助は、名あつて実のないものとなるのは分かり切つてゐる。そのみならず日本もドイツも常にソ連に備え、ソ連を警戒せねばならぬ体勢にあるならば、条約の本来の目的たるアメリカの参戦

牽制が何処かへ吹き飛んで終うことは、云う迄もない。又他方日、独兩國とも世界四大ブロックの互助に依る世界全局の平和樹立を祈念していたのだから、ドイツの中介に依つて日ソ国交を調整しうるならば、それは旧大陸に於ける三ブロック（東亜共栄ブロック、西ヨーロッパ、ブロック及びソ連、ブロック）の提携握手の第一着歩ともなりうるものである。

文官グループが日ソ国交調整に付き期待した第四の点は、日、ソ、米三国の連合の力を以て、英独戦争終熄の運動を起すことであつた。米英兩國の密接な關係とアメリカの偉大な実力とは、アメリカにその気さえあれば、イギリスをして戦争をやめさせるに足るものであり、日、ソ兩國のドイツとの国交の親善と実力とは、ドイツをしてイギリスとの戦争から手を引かせることが出来ると考えられた。戦争善後措置が問題ではあるが、日米ソ三国の仲裁に依る以上、公正な仲裁案の作成が必ずしも不可能ではない。そしてそれが世界の平和を維持し、新しい国際社会を作り上げるべき最善の策であると考えたのは、松岡だけではなかつた。これを実行するには、色々な点の考慮が必要であることは勿論であるが、研究に研究を重ねていることを許さぬ程に、当時の事情は切迫していた。そこでその手始めとして日ソ国交調整を実現し、然る後アメリカに働きかけ、一大仲裁運動を起すべきだと云うことに、文官グループの議が一決したのは、政府が三国条約締結を決意した数日前の話であつた。

日ソ国交調整に関する軍部と文官側の見方の相違が上述の如くであつて見れば、「日独伊枢軸強化に関する件」の謂うところの「ソ連ノ政策ヲ両者（日本と独伊）共通ノ立場ニ副ハシムル如ク利導ス」る方策にも相違のあるのは当然で、軍部の提案たる「ソ連ヲ東西両方面ヨリ牽制シ且之ヲ日独伊共通ノ立場ニ副フ如ク利導シテ其ノ勢力圏ノ進出方面ヲ日独伊三国ノ利害關係ニ直接影響少ナキ方面例エバ波斯灣ニ向フ方向ニ向ハシムル如ク努ムル云々」の一項の見方も違つていたのは当然である。即ち軍部は之れを以て東亜共栄圏内の諸国侵略に対するソ連側からの障害除去の方策と考え、文官側は、旧大陸に於て建設さるべき三つのブロック間の互助確保の方法であると考えた。

文官グループと軍側との日ソ国交調整に対する裏付けの相違は兎も角として、日ソ国交調整が三国条約締結と表裏し、その何れを缺いても、日本側の期待が破られて終うと云う見方に至つては、両者見解の一致するところであつた。

二、ドイツ、日ソ国交調整仲介を断わる

スターマーがドイツが日ソ国交調整の役割を引受けると云うリップントロップの保障を持つて来て、之れを三国条約締結の導線としたことは、既述の通りである。然らば如何なる方法でドイツは此の約諾を実現するかとの松岡の間に対しては、何等的確な返答を与えず、唯ドイツを信頼して貰い度いと云うだけであつた。又將來独ソ相戦うことが無いが、バルカン問題に付いて紛争が起らないかとの質問に対しては、スターマーは非常に注意深い態度を示し、そんなことは絶対に無いと云うばかりで、深入りを避ける心底が有りありと見えた。此辺の事情に付いて松岡の報告を得た近衛は、ドイツの態度に疑問を持ち、その日ソ国交調整仲介の約諾を心頼にして同盟に飛び込むことの危険を松岡に説いたことがある。松岡も略ぼ同様の意見であつたが、軍部は此見解に賛同しなかつた。そして東條は武蔵を近衛と松岡との許に遣わし、在独陸軍武官とヒットラー等との会見録などを持ち出して、ドイツの誠意を立証しようとした。（その書類は久しく私の手許にあつたが、戦災で焼けて了つた）。私の記憶に依ると、国交調整の二つの方法がドイツ側から軍部側に内報されていた。（外務省側には何等の意思表示もなかつた）即ち第一は、日独伊三国同盟条約にソ連を加盟させること、第二は、独ソ勢力圏劃定に依つて両国紛争の原因を除いた上で、日独伊三国の対英米措置に同調させることであつた。ドイツ側は、第一よりも第二を選び、之れと関連して日ソ国交調整の仲介を試みようとするにあつたもののようである。同盟条約締結後ドイツはバルカン諸国を之れに加盟させたに拘わらず、ソ連の加盟を余り好まぬ態度を取つた理由は明らかにされてはいないが、独ソ間に既に不可侵条約が締結されていたこと、ソ連の伝統政策たる資本主義国の衝突激成謀略に鑑み、同盟までの深入を警戒したこと、ソ連の加入した同盟がドイツ

ツの支配的地位に累を及ぼすのを恐れたこと等に依るものと想像された。

そこでドイツは一九四〇年十一月十五日即ち同盟条約締結から約二ヶ月後に、モロトフのベルリン訪問に際して、試案として左の諸条項をソ連に提出している。即ち

「三国同盟参加国たる日独伊三国政府及ソ連政府は、相互に相接する国境の秩序を確立し、当該四ヶ国々民の福祉を図ると共に、この目的を達成せんとする四ヶ国共通の努力に恒久的且つ確乎たる基礎を与えるため、次の諸条項を協定する

第一条

一九四〇年九月二十七日の三国同盟に於て、日独伊三国は大戦が世界的抗争とならざるようあらゆる手段に依つて拡大を防止し、早期世界平和の回復に努力する旨協定し、三国はこの目的を同じうし、そのために努力せんとする世界各地の国民との協力を、さらに拡充することを喜ぶ意志を表明した。ソ連はこゝにソ連がこれら目的に同調し、政治的に三国と協力して、此の目的達成のため努力する決意あることを宣言する。

第二条

日独伊及びソ連は相互にその自然的勢力圏を尊重することを約する。これら各勢力圏相互間に折衝の必要が生じた場合、四国は発生せる問題に關し常に友好的に相互会談を開催する。

第三条

日独伊及びソ連は、以上四ヶ国の一国に敵対して結成された列国間に於ける協定には参加せず、且つ之れを支持しないことを約する。

四国はあらゆる經濟問題に關し、相互に援助し、四ヶ国間に現存する協定を補強擴張する。」

と云うのがそれである。猶ほ右に關連し、リッペントロップは、秘密協約を締結し、四国の領土的希望の焦点を決定

し度いと述べた上、ドイツに付いて云えば、平和条約締結の際に於けるヨーロッパの領土修正は別として、アフリカに領土獲得を希望し、ソ連の領土的希望の焦点は、印度洋に向うソ連領土以南の地域を、日本の希望は日本列島及び満洲国の南に一線を劃すべきで、イタリアに付いては、平和条約締結時に於けるヨーロッパの領土修正は別として、北部及び北東アフリカに集中されると云うドイツ側の想定を述べているが、更らに日独伊ソ間に第二の秘密協定を締結して、トルコ問題と、ダーダネルス問題を解決し度いとも云つてゐる。

以上のドイツ提案は、要するに四国の實力に依る世界再分割案に外ならない。此案に対する日本軍部と文官グループとの解釈が違つたことは、云う迄もないが、四大ブロック建設の点に於て、日本の考えたことと合致すると見て、ドイツから此案を示されたとき、日本側は之れに賛成の意を表した。松岡がヨーロッパ訪問に當つて、政府統率部連絡會議で決定された「対独伊ソ交渉案要綱」に「ソ連邦をしてリッペントロップ外相腹案を受諾せしめ云々」とあるのはこれがためである。ドイツが前記提案をなすに當つて、それがドイツだけの考えで、日本とはまだ何も相談はしていないと云つてゐるのは、日ソ關係が当時甚だ險惡であつたことを顧念したためであつたらう。

リッペントロップからこの提案を受けたモロトフは、主義上これに反対はしなかつたが、即答をさけ、モスコウへ還つた上で、回答した。ところがそれは予期された通り六つかしい条件付きであつた。この条件の内には、日本の北樺太に於ける石炭、石油採掘権の抛棄も含まれてゐる。これは日ソ国交の調整が本当に出来るとすれば、日本として必ずしも承諾し得ない程の大きなものではないが、ドイツに關する条件は、ドイツ軍のフィンランドからの即時撤退、ボスフォラス及びダーダネルスにソ連の陸海軍基地建設権を認めること、バルカン殊にブルガリアに対するソ連の支配的地位の許与、バツーム及びバクトーの南からペルシア湾に到る地域に対するソ連の領土権の獲得等の難条件が含まれてゐた。

ドイツは、その時既にバルカン工作を進めて、着々と成果を収めていた際だつたから、ソ連から此回答を得ても、

申出条件を容れようとはしなかつた。ドイツがどうソ連を返答したかは分らないが、リップントロップがベルリンで松岡に語つたところから察すると、回答を与える代りに、ソ連がかねて欲しいと申出ていたルーマニアに独立保障を与えて、ソ連の支配下に入ることを防ぎ又ギリシアからイギリスを駆逐する足場を得ると云うことで、これも亦ソ連が欲しがつていたブルガリアとも接近したものようである。斯くて独ソの關係は、表面的にはふだんと変りはなかつたが、ソ連のドイツに対する非友好的態度は、至るところに目立つたからドイツの日ソ国交調整仲介がうまく行く筈はなかつた。こうなることを、ドイツが始めから予期していたかどうかに付いて、的確な実証はつかめないが、バルカンに対するドイツの積極施策が、三国条約締結以前に着手されていたことは事実である。同盟条約が出来る時、バルカン諸国が、待つてましたと許り同盟に参加し、土耳其に對するドイツの工作も亦同盟成立當時には或程度進展を見せ、大使バーベンの辣腕が、英、仏、ソ等諸国に恐れられていた。ドイツのこうしたバルカン進出が、当然ソ連との利害衝突を予見せしめたのであつた。

翻てわが当局者は、スクーマーの言に従つてドイツを信頼し、仲介の成果を待つことに、廟議が一決したものの、直ぐにもソ連が枢軸国と同調するだろうと云つたドイツが、中々手を打たないのに不審をいだき、大使大島電報で報告を命じたが、もう少し待つて貰い度いと先の返事を打電して来ただけで、要領を得なかつた。それと前後してドイツのバルカン工作が独ソ間の不和を招来しているとの可なり詳細な情報、オーストリア駐割の公使山路から届いた。従来とてもこの噂は耳に這入らぬでもなかつたが、どの在外公館から来た報告も或は断片的だつたり、或は單に噂としての情報だつたりしたばかりか、当事国駐割の大使の大島（ドイツ）や建川（ソ連）からの報道は、寧ろ独ソ親善を思わせるものばかりだつたが、山路の報告を受けると、本省は日ソ国交調整の前途を怪みはじめた。その頃はシベリア經由日独間の援助物資の輸送が日に日に制限の度を増して行つた。旁々松岡は日ソ国交調整に多く期待が出来ぬと見て、私かに憂慮していた。元來松岡の独伊兩國訪問は、同盟条約の成立した昭和十五年九月二十七日の

夜、彼がベルリンのリップントロップ、ローマのチアノ伯と、それ／＼電話でお目出度うと云い合つた際、この兩人から「近い内には是非こちらえ御出を願ひ度い」と誘われ、「今直ぐと云う訳にはゆかないが、公務が許す限り参り度いと思ひます」と答えたのが切つかけとなつたが、松岡が愈々ヨーロッパ行きを決心したのは、日ソ国交調整の期待が裏切られはしまいかと疑ひ出した昭和十六年の一月頃であつた。然し日獨会商問題だの、泰仏印国境紛争調停問題だの重要案件が山積していたので、つい延び延びになつてゐた。その間近衛は自分で行くといひ出したこともあるが、実現せず、三月になつて松岡は愈々シベリア經由で独伊に向つた。

私は松岡の渡欧に反対した。それは独伊から南方イギリス領地の攻撃要求を受けることを懸念したこと及び當時既に相当顯著になつて来た文官グループ一部の反松岡気分が、彼れの留守中に爆發しはせぬかと恐れたこと及び無用に米英を刺戟すること等を懸念したためであつた。そこで私は此等の理由を告げて彼れの再考を求めた。それに対し彼が云うのには、「ドイツは南方への出兵要求を持出さぬものでもないが、私は統率事項に付いて何等コミットする地位にない。ドイツは更に進んで日米戦争を示唆する虞が無いとは云えぬが、それは必らず長期戦となり、世界大戦となり、同盟条約の根本義に反するから、絶対に反対する。留守中の国内政治の問題は、心配でないこともないが、秋田清（拓相）に万事うまくやつて呉れるよう頼んである。秋田の力であつて行かないとしても、ヨーロッパ行きを断念する訳には行かない。今度の旅行はリップントロップとチアノとの予ての約束を実行するのを表面の立前にはしているが、本当は同盟条約に対し新しい態度を考慮せねばならぬかも知れぬ重大事態に直面しているためである。それは日ソ国交調整がどうもうまく行きそうもない今日此頃の雲行に鑑みてのことであるが、自分で実情を視察し、可能ならば此の調整問題に付いて、直接ヒットラーと相談する積りでいる。若し又調整実現の望みがないならば、アメリカ牽制は一場の夢と化し、同盟条約の存在価値が全く無いことになるのだから、外交政策を修正せねばならぬであらう。要は同盟条約を締結當時の我々の期待通り第二次世界大戦の發生を防止しうるものとし得ない限り、独伊と

握つた手を解き離すより外はない。従つて今度の旅行は、云はばアメリカを敵に廻さない方法を発見するためのものであるから、それが一時アメリカを刺戟しても己むを得ないことである。これは近衛にもまだ話していないことだから、厳秘にして置いて呉れ」と。斯う話されて見れば、私も此上反対を続ける訳にはゆかず、前途の多祥を折りつつ彼れを大阪まで見送つた。こう云つた事情で松岡はヨーロッパに向い先づモスコウでスターリン、モロトフと会見し、同盟国たるドイツ、イタリーとは、何等事前打合せなしに、日ソ中立条約案を、直接スターリンに手交した。然し彼は故ら此問題の商議に入ることを避けたのは、ドイツの中介に依る日ソ国交調節の前途の見極めがまだはつきりとは付いていなかったためである。その時の心境を彼は次のように説明している。「ソ連側は直ぐにも商議に入り度いらしたがつたが、掛け引きの強いソ連との事務的折衝に這入つたら、長い間抜きも差しもならぬ苦境に陥らされることは、見え透いているから、事務折衝を抜きにして、あなたと私だけで大局から政治的に極めようではないかとスターリンに話して、ふいとベルリンに出発した。その時私は日ソ国交調整に付いて二つの前提の下に、二つの計画を持っていた。即ちドイツの仲介で調整が出来る場合には、日ソ中立条約案は、黙つて引つこめるが、それが出来ぬことが確かと分かれば、ドイツの思惑なんか無視して、此条約を成り立たせ、ソ連の出すであろうところの条件も、場合に依つては、最大限度に容れて、条約の急速成立を図るべきだと云うことである。私は思つた。ドイツの仲介がソ連に利き目がないというのは、十分有りうることで、建川もそう考えていたのだが、これは独ソ関係の悪化を意味し、それは又ソ連の米英への接近を意味するものだ。従つてドイツの感情を害しても、日本がソ連と何等かのかかわり合いを作つて置くことは、日米関係の調整の新しい手がかりとなる可能性は有る。然し無論それだけでは何にもならぬ。アメリカとの国交調整の直接手段としての日米交渉と相待つて始めて物になる。そこで私は、モスコウにいる内に、スタインハートに会つて、ルーズヴェルト大統領に、日支紛争に関する好意的斡旋を依頼したのだ」と。

斯くて松岡が愈々ベルリンに着いたところがドイツは日ソ国交調整から手を引いたことを知つたのみならず、日ソ

中立条約の締結にも強く反対しているのを知つた。

以上で明らかである通り、ドイツは一旦は日ソ国交調整仲介に乗出しはしたものの、それはドイツの計画していた世界再分割方針実行に対し、ソ連を同調させるための方便に使い、又日本に対しては、三国条約締結のための好餌を与えたまでのことで、始めから熱も何もなかつたと見るの外なく、それに引つかつた日本は、軍部にしろ、文官グループにしろ、皆ドイツに引き廻されたと云うより外はなかつた。殊に日ソ国交調整を平和樹立の一手段とした文官グループは、軍部とヒットラーとの侵略方策を助長するだけの役目を負わされた形であつた。

それも曲りなりにも日ソ国交が調整されたならば、日本も馬鹿の見方が少なかつたかも知れぬがそれが、出来ぬとなると、三国条約の重要な意義がなくなり、危険な義務だけを負わざるを得なかつたのである。何故か。此条約は、少くとも日本の文官グループの考え方からすれば、ドイツ、ソ連及び日本の地続きの三強国が一体となつて、正に起らんとしていた第二次世界大戦を防止する力を構成すると云うところに、本当のうま味が有つたのだ。然るにソ連がドイツに背を向けるとなると、ドイツと日本とは、地理的に何等の連絡のないばら／＼の存在となつて終うのは、当り前のことである。それでも猶ドイツがソ連を敵に廻さずに済みさえすれば、西ヨーロッパ諸国とアメリカとを向うえ廻しても、或程度の威力を持ち得たであらう。然るにドイツは此道を取らずに、ソ連攻撃の方針を決し、(無論日本とは何の連絡もなしに)松岡がベルリン訪問の際、極秘の含みで、独ソ戦争の可能性をほんのりと打明けたに過ぎなかつた。その時の彼れの感想を帰朝の翌日、私に次のように語つた。「独ソ関係が条約締結の際にスターマーが誘示した程のものでないことは、略ぼ想像が付いていたが、スターリン、モロトフ、ヒットラー、リッペントロップ等に出つて見ると、両国関係に暗雲が低迷しているのを感じざるを得かつた。それが果してドイツをして両面作戦を取らせる程のものかに付いては疑を持つたが、リッペントロップからドイツがソ連に一撃を加えるかも知れぬと聞き、又ドイツが西ヨーロッパ諸国に講和の水を切りに向けているのを知つてからは、独ソ開戦の可能性をはつきりとつかみ

えた。若しそうなたとすれば、ドイツと日本との同盟は半身不随となる。独ソ戦でドイツが勝てば、ヒットラーの侵略が東亜に及ぶであろうし、負ければ日本が世界を敵とした孤立無援となるに極まつている。そこで僕は三国条約を考え直す時機に到達したと考えた」と。

日ソ中立条約に関する松岡の交渉は、こうした考え方に依つてなされたのだ。此条約の案文は、これより先大使建川をしてソ連政府に提出させたものと大同小異であるが、これと同時に松岡の出発直前に、政府統率部連絡会議の決定した「対独伊ソ交渉案骨子」なるものがあつて交渉の方向を定めている。その内日ソ国交調整条件に付いては、大体 (1)ドイツの仲介に依り北樺太を売却せしめること (2)日本はソ連の新疆外蒙に於ける地位を了承し、ソ連は日本の北支蒙疆に於ける地位を了承する (3)ソ連をして援將行為を抛棄させる (4)日独通商の爲め相当数量の貨物輸送に必要な配車と運賃割引をさせること等が主たるものであつた。これらの諸条項を通観して直ぐにわかることは、此等の日本の要求が容れられるためには、ソ連が三国条約のラインに同調すること、ソ独關係が良好であることの二つの条件が必要である。ところがソ連はその伝統政策から資本主義国間の闘争に自ら投入することを欲せず、又独ソ關係がバルカン問題、殊にルーマニア及びブルガリア問題に付いて甚だ良好でなくなつて来たばかりでなく、スタッフ・フォード・クリップスがモスクワ駐劄英國大使になつてから、ソ連はイギリスに接近の態度を取つたので、兩國の關係は、表面さりけなく見えても、日に益々疏隔して来た。そこで松岡の日ソ国交調整の成功は望みないものとなつていたのである。彼がその後モスコウでまとめた日ソ中立条約案なるものは元々独ソ關係が表面甚だ良好に見えても、形勢必ずしも樂觀すべきでないことを、予て想像していた松岡ではあつたが、ヨーロッパへ行つて直接正確に此のことを知つた彼は、三国条約締結の本来の目的が、半ば達成不可能となつたことを知り、大に焦慮したことは勿論で、ドイツの仲介を受ける予定を変更するも已むを得ないと考えた。如何にして此のギャップを埋めるかに思い悩んだ事は、彼が帰朝後自ら語つたところである。千思万考の末彼は遂に決心した。ドイツの思惑如何に拘わらず、日ソ間に

不可侵条約を締結し、以て日独ソ連合の方策に代える外はないと。それは素より次善又は三善の策であるが、それ以外に彼に思い及ぶ方策はなかつたのだ。而かもそれは急いで實現せねばならぬと考えた松岡は、出発の際の連絡会議で決定した細かい条件を提出すべきでないとし、中立条約案だけに付いて交渉を進め、遂にあつと云う間に之れを成立させたのだつた。ソ連が問題なしに松岡提案を容れたのは、松岡がスターリンとの直接交渉に依つてソ連御得意の数々の条件提出を封じたためではあるが、独ソ關係の緊張が反映したためでもある。

然しながら日ソ国交調整の意義は、中立条約の締結に依つて全く変つたことを見逃がす訳には行かない。三国条約締結商議の時から考えられた国交調整は、条約のラインにソ連を引込むためのもので、云わば三国条約補充が目的であつたのに反し、松岡とスターリンとの直接交渉で出来た中立条約は、同条約が明記する通り「締約國の一方が二又は二以上の第三國より軍事行動の対象となる場合には他方締結國は該紛争の全期間中立を守る」と云うだけのもので、日本の關する限り、ソ連を三国条約との關係から隔在させていることに特色がある。従つてソ連には、ドイツの西ヨーロッパ・ブロックや東亞共榮ブロックやの建設を援助する義務もなければ、妨害してはならぬと云う定めもない。赤化宣伝の自由は、公然とは認められてはいないが、ソ連がこれをやつたからと云つて、此条約を理由としてソ連に抗議することは出来ない。此意味に於て三国条約の価値は、ドイツの日ソ国交調整仲介を断わつてから急激に減少した。文官グループの同条約に対する態度がその頃から急に熱を失つたのは、こう云う事情の爲めでもある。

然し問題は極めて重大で、熱を失つたと軽く片付けらるべきものではない。それは日本の独伊と同盟条約締結を決定するに至つた一つの大きな動機の實現不可能を示すものであるだけに、日本の朝野は、独ソ戦争に対し重大な関心を持ち出したのは当然である。日本としては、何としても此戦争の勃発を阻止せねばならぬ。そこで松岡は帰朝後閣議や政府統率部連絡会議に、独ソ關係に關する彼れの見聞を報告すると共に、連絡會議の決議に従つて、リップントロップに対し、「現下の我國をめぐる國際情勢及び我が国内事情に鑑み、本大臣としてはドイツ政府がこの際能う限

リソ連との武力衝突を避けらるゝよう希望する」とのメッセージを送った。然しドイツは素より之に応じない。

「今日となりては最早独ソ戦は不可避となつた。然し愈々戦争とならば、二三ヶ月で作戦が終結するから、自分を信頼され度い。又今度の戦争で日本の力を借りる必要はない。然かも戦争の結果は、必らず日本にも有利となるであろう」と返事して来た。がそれから一ヶ月もたたぬうちに、独ソ戦争の火蓋は切つて落され、英米は直ちにソ連援助を声明し、三国条約の前提たる日独ソの連携は最早絶望となつて終つたのであつた。

是に於て三国条約に対する再検討に関し、軍部と文官グループとの意見が二つに分れた。文官グループは、独ソ開戦を機会として三国条約を再検討することに意見が一致し、近衛と松岡とは各別に東條にその旨を告げた。然るに陸軍は強硬に之れに反対した。その理由は独ソ戦が必らずドイツに有利に展開し、共產主義国ソ連は、久しからずして四分五裂となるであろうから、日本が今更三国条約の誼を無視し、自儘な処置を取ることは、日本の将来に大禍根を残すだけだと云うにあつた。緒戦に於けるドイツ軍の猛進は、軍部をして一層この信念を強めたもののようであつた。そののみならず軍部は、独ソ開戦を理由として三国同盟を再検討すべきだとした民間有力者の幾人かを国論の一致と支那事變の完遂とを妨げる非国民だとして捕縛した。これは云う迄もなく彼等と相通する意見を持つ近衛と松岡とに対する挑戦でもあつたのだ。そこで如何に之れに応ずべきかが、文官グループの問題となつたが、軍部の鼻息が甚だしく荒いのを見た近衛は予ての考を改め、国内情勢上条約の再検討を許さぬものとして、その主張を日米交渉に持つて行き、以て三国同盟から生ずることあるべき危険に備えるべきだとした。松岡も略ぼそれと同意見となつて、陸軍の言い条は、表面だけは文官グループに依つて認められた形となつたのだが周囲の者の間には、松岡の辞職を勧告する者が出て来た。それは三国条約締結の日本側の当の責任者であり、日独伊ソ四国連合力を以て大戦の勃発を阻止するものとして、此条約の御裁可を請うた松岡は、その予期と全く反する事態に直面し、之れを是正することも出来ず、上は陛下を欺き、下は八千万民衆を瞞着するのだとの譏を如何ともしえないのだから、職を辞して罪を天下に

謝すべきだと云うのが、辞職勧告の理由であつた。松岡は此意見に従つて一度は近衛に辞意を表明した。然し近衛は慰留もしなければ、罷めるとも云わず、唯聞きおくに止めたし、他方松岡は自らアメリカへ行つて、最後の日米関係の調整を試み、その結果を見るまで、一時辞職を思い止まることとした。

三、ソ連に三国同盟同調を求めたのは誤まり

三国条約のラインに同調させるための日ソ国交調整が成功しなかつた一つの理由に、ソ連がそれを欲しなかつたことがある。これはソ連建国の精神に直接する重要事項であるのだが、近衛も松岡も、軍部も、之れに多くの考慮を払わなかつたことは、何としても大きな過誤であつた。

ソ連の外交政策には、明かに二重人格が認められる。国家主義的政策と世界主義的政策との併行がその原因である。ソ連は建国以来常に自国の繁榮と膨脹の爲めの政策を実施し、爲めに人をして帝制ロシア時代とソ連との間に存する重大な相違を見逃がさせた。バルト海やダーダネルス海峡への進出政策と云い、ペルシア湾や大連湾等不凍港への欲求と云い、それだけを見れば、ソ連は帝制ロシアと何処が違ふのかと問わざるを得なくなる。ソ連の膨脹政策は、確かに帝制ロシアのそれと方向と動機とを一にしている。然しながら他面ソ連は、各国共産党を統制し、国境と民族とを超越した赤色帝国を作ろうとして、あらゆる資本主義国と資本主義機構とを崩壊させることを、根本的国策としていることは今更絮説の必要を認めない。然かも此の二つの政策が常に殆んど破綻なしにコンバインされている点に於て、他国の追隨を許さぬ巧妙さを持つている。これがためソ連の性格は、兎もすれば曖昧に見えて、他国を誤まる場合が多い。第二次世界大戦に於ける米ソ同盟が始めは「偉大なる同盟」と呼ばれ、後には「奇妙な同盟」と称せられるに至つたのは、これである。

然るにソ連を枢軸国ラインに引入れるための日ソ国交調整の考案者は、我國の軍部にしろ、文官グループにしろ、又ヒットラーやムソリーニにしろ、皆民族主義的ソ連を対象として、世界赤色帝国建設者としてのソ連に目を塞いだ

のだ。ソ連のコスモポリタニズムの前には、日本も、ドイツも、アメリカも無い。一切の資本主義国を倒すこと以外には振向うとはしない。特定資本主義国と協調して、他の資本主義国を向うに廻らすことなどは、ソ連の最も忌むところである。ソ連は「時」が自分達に有利に発展するものと確信し、自ら戦争に飛込んで、貴重な力を消耗することを愚の骨頂であるとし、資本主義国をして相互に戦わせ、その疲弊と紛乱に乗じてプロレタリア革命を成就させることの賢明さを、十二分に知っている。そこでソ連は出来る限り他国の紛争から隔在することを方針としている。

然るにソ連が枢軸側に立つて米英と拮抗することは、資本主義国相互の衝突に自らを突込ませる愚策中の愚策であるとする。かくてソ連が日ソ国交調整に関するドイツの呼びかけに応じなかつたのは、コスモポリタン、ソ連としては当然のことである。然しながらそうした場合にもソ連は常に膨脹政策を棄てるものではない。日ソ国交調整について提起した条件は、即ち此の膨脹政策に過ぎない。されば若し日本やドイツがソ連の申出た条件全部を容れたと仮定すれば、民族主義ソ連を満足させ得たことは疑がないとしても、それが世界主義的ソ連を満足させるものでは、絶対にないから、日ソ国交調整の交渉が妥結しても、恐らく半年か一年の問題であつたであらう。或はもつと短かい不安定極まる妥協であつたであらう。レーニンは世界共産主義者にデグザグ戦法を教え、世界赤化の途上に於て、一時資本主義国と手を握ることを、一がいに拒むべきでないとした。共産主義者は、自分の話對手になる旅人を、途中まで同道することの妙を得ているが、日ソ国交調整に関するドイツの呼かけに際し、ソ連はドイツを此の途中までの同道者とするにすら嫌い、ドイツが受入れ難いと知りつつ、難題を持かけて、問題を誤破算にして終つたのだ。

こんな分り切つたことをそら頼みにして、三国同盟を締結したのは、いくらひいき目に見ても誤まりである。松岡がこれを考えて政策転換（後節参照）を策じたことは、確かに目先の見える仕打であつたが、手おくれであつた。

第五、アメリカの参戦防止の行方

一、ソ連の三国同盟同調の期待が外れて、アメリカの参戦防止の望みを失つた日本

日独伊三国同盟締結の目的が世界平和の保持であり、日独伊ソ四国の連合の力を以て、アメリカのヨーロッパ戦争への参入及び日米戦争を防止することをその手段とし、三国同盟は前記四国連合の一段階に過ぎずとされたことは、前項に説明した通りで、従つてソ連の枢軸国への同調は、三国同盟締結の目的を達成させるための第一要件であつたのだ。「世界情勢の推移に伴う時局処理要綱骨子」（附録第一の第二三国同盟締結の約二ヶ月以前に連絡会議を通過）に「一面対米厳然たる態度を保持する他而独伊との政治的結束強化、対ソ国交の飛躍的調整を図る」とあるのは、三国同盟締結の方針を定めると同時に、同盟と対ソ国交調整との不可分關係を示したもので、此の方針は、ドイツ政府の特使スターマーが着京の直前に、連絡会議が決定した「日独伊枢軸強化に関する件」に、より具体的に極められている所である。

然るにスターマーが愈々東京に乗り込むと、松岡との会談の第一日に、彼が先づ提出して、最も熱心に主張したところは、前記日本政府と統率部の決定と符節を合していることは、我々が寧ろ意想外とも思える程のものであつた。それが偶然の合致であつたか、又は早くから陸軍とドイツ政府との間に話合が付いていた結果であつたかは、判断しかねるが、後の場合であつたと疑ふべき事実的根拠がある。平沼内閣時代の三国同盟締結に手を焼いたドイツが、今度こそはそんなへまをしてはならぬと、陸軍を抱き込んでからの、スターマー派遣であつたと云つても、必ずしも邪推だと片付けることが出来ぬ。それは兎も角として、「松岡スターマー会談記録」には次のことが書いてある。「一、ドイツは今次戦争が世界戦争に発展するを欲せず、一日も速かに之を終結せしむることを望む。而して特に米國が参戦せざることを希望す。二、ドイツはこの際對英米國戦争に日本の軍事的援助を求めず。三、ドイツが求むるとこ

るは、日本が有らゆる方法によりて米國を牽制しその参戰を防止する役割を演ずることにあり、ドイツは今のところ米國は参戰せずと思惟するも、万これなきを期せんとするものなり。四、ドイツは日独間に諒解或は協定を成立せしめ、何時にても危機の襲来に対し完全且つ動的に備ふること兩國に取り有利なりと信ず。かくてのみ米國が現在の戰爭に参加すること、又は将来日本と事を構はるることを防止し得べし。五、日独伊三国側の決意せる毅然たる態度、明快にして誤認せられざる底の態度の堅持と、その事実を米國を始め世界に知悉せしむることに依つてのみ強力且つ有効に米國を抑制し得。之れに反し軟弱にして微温的な態度を採り、もしくは声明をなす如きは却つて侮蔑と危険とを招くに止まるべし。六、ドイツは日本が能く現下の情勢を把握し、以て西半球より来ることあるべき危険の重大性と現実性とを自覚し、以て米國始め他の列國をして揣摩憶測の余地ならしむる如き日独伊三国協定を締結することに依つて、之れを予防するため、迅速且つ決定的に行動せんことを望む。七、先づ日独伊三国間に約束を成立せしめ、然る後直ちにソ連に接近するに如かず、日ソ親善につきドイツは「正直なる仲買人」たる用意あり、而して兩國接近の途上に越ゆ可からざる障礙ありとは覺えず、従つてさしたる困難なく解決しうべきかと思料す。英國側の宣伝に反し、独ソ關係は良好にして、ソ連はドイツとの約束を満足に履行しつつあり」と。これは第二次近衛内閣成立早々から陸軍の連中が松岡や私に説いた三国同盟論をつくりそのまゝと云つて良い程に、甚だ良く似ている。

此の松岡スターマー會談記録というのは、此の兩人の交換した意見なり見解なりの記録でもあるかに聞える標題をもつてはいるが、事實は、三国同盟締結の必要に関するスターマーの陳述の要領書と云うに過ぎない。その際スターマーは、外相リッペントロップの伝言として、「スターマーの一言一句は、ことごとく私のドイツ外務大臣としての公式の發言であると考えて頂き度い」と松岡に伝えているが、この所謂會談記録の記載事項は、リッペントロップの松岡への伝言の全部で、松岡は會談に際して、一語も付け加えず、一句も省略せずに、一々英文で之を書きとめ、スターマーに見せて確認させた上で、自身で日本文に翻訳したのだから、前記會談録は、そのまゝドイツ政府の

日本政府に対する三国条約締結の公式申込公文でもあり、此申込の理由の説明書でもあるのだ。即ちドイツが日本に申入れた三国同盟は、アメリカがヨーロッパ戦争へ参加したり、又は日本と事を構えたりするのを抑制するのを本来の目的とし、此目的達成の手段として、先ず日独伊三国の間に迅速且つ決定的な行動に付ての諒解又は協定を成立させ、然る後にソ連を三国同盟に同調させると云うのだつた。

此申込は、四相會議決定の三国同盟締結方針と略ぼ方向を同じくしていたから、話はとん／＼と進んで、會談第一日にして早くも大綱が決定した。

此の會談中スターマーの述べた事項のうちで、特に注意を要するものは、(1)ドイツと英本國との戰爭に関する限り、ドイツは日本の軍事的援助を求めず、主として經濟的援助、就中東南洋軍事物資獲得の援助を求めること、(2)ドイツは極東の政治に容喙する意思のないこと、及び(3)ソ連を枢軸國に同調させる一段階として、ドイツが日ソ國交調整を斡旋すること、それが何等の故障なしに直ぐに成立する見込であること等で、此等は何れも日本に好感を以て迎えられ、交渉がすらく／＼進んだ動機となつた。殊に(3)のソ連の枢軸國への同調は、世界のバランス・オダ・パワーを枢軸側へ傾かせ、アメリカの参戰抑制を決定的たらしめるものとして、最も歓迎され、三国条約の世界平和保持的性格を完成するものとさえ考えられたものであつた。

三国同盟提案に當つて、ドイツがヨーロッパ戦争へのアメリカの参加と日本と事を構へることの抑制との二つの目的を指摘したことは、前述の通りであるが、ドイツの本意は前者に存し、後者なんかは、どうでも良いと考えていたに相違なく、却つて日米相戦わしめ、ヨーロッパ戦争に対するアメリカの強い圧力を東方にそらそうとしていたことは、当時日本側、殊に文官グループに、おおよその予想が付いていた。そこでドイツ側から「英本國との戰爭には日本の軍事的援助を求めない」と切り出したことを捕え、松岡からスターマーに対し、日本が三国同盟の当事國であるとの故を以て、戰爭に引込まれるものと認めた場合、条約を一方的に廢棄する積りであることを、明確に申入れた。

スターマーは之れを無論のことだとし、それがベルリンへ報告されてもいるのだから、条約の平和性格は、これで略ぼ保持されうるものと、少くとも日本の文官グループは考えていた。後日東京駐在ドイツ陸軍武官やドイツ経済使節団長ウォールヌートから、非公式ながらイギリスの東洋植民地への日本の軍事工作意見を、松岡や私に述べたとき、三国同盟は日本を戦争に引き入れる筈のものではないと、フラットリーに先方の申出を拒絶したのは、こうした了解が日独間に出来ていたからのことである。又松岡がドイツを訪問した際、ヒトラーとリッペントロップとは、口を揃えて松岡に、日本軍のシンガポール攻略が、イギリスの弾撥に決定的な打撃を与えるものであると力説し、それが同盟国としての日本の義務でもあるかの如き勧誘を繰返したが、松岡はそれが日本の自主的決定に待つべきであるとの趣旨で、間接に不同意を表明しているのも、同盟を戦争のための同盟とすべきでないと考えたからのことである。そして松岡は自分が外務大臣である限り、同様のことが仮令日本軍部から持出されたとしても、断然反対する決心でいたのだ。ドイツと日本軍部とが永い間の特別な関係が有つたことは公然の秘密であつたから、ドイツ側は、嘗て平沼内閣時代の枢軸強化問題で取つた手を使つて、日本軍部を動かさぬものでもないと考えられていたのだ。尤も日本軍部の政治支配を高く買つていたドイツに取つては、近衛や松岡の反対なんか、意に介する価値のないものであつたかも知れぬが、同盟提議に当り、心にもない日米関係などを出して、日本を釣ろうとしたことは、ドイツが如何にアメリカの参戦をおそれていたかの証拠にはなる。第一次世界大戦の先例もあることだから、ドイツはアメリカ参戦が結局避けえないものと見て取つたに相違なく、それ以前に英本国を攻略し度いのは山々だが、イギリス大海軍の防衛線を突破するだけの海軍力のないのに業を煮やすのみであつた。新式兵器を次から次にと使つて、英仏海峡の此方岸から、英本国を長距離攻撃をしている位では、アングロサクソンの強大な弾撥力を阻止することの出来ぬことが、目を追つて明らかになつて来たその頃である。若しもアメリカが連合国側に立つて参戦するとなれば、ドイツに取つては、実に由々しい大事である。此意味に於てアメリカを牽制し、ヨーロッパ戦争に参入させないことは、ドイツの

存亡にかかる最重大の問題であつた。然らばどうしたら此問題が解決出来るか。第三国を引入れて牽制すること、アメリカ国内を擾乱させることの二つが考えられる。そこでドイツはアメリカ在住ドイツ人及びドイツ系米人に密令を下し、全米就中彼等が最も多く集まつているシカゴを中心とし、カナダのウィニペグに及ぶ地方に、頻繁に動乱を起させた。適当な指導者を欠いたこと、ナチス党員ではないドイツ人やドイツ系米人が、ヒトラーの笛に思うように躍らなかつたこと等に依つて、さしたる効果を挙げ得なかつたとは云うものの、一時は可なり心配されたものらしい。もう一つは、共産主義者を動かし、その組織と訓練とを利用することであつた。然るに当時コミンテルンは反ファシズム運動をヨーロッパ各国に展開していたから、ドイツはソ連に呼びかけることに依つて、世界共産主義者の反ファシズムを反アメリカニズムに転向させようとした。これが一九三九年の独ソ不可侵条約締結の一つの重要な動因であつたのだが、更らにソ連を枢軸国へ同調させうるならば、ソ連の密令が共産主義者に飛び、アメリカ内部擾乱の望みは必ずしも無くはないとし、日ソ国交調整中介をその一段階として案出した。

然し此等の手段は、二階からの目薬で多くの効果を期待し得ないのは、云うまでもない。そこに日本との同盟構想が湧いて出たのだ。

然らば何のために日本がドイツの申込に応じたか。これに付いては、第四節に説明したから繰返さないが、日本が此同盟に依つて直接に受けうる利益と云つては、ドイツから軍需品、就中精巧な武器や機械を輸入する位が關の山で、支那問題の急速解決などは、素より期待の外にあつたから、此同盟に依り我の受ける具体的な利益は、彼れの受けるところと比較すべくもないが（これを理由に同盟反対を主張した日本の有力者もあつた）、そんな細かな問題に比べ物にならぬ大目的、即ち戦局の拡大を助け、世界平和の克服に寄与することが、日本政府少くとも文官グループの最も期待したところであつたのだ。尤もこれには幾つかの危険が伴つた。

日独伊ソ四国の強力な牽制にかかわらず、万が一米独相戦うことになれば、日本は甚だしく苦しい立場に立ち、場

合に依つては、軍事的大負担を受けることにならぬとも限らない。スターマーに依つて伝えられたリツペントロップのメッセージは、対英本国戦争に關し日本の軍事的援助を求めないと云つてをるが將來戦争がどの様に發展しても、必らずそうだとは云つていない。三国同盟とソ連の同調とは独伊や日本の威力を増大することは疑ないとしても、期待通りにソ連が動かなかつたら、ドイツも日本もばら／＼の勢力となつて終う。ドイツから見れば、それは同盟以前の旧態に復帰するだけだが、日本に取つては、そんななま易さしいものではない。少くとも日本海軍は、ドイツからもイタリーからも、何等物質的な援助を受けることが出来ずに、アメリカとイギリスの二大海軍を向うえ廻さねばならなくなるかもしれない。この懸念は、ソ連が枢軸国と同調さえすれば、余程少くなるとしても、猶且つ我れに勝算が立たぬとは、海軍首脳部の多数の意見であつた。そこで話は少し前後するが、三国同盟の政府の方針決定の頃まで、松岡周囲の者の間には、同盟反対の意見が圧倒的で、それは松岡に屢々誰彼から通じられ、他方外交官長老連中から同様の意見を口頭又は書面で寄せられた。その急先鋒は松平恒雄であつた。松岡は特殊な性格の持主であつたが、一部の人々が云つていたように、氣狂でもなければ、氣負い込んだ向う見ずでもないから、彼れの外相就任匆々陸軍と右翼団体から執拗に持ちかけられたドイツとの握手要求に承諾を与えることを憚つた。それを見た外交官の古老（吉田茂もその一人）中には、「松岡は日独同盟をやらぬらしい。それならは大に彼を助けてやろう」と云つていた者も有つた。

ところが軍部の圧力は、日に益々強く、直接間接の脅迫さえ加わるに至つて、近衛も松岡も、これに抗し切れなくなつていたところえ、スターマー訪日の電報がベルリンの來栖大使から來た。この電報では渡日要件不明とのことだつたが、モスコウの大使館その他二三の公館からの情報に、何れも三国同盟締結の特命を受けての渡日であることを知らせて來た。そこで陸軍の圧力は調子を高め、流石の松岡も甲をぬいだ形となつて、九月四日の枢軸強化方針に同意した。

この事を知つた私は、早速松岡に會つて見ると、彼は「三国同盟に世界平和保持の方法としての性格を持たせることに依つて陸軍と妥協した」と云つて、四相會議の様子を聞かして呉れた。要するに事実上の提案者は陸相東条で、近衛総理も、及川海軍も、それが戦争のための同盟でないことの条件で同意したのだと云うのである。このことに關連して私は近衛手記の軍部との妥協政治に關する記述を思い起した。即ち近衛松岡等の「わが國の政治上層部」は「軍部と妥協してやつてきた」「斎藤内閣以來」のなり來りに従つたのだが、「軍部に譲歩」の「効果を出来るだけ先きに延ばすとともにその効果を出来るだけ最少限度に止めんとし、更にそれに伴ふ危険も最少限度に止めるといふ方針」を「踏襲」したのだつた。そしてこれが第二次近衛内閣の凡ての文官グループの考え方でもあつたのだ。これが三国同盟に關する軍部と文官グループとの見解の相違を來すのは当然で、文官グループに骨づばいのがいれば、軍部との妥協の効果の引延はしても、効果や危険を最少限度に止めることも出来るのだが、大勢論から云つて、軍部の勢力は文官グループのそれを凌駕していたから、文官グループが余程しつかりしていねば、三国同盟の平和的性格なんかは、けし飛んで終うことは、云う迄もない。

政府の同盟締結方針が決定して見れば、文官グループの取るべき態度は、条約の平和的性格を出来る限り崩さぬこと以外に方法がない。当時松岡は、かゝる軍部との妥協の効果を氣に病んだもののようで、条約までは持つて行かずに、日独伊三国の共同宣言で喰いとめようとし、「枢軸強化に關する件」決定商議の際、この事を四相會議に持ち出した。ところが東条はどうしてもうんと云わす、ついにこれまた妥協し、方針要綱に「以上ノ了解ハ必スシモ協定ノ形式ヲ執ルヲ要セサルモ独伊ノ希望ナルニ於テハ協定トスルヲ妨グズ」の一項を加えるに至つた。その頃のことだが、顧問白鳥敏夫は私に「松岡は共同宣言だけでドイツの申人のお茶を濁した上で、辞職する積りでいるらしいね」と云つていた。私は「一体それを何処から聞いたか」と尋ねると、「陸軍の或局長がそう云つていた」と答えたことがある。私は別に松岡にそれを確めもしなかつたが、そんな考が全然なかつたとは断言出来ぬ氣がするし、他方それ

は松岡に対する陸軍の反感の反映と取れぬこともなかった。

それは何れであつても一旦同盟締結の国策が決定して見れば、私共は無下に反対も出来ない。そこで松岡の周囲の者の間には、同盟の平和的性格を確保するため、厳格な意味での防衛同盟にすること及びソ連の枢軸国との同調を、条約批准交換までに確定的なものとするものの二つの条件を附すべきだと主張した。松岡はその何れにも同意した。

条約第三条の原案は、実は私の手で書いたものだが、起草に際し充分此点を考慮し、なお審議中と条文整理の時にも、同条の「攻撃」の意義を狭く解すること及び攻撃を受けたかどうかを各国が自主的に決定することを、特にスターマーに話して了解を得、又松岡からは、此条約のため日本が戦争にひき入れられる場合日本は一方的に廃棄することの了解を取り付けた次第である。

第二のソ連の枢軸国との同調問題に付いて云えば、折角スターマーと云う特使をまで派遣したドイツに向つて、ソ連の動向が分らぬ内はだめだと、条約交渉を断るようなことは避け、交渉だけは進めて、先方の顔を立て、他方せめて批准をソ連の同調にかからせることとするべきであると云うのが私共の見方であつた。松岡は一旦は此意見に同意し、近衛と東条とにそれを話したものだ。ところが近衛は良いとも悪いとも云わなかつたが、東条は頭つから之に反対し、一日も速かに解決の必要に迫られてゐる支那事変を目前にして、かかる条件附同盟交渉などは、断然すべきものではないと主張し、松岡との間に可なりの論争が有つたが、免れ角も一応スターマーに話して見ることに譲り合つた。さてスターマーに話して見ると、彼はソの同調の容易であることを近い実例を引いて説明した上、ひたすらドイツを信頼して呉れとくりかえし述べた。そこで松岡は日本側の要求をベルリンへ電報し、その訓令を受けて貰い度いと告げ、スターマーはその通りにしたが、ベルリンも亦反対の態度を表明すると共に、条約締結後時を置かずに、ドイツからソ連に日ソ国交調整を閑談する積りだから、日本は必らず満足する回答を得ることが出来るであらうとの返答を重ねて寄せて来た。それでも猶ほ日本が自説を主張するのはどうかと云う話になつて、ともかくもドイツを信

頼する外はあるまいとの意見に一致した。

二、松岡洋右外交政策転換を決定

(イ) 総説

三国条約は無事調印され、批准の交換も済んだが、元々此の三国握手は、ソ連の同調を予定の内に入れていたもので、それが期待通りに行かねば、条約本来の目的たるアメリカの参戦防止の望みが甚だ少なくなるのは、当然のことである。然るに日ソ国交調整仲介が、三国同盟成立から僅か二ヶ月後に、ドイツから断られ、次いで独ソは相戦うに至つたので、日本は今更ながら困つた。此辺の消息を最も明白にしたのは近衛手記である。曰く

「我国の政治上層部は斎藤内閣以来常に軍部と妥協してやつて来た次第であるが、同内閣以来常に軍部に譲歩する場合にはその効果を出るだけ先に延ばすとともに、その効果を出るだけ最少限度に止めんとし、更にそれに伴ふ危険も最少限度に止めるといふ方針は、余りにも三国同盟の場合にこれを踏襲したのである。即ち三国同盟に伴ふ危険を防ぐ最大の安全弁はソ連との提携であつた。幸ひスターマーの話にも独ソの間は非常に良好で、更に日独ソ三国間にまで緊密な関係を拡大して行かうといふことがこの前提となつて、三国同盟が成立したのであるから、日独伊三国だけの同盟は危険であるが、ソ連が我々の側に立つてゐることになれば余程危険は緩和され得ると考えたのであり、……三国同盟の危険防止は条文の解釈に依ることが一つ、もう一つはソ連を味方にし三国同盟側に引き入れること、これがあるがために陛下もはじめて三国同盟を御許しになつたし、我々も賛成した訳である。

……六月二十二日に至り遂に独ソ戦の火蓋は切られた。英米は直ちにソ連援助を声明した。ソ連は明かに英米の陣営に入つたのである。……さきに平沼内閣当時ソ連を対象とする三国同盟の議を進めながら、突如その相手のソ連と不可侵条約を結びたる事が、独のわが国に対する第一回の裏切り行為とすれば、ソ連を味方にすべく約束し、この約束を前提として三国条約を結んで置きながら、わが国の勅告を無視してソ連と開戦せるは第二回の裏切

り行為といふべきである。従つてこの時日本としては当然三国同盟の再検討をなすべき權利と至当性を有する次第である。余は当時三国同盟締結の理由乃至経過に鑑み、本条約を御破算にすることが当然なのではなからうかと軍部大臣とも懇談したことであつた。しかしながら独軍部を信頼すること厚きわが陸軍は到底かゝる説に耳を傾けようとはしなかつた。」

と。松岡も亦これと殆んど同意見であつた。独ソ開戦となつた以上は、同盟の主たる目標の一つであるところの日独ソ提携の希望は、完全に潰え去つたのであるから、三国同盟を結んだ意義が全く失われ、事に依らば対米戦争の危険をすら切実に感ぜしめられるに至り、三国同盟は第二次世界戦争防止の平和的機構から、戦争を誘発の協同に变质して終つたのだ。従つて此条約は最も適当な手段に依つて清算さるべきである。こうした考え方は、文官グループの凡ての人々に異存のない結論であつた。

然るに此見解に対しても、軍部殊に陸軍は、全く別個の考え方を持っていた。前に引用した近衛の言の通り、彼等はドイツ陸軍に全幅の信用を置き、ヒトラーの言う通り、戦争は絶体にドイツに有利に發展し、数週間内にソ連が壊滅するものと期待していたから、独ソ開戦は彼等をして侵略に再検討を加へさせることには、少しも役立たなかつた。そして独ソ戦の初期に於ける花々しい独軍の勝利は、彼等の鼻息を彌が上にも荒くし、此期を逃がしてなるものと、益々侵略計画を進めた。陸軍々務局長の武藤章は、その頃私にこう云つた。「近衛や松岡は三国条約再検討を考へているらしいが、怪しからんことだ。此際首鼠兩端を持し、米英に色目を使つたりしたらどうなる。ソ連を片付けたドイツはシベリヤから一挙日本に向ふことは明白だ。そんな危険なことなんか考へずに、今の内に南方資源地を確保し、支那事変を解決すべきだ。米英が向つて来たら、引き寄せて置いて叩き付けるまでさ」と豪語していた。文官グループと軍部の主張のずれを、こんな大事な瀬戸際にまで持ち続けねばならなかつた日本は、実に不幸であつた。理想的に云えば、政局を担当する程の者は、先づ此のずれを是正し、一本にしてから政府を作るべきであるが、

それは今迄何人に依つても政行されなかつた。軍人出身の総理大臣でさえそうだつたのだから、軍部から云えば片々たる才子どもなどが、こんな勇断を政行することなんかは、思ひも寄らぬことであつた。第二次内閣組織直前、近衛がやつた四巨頭会談は、これを狙つたらしいが、事實は軍部も文官側も喧嘩をせずに、仲良くやつて行くのではないかと相談したまでのことだつたのだ。であるから、三国条約の大事な狙いの日、独、伊、ソ四国連合が失敗し、当然国策再検討の時期に達したに拘わらず、軍部の無理押しで、文官グループはグウの音も出なかつたのみならず、グループの内割れまでも引起して、侵略一色の日本に色換えをして終つたのだ。

此点に於て松岡は確かに良心的であつた。外交政策遂行上の便宜から軍部と妥協する位のするさは持つていたが、愈々大事な瀬戸際になると、彼は最早軍部の樊籠中の物ではなかつた。近衛も亦条約の再検討を考へたが、条約に手を付けることの恐しさ、就中軍部の激怒を押切る気力がなかつたが、松岡はこれを敢てした。これを日ソ中立条約の締結に例を取つて説明すれば、ドイツは明白に之に反対し、リッペントロップは大使大島に向つて「自分は松岡外相に対しあれ程はつきりと独ソ戦の不可避なことを話して置いたのに、その相手のソ連と中立条約を締結して終つた。その真意を諒解するに苦しむ」と苦情を云つてゐる。此苦情は在独陸軍武官からもわが軍部に報告されたから、こちのプロ・チャーマンの陸軍は、中立条約締結に強い反感を持つた。此条約の締結方針は、松岡の渡欧直前に、軍部と政府とで決定したものだ、これと同時に極められた日ソ国交調整の条件、即ち調整がドイツの仲介によつてなされること、樺太石油問題、ソ連領漁業権問題その他に付いての互譲条件を附けること等を無視したのは、松岡の専擅であると云つて、彼がまだ日本に帰り付かぬ内から、首切り運動を始めている。松岡は満州里でこのことに付いての情報を伝えられたが、予期したことだと云つて、多く意に介しなかつたらしく、益々外交転換の腹案をねりつゝ帰朝した。

然らば彼は外交政策をどう転換しようとしたのか。概念的に云つて、次の二つの考え方を持つていた。即ち、(1)同

盟締結の際松岡からスターマーに申入れて置いた趣旨で、条約廃棄を通告するか、(2)条約をそのまゝにして置いて、アメリカとの間に別に平和保持に適する協約を結び、同盟を事実上廃棄するかである。然るに第一の方法は、軍部の同意を得られないことは分かり切つていたから（松岡は東條に廃棄意見を軽く説いたが、東條は近衛の同様の提案に對するときと同じ趣旨で拒絶した）。松岡は第二の方法、即ち三国同盟骨格の実現可能な方法を彼此と考究した。

然し之に困つたことが出来ている。それは松岡に對する軍部と近衛、平沼等文官グループ一部の間に、可なり強烈な反松岡氣運が横溢してゐたことであつた。軍部の反松岡態度は、何もその頃になつてから始まつたものではないが、それはそれとして、文官グループが彼れの渡欧前と同様、免も角も彼を支持して呉れさえすれば、良かったのだが、彼等も軍部同様松岡にすつかり背を向けて終つてゐた。これには色々な理由が有つたが、その第一に挙げねばならぬことは、軍部や近衛が松岡との何等の了解なしに、ワシントンで行つた日米諒解運動に對する松岡の態度が甚だ冷淡と思われたことであつた。第二は、松岡の興味が日ソ中立条約の締結に依つて彌が上にも高まつたこと、第三は、松岡内閣の陰謀が暴露したことであつた。今一々にそれに説明を加えないが、免にも角にも、帰朝した松岡に對する文武上層階級の不人氣は、松岡をして何事をも為すことを許さぬ程のものであつたことだけは確かで、彼が閣内に留まつてゐることの出来なくなるのも、遠いことではないと考えられたから、寧ろ彼から進んで辭職を申出るべきだとの意見が、松岡フアンの中に起つてゐた。私も此意見に賛成であつた。私は思つた、このように、文官グループが分裂しては、軍部の勢が愈々抵抗しえぬものとなり、日本上下は、一も二もなく軍部の侵略の片棒をかつがせられること、火を見るより明かである。松岡が外務省を去つても、軍部の外交指導が盛になりこそすれ、決して弱体化するものではないけれども、せめて松岡にだけでも侵略の片棒かつぎを断乎拒絶させたいと思つた。そこで松岡に對し強硬に辭職を勧告した。然し彼は直ぐにはうんと云わず、そんな弱い態度は此際取るべきでない。首を切られるまでは、留任すると云つてゐた。然し彼の語氣から私は、心の底には近衛に彼の革職が出来るものかという考えがあると見

た。然し留任の意見も彼としては至極尤もな言分であるには相違ないが、私は偶然の機会から、近衛と軍部と松岡の首切り相談をしてゐることを知つた。それは至急な要件で近衛を荻窪の荻外荘に訪ねた時、陸、海兩相と「松岡切るべし」と強硬に主張してゐた武藤軍務局長が既に詰めかけてゐるのに出つくわした。此の会合に付いては、松岡には何の連絡も取られてゐなかつた。そこで「はあ松岡革職の相談に相違ない」と私の第六感にひびいたのだ。そこで私は松岡を惨めな運命に陥らせるに忍びず、これも私と同意見だつた大使本多熊太郎にも、辭職を勧告して貰つた。松岡は若い頃から本多に心腹してゐたが、彼れの勧告を受けた松岡は遂にその氣になつて、本多と会つた翌日か翌々日かに、近衛に辭職を申出たのであつた。尤も此申出は辭表提出と云つた形ではなく、「首相が私の居るのが方針遂行の邪魔になるとお思いなら、私は何時でも喜んで引下がります」と告げたに止まつた。（これは市ヶ谷裁判記録を読んで知つたことだが、それまで私は辭表が提出されたものとばかり思つてゐた）。然るに近衛は、例に依つて此の請を容れるでも容れぬでもないあいまいな態度を取つたが、近衛手記に依ると、松岡罷免の波紋の小さくないことを顧念して、ぐつ／＼してゐたらしく、愈々内閣総辭職と云う形での松岡首切りが実行される迄には、或時日がかつた。

ところがその間に松岡の心境は甚だ變つたものとなつて、日ソ中立条約調印以来彼れの腦裏を往來してゐた外交政策轉換の決心がしつかり付いた。或日松岡は私に次のように語つた。

「先日君の意見に従つて、僕は首相に辭意を申出たが、つく／＼考えるに、もう一つ突込んだ最後の活躍を試みるべきであると思ふに至つた。三国条約の前提要件が次から次へと満足されえないと分かつた今日、依然としてそれに執着するならば、日米戦争は不可避となり、此条約の平和性格は全く変貌して終う。元々三国条約締結を陛下が御許しになつたのも、國民大衆が之に強い賛意を表したのも、皆同盟に依つて世界の平和を回復しようと考へたからである。然るにそれはソ連の枢軸同調をこゝろつたことその他の事由から困難となり、条約最初の狙いが

狂つて終つた。こんな事態を黙過するのは、臣節を全うする所以でもなし、政治家の良心からも出来ないことだ。そこで僕は松岡外交を枢軸外交から反共外交に切りかえねばならぬと思うに至つた。日米関係は今日甚だしく緊迫はしてはいるが、外交々渉に依つて解決の望みは充分にある。日本が支那から全面的に撤兵し、三国条約中心外交を断念しさえすれば良い。然るに他方ソ連の極東進出は、支那事変の進展に連れて益々熾烈になつて来ている。中、北支那に於ける中共の勢力が国民党政権を崩壊させソ連の勢力圏がアジアの咽喉部に拡充される日が遠くはないかも知れぬ。それは日本は勿論、アメリカにもイギリスにも、共通の大問題なのだから、之れを中心に米英両国と手を握ることが、出来ぬ筈はない。唯困つたことは、軍部が今も猶ほ枢軸政策を固守していることだが、彼等にソ連の脅威に対する認識を強めてさえやれば、陸軍の伝統たる北進方略に彼等の頭の梶を向け変えることが出来るように思われる。そこで僕は愈々職を退くまでは、此方針で勇往邁進する積りだ。」

と。こう書くとは甚だ簡単だが、松岡は方向転換の策動等に關して、四時間ばかりぶつ通しで説明した。私は無論此の転換を心から喜んだ。

然らば松岡はどう動く積りであつたのか。彼の私に語つところを基礎とし、少しく私だけの解釈も加えて説明して見よう。問題は三つに分かれる。(それは互に密接な関連を持つものであるが)即ち第一は、日米握手の最も大きな障害となつている三国条約をどう処理するかの問題、第二は、日本軍部に支那と南方から手を引かせる方法の問題、第三は、赤化防止のための日米相互援助協定締結の問題である。此の三つの方策が実現された暁に於ては、滿州問題も、支那事変も解消し、軍部の南進方略を不可避とした南方資源獲得の問題も、平和裏に解決するが出来るとの見極めが付き、強制なく侵略なき東亜共榮ブロックの建設は、そうなつて始めて考へうるものとなるのである。これが松岡の考へていた新外交政策の根幹である。

(四) 三国同盟の事実上の清算と日米防共協定に關する構想

三国条約の締結に拘わらず、松岡は対米外交の前途を悲観するようなことはなかつた。彼れの意見に依れば、日独同盟が、アメリカの対日感情を一時悪化することは避け難いとしても、日米両国間には、戦争をせねばならぬ程の、重大な利害の衝突はない。日米間に二百余件の未解決な懸案があつても、それは主として支那事変や滿州事件に基因するところの在支外国人の既得権の侵害及び機会均等主義違反問題であるから、日支事変が解決し、滿州の狀態が本當に安定すれば、或程度解決され得るものが、大部分を占めている。仮令それが急に解決しないとしても、戦争の原因となる程のものではない。パネー号事件のような重大問題さえ、アメリカは、日本政府の謝罪と損害賠償の約束と、将来の保障で折り合つたのだ。元々アメリカは欧主亜従の態度を執り、ドイツの遣り口ほどの重要意義を、日本の行動に認めていようとは思われない。唯日本が将来南方へでも進出し、フィリピンや馬來半島でも犯したら問題は違つて来るが、それとてもアメリカは、両国戦争を取つて迄戦う程のものとは考えないであらう。アメリカの外交政策は、世界平和と自衛のための外交であるから、三国条約の世界平和的性格を認識すれば、日米両国々交は自然とスムーズになるに極まつている。と、まあこう云つたところが、松岡の米国外交政策観であつたのだ。唯どうしたら三国同盟の平和的性格をアメリカ人に認識させるかが問題だが、松岡はその方法を次の三つの方面に求めた。第一は、軍部の侵略政策の阻止、第二は対米外交陣の刷新、第三は毅然たる態度に依つてアメリカの反省を促すことである。その内の第一は本節第四項第二及び第三に詳説した通りであるから茲には第二、第三の手段を次に概説することとした。

先づ対米外交陣の刷新である。松岡の意見に従えば、日本の外交官は、確かに秀才揃いではあるが、事務官肌の者が多く、絶好の参事官書記官であり得ても、絶好の大公使でない者が少なくない。殊にアメリカ關係に於て、先方の対日強圧態度が持続し、これに対し日本、殊に軍部の対抗意識が続く限り、何時不慮の事態に突入するか分らぬ。此好ましからぬ体制を打破するためには、日本自らアメリカを無用に刺けきするような態度を改めねばならぬ。それがた

め在米日本外交官に、人物手腕の勝れた大物を持つて行くのが必要である。そのみならず日本の侵略政策は少くとも満州事件以降、陸軍の専売となつていて、海軍は反陸軍態度を取つてゐる。海軍が此態度を改めぬ限り、外務省はこれと協同戦線を張つて、陸軍を押えることが必要である。そこで駐米大使には海軍畑の大物を持つて来るのが良い。松岡はこう考へてゐた。彼が愈々例の松岡人事に手を付け出すと、最先に海軍大將野村吉三郎に白羽の矢を立てた。彼は松岡とは可なり古い知友で、その人物や軍人に似合はしからぬ外交的才幹は、広く世に知られ、アメリカの指導階級の人々の間にも周知が多かつた。そのみならず、松岡が特に野村に惚れ込んだのは、人に好かれる彼の温厚篤実さと、真摯慎重さであつた。實を云うと、大使堀内（これも松岡とは永い間の知り合いであるばかりでなく、松岡の恩人山本条太郎との個人的關係から特別に別懇な間柄にあつた。松岡は彼れを整理人員表に加へはしたが、暫らくしてから再起用し、アンバサダー・アト・ラーズとしてアメリカに勤務させ、外交には素人の野村を助けさせる積りでいた）が罷めると分かると、自薦他薦の候補者が可なり有つて、私は今一々名前を挙げることも出来る。その中には「こんな男がなあ」と思われる有名人も二人ばかり難つて、近衛や東条や外交界の長老などから是非にと推されてゐた。然し松岡の野村挙用の考え方を變へることが出来なかつた。ところが野村はうんとは云はない。三度も辞退した。この辺のいきさつは、野村の「米國に使して」に、聊かの潤色をも加えずに書いてある。このことは、なをさら松岡の野村熱をあけ、海相及川を動かして、とう／＼説き落すことが出来た。世間では野村が大統領ルーズヴェルトとミネアポリスの海軍兵学校で同級生だつたと云うことが、挙用の主たる理由であるかに噂してゐた。これも一つの理由であつたのは確かだが、小さな理由に過ぎなかつた。大使としての野村が如何に慎重誠実に日米外交を処理したかは、彼れの著書を一覧すれば分かる。技術的の拙さは有つても大局を誤まらなかつたのは流石である。

次に松岡はアメリカに対する毅然たる態度が日米国交調整に絶対必要であるとし、屢々それを公言した。それが果

して適當であつたかどうかについて疑問を持たれてたが、松岡としては、日本の毅然たる態度こそは、アメリカをして日本いちめの手を引かせ且つ英独戦争への参加を抑制する有力な手段であると確信し、三国同盟もその一段としたのだ。それと云うのも、アメリカのABC包囲陣の構成や將に為さんとして為すを憚るらしく見えた対日経済圧迫や、対蔣援助やを以て日本与みし易しと見て取つた結果であると考へたからである。又英独戦争を世界戦争にまで発展せしめぬ最良の手段は、アメリカをして両面戦争の危険を充分認識させるにあるとしたからでもある。日本の毅然たる態度が却つてアメリカを憤慨させて、戦争の危険を増大しはしないかとの考え方に對して、松岡は、アメリカの国民性は、一時の感情に駆られることが有つても、實利から離れた政策は、決して取らぬものと信じ、二十一個案の日本の対支要求問題の際あれ程に興奮したアメリカの輿論が、却つて石井ランシング協定を支持した例やキューバ、ニカラガとアメリカとの外交史實などを援用して、自説の正しいことを主張してゐた。茲に特に注意すべきは、松岡の所謂毅然たる態度は、戦わんがための毅然ではなく、日米接近のための毅然であつたことである。然しながらこうした遣り方は、アメリカが引つ込む仮定の下になされたものだけに、この仮定が實現せねば、日米兩國の間柄を險惡にするだけが落ちである。そのみならず日本の強硬程度が十分先方に響く程のものでなければ、何の役にも立たぬことは云うまでもない。アメリカが引つ込むと云う仮定が間違つてゐないかは、永久に判断できぬ事柄である。何となれば東条内閣時代になつて、日本は真珠灣奇襲なる不名譽極まる策略を弄し、アメリカをして起たざるを得なくしたからである。然らば日本の毅然たる態度が、アメリカに十分響く程のもので有つたかと云うに、そうでもなかつた。松岡はグルー大使を相手に、外交官としてはどうかと思はれる程に、強くアメリカに當つたことは「滯日十年」の随処に見られるが、それは松岡だけの怨号とより外に考へられぬ程に不徹底なものとなつた。理由の重なものに二つある。親英米主義者と称せられた幾人かの日本指導階級が、松岡の悪口を言い日本政府の政策を非難して廻つてゐたことがその一つである。「滯日十年」に「日本の友人」と云つた呼称を与へられてゐる連中がそれである。松岡

の主張が正しいか、これ等「日本の友人」の言葉が本当かに付いては、議論の余地はある。然しながら既に国策として決定し、御前会議にもかけられた対米強硬態度が悪いのなら、国策決定以前に、政府なり軍部なりに、正々堂々と意見を開陳して、その再考を求むべきであつたのだ。いや国策決定後になつても、そうすべきであつたのだが、政府や軍部に対しては、御意見御尤もと唯々諸々でありながら、対外的に反政策的行動を執つた有識者は、動機の善悪如何に拘わらず、甚だ嘆くべき存在であつた。こう云う指導者が有つたればこそ、三国同盟があゝもすらくと締結されたのだと云えない訳ではない。済んだことは今更何と云つても仕方がないが、国民が一致協力して国策に忠であるべき訓練が、日本国民には極めて必要なことである。

政府のアメリカに対する毅然たる態度を不徹底にしたもう一つの内部事情に、当の外交責任者たる外務大臣に厳秘にされた対米交渉が、近衛や東条の隠密の指導の下に行われたことである。これは外務大臣に対する不信任の結果であることは、云うまでもない。それならば何故に公然と松岡を免職し、政策の転換を断行しなかつたのか。松岡の民間に於ける人気を懸念したためとも、当時は云われていたが、それは近衛には当てはまつても、東条には当てはまらない。

然らば松岡は、彼れ的外交政策に依つてアメリカから何を求めようとしたのか。端的に云つて、それは前々々説明した通り、日米間の平和的協力で、三国同盟もその手段として案出されたのであつたが枢軸国々のソ連の同調が不可能となつて、松岡は外交政策転換の必要を痛感したのだつた。彼はどう転換しようとしたのか。それは先づ日米懸案を解決し、然して後日米協調の新手を打つことであつた。然して日米懸案中最大最重要の問題は、三国条約の処分に関するものであつた。然らば松岡は三国条約をどう処置しようとしたのか。彼は条約締結国としての日本の義務にも違反せずに、アメリカとの戦争を回避する方法を見出すことに努力を集中した。彼はこう云つていた。色々な条件を凡て満足させ得れば至極結構ではあるが、それは甚だ困難であるばかりでなく、問題を複雑にし、交渉は遷延し、

不慮の出来事が日米妥結の機会を失わせるかも知れない。前記のように、三国条約問題を、条約上の日本の義務と日米戦争回避とに限定するのはこれがためである。

然るに三国条約上の日本の義務は、アメリカを太平洋の側から牽制して、参戦を抑制することであることは云う迄もないが、条約第三条の相互援助の規定は、「欧州戦争又ハ日支紛争ニ参入シ居ラザル一国ニ依テ攻撃」されたことを条件としているのだから、アメリカがドイツ(イタリー)又は日本を攻撃しない限り、日本にはドイツ(イタリー)を援助する義務が発生しない理窟である。ところが一番厄介なことは、当時の容観状況から見ても、日本がヨーロッパ問題のためドイツを援助せねばならぬ場合に直面する恐れが、東亜問題のためよりも甚だ大きかつたことである。何となれば当時日本がアメリカから攻撃されるような恐れは無かつたに拘わらず、米独相戦う危険が可なりに切迫して見えたからである。現にアメリカはイギリスに対して、既に武器援助法を発動し、且つ太平洋にコンヴォイを強行する一步手前にあつた。米独開戦の場合、日本は口実を設けて、ドイツ援助を差控える道がないではないが、三国条約支持一本調子の日本軍部の出方が心配されたし、又条約の明文に拘わらず、義務を履行しないのは不信行為でもあり、旁何時日本が戦争に引入れられないものでない。それを避けるには、自衛戦争を三国条約規定適用の外に置くこと以外に良法がない。換言すれば、アメリカの対独戦争がアメリカの自衛のためのものである限り、日本にドイツ援助の義務を生じないことにすることである。従来の重要条約が自衛措置を適用の範囲外に置いた例は、一二に止まらない。戦争防止のためのケロッグ条約ですらそうであつた。三国条約第三条は、自衛戦争に付いての特例を規定してはいないが、自衛権は国家固有権の一つとして、広く国際法に認められた権利であるから、三国条約第三条を此固有権の享有を制限又は禁止するものでないと解釈することは決して不合理でもなければ、国際間の信用を破る行為でもない。こう解釈することに依つて三国条約の規定と日米戦争回避政策とを合致させることが出来るのである。

松岡はこうした考え方を基礎として、三国条約処置に関する日米協約案を作成した。それはアメリカが自存自衛の

ためでなければ、ヨーロッパ戦争に参入し、又は一国を攻撃するために他国を援助するようなことをしないと約し、又アメリカから攻撃されて、自衛上万已むを得ない場合の外、日本は三国条約第三条の義務を生じないと解釈する旨を日米協約に明記する案であつた。これならば、日本は三国条約締結国としての日本の地位を、少くとも形式上は抛棄することなく、又アメリカは国家としての固有権を害することなしに、日本から来る脅威を除くことが出来ることになる。

然しながらそれだけでは、決してアメリカを満足させる訳には行かぬばかりか、日本側殊に軍部側に容れられぬことは明白である。何となればアメリカが三国条約を恐がつた最も大きな理由は、大統領ルーズヴェルトが大使野村に語つたように、日本がドイツと協力して南方進出を企図するだろうとの懸念であるが、前記の日米協約案は、此懸念の解消に直接貢献するところがないからである。

松岡は之れを次のように考えた。

アメリカの三国条約を恐がる理由は、大凡二つある。一つは日独伊の連合力にソ連までも引き入れ、西ヨーロッパ・ブロック東亜共栄ブロック及びソ連ブロックの旧大陸三ブロックに依つてアメリカが包囲されるのを恐れたこと、第二は、日ソ国交調整に依つて日本の南方地域に対する圧力を強め、それがやがては、アメリカ勢力圏たるフィリピンと米、仏、蘭等諸国の極東方面の植民地を侵略することを恐れたことであつた。然るにドイツの仲介に依る日ソ国交調整の失敗と、その反動たるソ連の米英接近とは、前記第一の懸念を相当軽減したものの、猶ほ日本とドイツとが同盟関係を持続する限り、決して安心が出来ないと思うに相違ない。他方日本の南方地域、就中油、ゴム、錫等の軍事資源地域の占領の恐れは、前記第一の懸念が少くなるに連れて、云いかえれば、日本が孤立無援の境遇に追いこまれるに連れ、却つて益々大きくなるばかりであつた。それがアメリカをしてABC包囲陣の音頭を取らせ、日米関係を緊張させる最大の原因なのだ。そこで日米国交調整を図ろうとするならば、日本は先づ

南方進出を思い止まらねばならぬ。然るに軍部が南方資源地の占領を意図するのは、米、英、蘭等諸国、就中アメリカからの軍事物資供給の道をたゞれ、又はたゞれんとしているから、このことであるのだから、これら物資の供給を再開されさえすれば、日本軍部としても南方へ無理をして進出する必要がなくなる筈である。

そこで問題は、米英蘭等の諸国が日本に物資を供給することが、結局此等諸国の利益となるように仕向けるには、どうしたら良いかに帰する。松岡は之れを防共を持つて行こうとした。それは、ソ連を指導者とする共産主義者のプロレタリア革命運動は、世界の一切の自由主義諸国に取つての、共通の重大問題であると考えたからである。而してこの点に於てはドイツも他の資本主義者と同様の立場にあることは、独ソ戦が始まつてから、ドイツはイギリスと妥協の色を見せ出したことでも明白である。レーニンやスターリンの言説を引用するまでもなく、ソ連の赤い帝国主義は、各自山主義国に対し、内からも外からも、プロレタリア革命（その前提としてのブルジョア革命の場合もある）攻勢を取り、各国の独立と各国民の自由とを奪つて、赤色世界国家を創造することを目的としているのだから、レーニン・スターリン主義のイデオロギーは、ヒトラーの西欧制覇よりは更に／＼恐ろしい脅威である。而して此脅威は、戦争中や内外の紛争に乗じて猛威を振うことは、従来の実例の示すところである。自由主義国が、かゝる危険に遭遇しないためには、相互間の闘争を、一日も早く片付け、一意協力、赤い侵略を防止せねばならぬのは、分り切つたことである。日米はこう云う見地から速かに握手すべきである。そして愈々握手した暁は、アメリカを始め資源国は、日本に必要な物資を供給し、日本は中国及び南方に対する侵略をやめて、安心して防共に専念し、他国（中国を含めて）亦日本と政治上、経済上及び軍事上の援助関係を樹立することこそ、世界を破滅から救う最大最有效の方法である。

これが松岡の日米提携に関する根本的な考え方であつた。そして協定の内容に付いても、色々と研究し、私も参加して二三の粗案を作つた。

松岡は日米交渉に反対だったと云う噂が、一時は可なりに広く流布され、アメリカ人も何度かそれが伝えられていた。それが彼れの訪欧の留守中に、外務省畑でない筋から、松岡に隠してなされた日米交渉支持者の側から故ら流布されたものであるかも知れぬ。或は又右日米交渉に依つて作られた日米諒解ハル試案に対し、松岡が約二週間の間意見を表示しなかつたことから生じた誤解に基くものであつたかも知れぬ。その何れが本当であつたかは、暫らく問題外として、松岡が日米交渉を妨けた事實は、何処にも見出されぬばかりか、却つて前記日米反共協約をすら立案していた。この立案に参加した私は、このことを強調する資格があると考える。

猶ほ此際弁明して置き度い一事がある。それは松岡が私と共に日米交渉反対意見を公式の会議で陳べたと云う噂である。この事に付いて近衛はその手記で次のように説明している。

「余の苦心も殆ど酬はれず、松岡外相の態度は益々非妥協的となり、その意見は寧ろはつきりと日米交渉反対に傾いたことが明かになつた。七月十日の連絡会議の席には、特に自己腹心の外務省顧問斎藤良衛博士の出席を要請し、相呼応して殆んど全面的な日米交渉反対論を開陳した。そしてその要旨は予め用意された印刷物により出席者に配布された。反対論は殆んど同趣旨のものであつて、要するに米国の申出は、徹頭徹尾、日本を屈服させんとするか又は日本を混乱に陥れようとする悪意に出たものであるというのである。殊に米国家案に附随したオーラル・ステートメントは即刻返上すべきであり、又日米交渉は打切るべきであつて、今となつてはその方法と時期だけが問題であると主張した」と。

私はこの文を読んで驚いた。松岡も私も連絡会議でも、閣議その他の会議でも、一度だつて日米交渉に反対だの、打ち切りだのを主張したことはない。獄中にあつた松岡も近衛のこうした記載を読んだとすれば、恐らくは私同様余りに事実と相違するものに一驚を吃したことであらう。七月十日の会議には、私が先づ口を開いて、日米交渉ハル試案に対する見解を述べた。長文の試案の各項に付いて、一々私の検討の結果（松岡と一所に検討したのだが、この時の

説明を、私だけの意見としたのは、会議参列者―政府側は近衛、平沼、東條、及川、松岡、統率部側は、杉山、永野―に、なるべく自由な討議をして貰い度かつたからであつた。）を詳細説明した。説明は従来の日本の方針とアメリカ試案との相違点を対照しつつ、ハル試案に加うべしと考へた訂正意見を申述べたに過ぎない。唯一つ私はこう云うことを付け加えた。即ちアメリカが日本の大臣中反米態度を取つてゐる者があるが、それが存在する限り交渉がうまく行かぬかも知れぬと云う一項が有るが、これは穩当でないように思うから、アメリカに撤回して貰つたがよろう。幸いこの項は、大統領の「炉辺閑話」として、極めてインフォーマルに、軽い意味で付け加えられている。物事にこだわらぬアメリカのことだから、野村大使あたりから、抗議などと云うことでなしに、穩当を欠くような疑惑を持たれるかもしれないとでも云へば、あゝそうかと直ぐ取消すであらう。（私の予想通りアメリカは、間もなく事もなけに取消した。）ハル試案に対するこちらの対案を出す前に、この方を軽く片付けることが良いではないかと云う趣旨であつた。次いで松岡が発言し、斎藤顧問の意見は大体正しいと思うが、なを遠慮のない御意見が伺い度いと述べた上で、外務省案の審議を求めた。その間松岡は一度も日米交渉反対の意見などは述べていない。若し松岡が交渉に反対であつたならば、ハル試案修正案などを提出する筈はない。修正案の提出は交渉を希望していたからのことである。近衛手記は又、松岡が予め用意した印刷物で、反対意見の要旨を配布したと云つてゐるが、これも事実と相違している。前述の私の意見の開陳が終ると、近衛は私に「お話の要旨を書いたものがありますか」と云うから、「御希望ならばこれから要領書を作つて、今夜にも提出します」と答え、その夜私は総理官邸を訪ねてこの要領書を手交したので、素より予め印刷物なんか準備をしてはなかつた。

こう書いたからとて私は近衛を嘘つきだと云うのではない。彼は立派なお公卿さんで、私も可なり前から接して、その人となりを知つてゐるから、こう云うことをかいたのは、記憶違であるに相違ないと今でも信じてゐる。然し根本は松岡に対する誤解が、こうした記憶違を引起したのではないかと思う。組閣当時あれ程お互に頼りにしていた近

衛松岡の間柄が悪くなつたのには、複雑な事情はあるが、その一つとして見逃すことの出来ないものは、ハル試案に対する松岡の考の決定が、二週間程おくれたことである。試案が野村から近衛にもたらされた頃は、近衛の松岡に対する信頼が甚だしく薄れていたから、近衛は松岡のヨーロッパへ行つた留守中に、片付けようとして、留守居の次官大橋に調印を拒絶されて失敗した。

こう云う事情でハル試案の存在を松岡が知つたのは、モスコウから大連へ着いた頃であるから、帰朝後直ぐに、あの長文の盛り沢山の試案の賛否を云えと云われても、それは不可能であつた。況んや彼には外交轉換の決心が付いてゐたのだから、新外交方針とハル試案との關係をも慎重考案せねばならず、留守中に軍部や文官グループの態度がどうなつてゐるかを、見極めねばならず、一方同盟国たるドイツ、イタリー側の手も打たねばならなかつた。そこで三十八度の熱を出し続けた肺病の攻勢も、彼には大いに利いてゐたのだ。

なほ近衛と東條とは、松岡が日米交渉をドイツ側に漏らしたと云つて大いに怒つたが、これは松岡の外交方針轉換の決意を知らなかつたためである。松岡は三国条約締結国としての日本の義務だけは、免れ角も一応果たして置かねばならぬと考へて、ドイツ側に日米交渉が既に開始されてゐること及びこれに対する日本側の態度を示した。ドイツの反対は素より予期し、ドイツが何と云をうとも、日米交渉を成り立たせようと決心した。現に松岡は、此通告のあとも先きにも、日米交渉に対するドイツの賛否の意見を聞くとしたことはなかつた。そのみならず、ハル試案に対する政府と統率部との連絡會議の決定があると、ドイツとは何等の打合もなしに、アメリカと日本側對案を提出したのであつた。

話は少し横道にそれたが、防共日米協定案とそれに附随した諸取極は、出し抜けにアメリカを提出したとて、先方の疑惑を深めるばかりであると考へた松岡は、その機会を何処に求めるのが一番得策かを考究した。彼が外交政策轉換の腹を極めた当初は、支那事變解決の仲介をアメリカ大統領に頼み、その進行中に、徐々に防共問題と英独戦争中

止勧告とに持つて行こうとし（本節第四項第三参照）駐ソ米大使のスタインハートに呼びかけ、又同人を経由してモスコウから大統領ルーズヴェルトに接觸を試みたりし、又自らアメリカへ渡つての直接交渉を計画したりしたのだが、松岡がヨーロッパの旅から歸つて来て見ると、所謂ハル試案が彼れを待ち受けていた。それに加えて軍部や閣内の反松岡氣運の横溢してゐるのを見ると、最初の計画を棚上げして、ハル試案を足がかりとすることに決意した。然しながらハル試案は、國務長官のハルが此案を野村に提示の際言つてゐる通り、アメリカの友人たる日本人等の作成したものを、そのまゝ日本側に提示するもので、アメリカ案ではないと云う立て前を取つてゐるし、事実上も井川や岩畔が中心となり、近衛、東條の指導の下に作成したところの日本案であるから、これを本當のアメリカ案にしてからねば、本腰を入れる訳にはゆかない、とは云うものの日米交渉の基礎たるに適することは、日米間に商議せねばならぬ殆んど凡ての問題を網羅してゐるし、又松岡の日米防共協定腹案に密接の關係を持つ事項、例えば支那事變の解決、三国条約に対する処置等の諸問題を含んでゐる。そこで松岡は帰朝早々御殿場に引籠ると、私と二人で、せつせと彼の腹案とハル試案とどう連結さすべきかを研究した。

之れと同時に松岡の最も心配したのは、軍部の侵略方針に依つて、如何なる日米の交渉をも無用にするおそれのあることであつた。ハル提案の作成に最も多く口を入れた者は、有名な侵略主義者であること、陸軍の對支、對ソ、對米戦争方針は、既に確定し、滿州事件以来打続く支那に対する軍事行動が、やがては南方軍事資源地帯に延長されるに於ては、百の外交交渉も、千の平和的協定も、何の役にも立たなくなる。ハル試案に盛られた各種の提案は、如何にも平和克復のためであるかに見えても、侵略の根拠となるような解釈の余地はいくらでもある。例えば支那事件処置方針に関する試案第三章は、北支及び滿州に於ける日本の防共駐兵権なるものを認めてゐるが、ソ連の極東赤化運動は、爾後益々盛んになりこそすれ、決して衰微するものではないのは、分かり切つてゐるから、此の防共駐兵権は、ソ連の活動に対する予防的な補充、換言すれば、これを口実として日本が支那の侵略を敢てしないものとは云

えない。満鉄守備隊の駐屯権が日本をして満州事件を起させた一つの大きな動機になった先例は、此懸念を深からしめるものである。これはアメリカも心配していたところで、ハル長官の野村との会談で、この事を言明しているが、日本人でさえそれを疑っていたのだから、ハル長官がこうした考えを持ったのは、少しも無理ではない。

猶ハル試案に対する七月十二日の連絡会議は、陸海軍共同意見なるものが提出されたが、その筋の話し合いでは、ハル提案は主義として受諾するとしながら、日米交渉決裂を我が仏印進駐後まで引延ばすべきであると云う決定をしていることから見ても、又アメリカやイギリスの最も嫌っていた仏印進駐（それは馬來、フィリピンその他の南方侵略に、当然發展すべき運命を持っていたものである）の準備を、着々として進めていた。情報は無論アメリカに這入っていたのだから、（日本の暗号の殆んど全部がアメリカの暗号解読者によつて取られていたことは、終戦後に分かったが、当時でも大体の見当は付いていた）ハル試案に対するデスチュルだけで、アメリカをごまかすことは、思いもよらぬことであつた。松岡がハル試案に対する態度を客易に明らかにしなかつたのは、一つはこうした考慮にも依るものであつた。世間には松岡の此態度を、デラシーに依るものだと思はれたが、それは大きな謬りである。松岡は、外務大臣たる自分には少しも知らせずに軍部が勝手な行動に出ていたことに對し、大に不決に思つたのは事実であるが、そんなことは、支那や満州に永く在勤した経験のある彼に取つては、慣れつこになつてゐる。外交一元化方針保持の堅い決心を持ちつゝ、常に軍部に押され通しで、思はぬ方向に彼の外交を持つて行かれたことは、此時が始めてではない。彼は怒りに負けて國家の大事を忽かせにする程の没義道者でも、思う通りに行かぬからと云つて、現実の事態に背を向ける程の小児病患者でもない。

イ 松岡の對ソ戦主張の内幕

独ソ戦争が起つてから松岡がソ連撃つべしと主張したことは、近衛平沼等を驚かし、軍部の上層部までも、事の意外に一驚を吃したようである。ことに木戸の如きは、之れを無謀とも、猪突的とも考え、國家の由々しい大事だと

し、木戸日記や市ヶ谷裁判の陳述書に特記している。然し松岡の外交転換方針を知る私としては、彼の戦争論を振りまわしていることが、危険でも何でもないと考えざるを得なかつた。何故か。それは次の二つの面から説明されねばならぬ。

第一に、松岡はソ連が出来る限り日本と戦うことを避けるに相違ないと考えていた。ソ連の根本方針が世界凡ての自由主義國の打倒に存したことは、今更説くまでもない。然るにソ連は自ら兵を用いて自由主義國を撃つことが、勝つても敗けても、ソ連の実力を低下し、それが世界赤化の障害となることを知り過ぎる程知つていた。何となればスターリンが嘗て揚言したように、ソ連の軍事力を「世界革命の最大の財産」と考えているからである。そこでソ連は、自由主義國から攻撃されて、せつばつまつてからでなければ、自國の兵力を使うことを極力避け、自由主義國をして相刻し、衝突させるようとして来た。万已むを得ぬ場合に於てでも、衛星國の兵力を使うが、自國の兵力は使まいと心がけた。スターリンが資本主義國相互の衝突を、「間接的革命力」と称するのは、これがためである。従つて日本が鉄砲を打かけぬ限り、ソ連は決して日本を攻めるような馬鹿なことはしない。ソ連は又「時」が彼等に有利に作用するから、戦争を遅延させることを賢明であると考え、資本主義の包蔵する矛盾が、常に自由主義國の政治的危機を増大しているのだから、此の危機を増大するのが、差當りの戦術であるとして、各國共產主義者に対し、或はコミンテルン等を経由し、或は十人委員会から直接指令を下している。従つて日ソが戦うかどうかは、日本が進んでソ連を攻撃するかどうかに依つて極まるのだが、ソ連は如何なる場合に於ても両面戦争を欲しないから（過去に於てソ連は一度も両面戦争をやつていない）ドイツに対する警戒を全然ゆるめぬ限り、ソ連は極力応戦をさけるであらう。然らば日本はどうか。支那事変で手を焼き、A・B・C包圍陣になやまされ通しでは、いかな鼻息の荒い軍部も、冬將軍の援助と、殆んど測り知れぬ舉行を持つ世界の強豪ソ連を向うえまわして、十年二十年の長期戦を敢行しようなどと考える者はないであらう。旁日ソ戦は、客觀情勢に非常な変化でも起らぬ限りは、起らぬと云うのが松岡の見

方であつた。第二に、日本の軍部はソ連の東洋赤化を極力嫌い、それがため、さきにドイツと反共協定を結び、次いで汪政権との間に結んだ基本条約で、反共協力の約束と反共駐兵権とを獲得したのだから、陸軍を説いて反共行動を取らしめることは、さして難事でないと思つた松岡は、その一方法として「ソ連撃つべし」のブラフを思い付いたのだ。第三に、軍部をして反共に全力をそがせ、中国と南方資源地域の占領を思い止まらせるためには、日米反ソ協定の方向え軍部の頭を切りかえさせねばならぬ。これが松岡の対ソ戦争主張の内幕である。而かもそれが軍部の意向に副うものでもあることは、彼が渡欧直前に連絡会議で決定した「対独伊ソ交渉案骨子」に、「独伊特に独はソを牽制し万一ソが日満両国を攻撃する如き場合には独伊はソを攻撃す」とあることから察知せられる。

(二) 第三次近衛内閣から日本は急ビッチに日米戦争へ突進した

松岡の外交転換方針の要旨は略ぼ以上の通りである。それが果してアメリカの同意を得られるものであつたかどうかは、素より予断出来ないけれども、第二次近衛内閣は、松岡をして此ラインに副つた活動を許さず、彼れ及びその親近大臣を閣外にほうり出して終つたのだつた。

松岡の退いた近衛内閣（第三次）は、外交転換どころか軍部の主張に引きづられて、米英との戦争へと、まっしぐらに進んで、今日の事態を引きおこして終つたことは、遺憾の極みである。

松岡の後を継いだ豊田は、軍人出身ではあるが、乱暴な侵略意慾に燃えた男でないことを、私は確言する。彼が外相になつて間もなく私に至急会い度いと云つて来たので、訪ねて見ると、ウォルタートと首班とするドイツ経済使節団との経済協定交渉の日本側の主席全權になつて呉れとの話であつた。元々此交渉は松岡時代から私がやつていたものであるから、既定の方針通りと云う条件で引受けたが、その際豊田は私に「条約のための国家ではなく、国家のための条約だから、三国条約に拘泥すべきでない」と云つていた。それは素より外交転換を意味するものとして、私は心強く感じた。病臥中の松岡に話したところ、彼も亦流石は豊田だと大いに喜んでゐた。然るに事實はどうだつたか

と云うと、一九四一年九月六日御前會議で決定した「帝国国策遂行要領」にある通り、外交転換どころか、まっしぐらに対米英戦争に進んで行つた。然しその頃は、対米戦争準備がまだ出来上つていなかったことなど、有事の日我れに有利な体勢を南方地域に確立しておく必要とから、軍部は時をかせぐ方策を取り、一面対米戦争方針を堅持しながら、対米外交交渉をも同時に進めるべきだとの意見になつて来た。そして此意見に依つて文官グループを押さえ付けて作つたのが、一九四一年九月六日御前會議で決定された「帝国国策遂行要領」である。それには次のことが極めてある。即ち

帝国は現下の急迫せる情勢特に米英蘭等各国の執れる対日攻勢ソ連の情勢及英国国力の弾撥性等に鑑み「情勢の推移に伴う帝国国策要領」中南方に関する施策（註）を左記に依り遂行す

す

一、帝国は自存自衛を全うする為対米（英蘭）戦争を辞せざる決意の下に概ね十月下旬を目途とし戦争準備を完整す

二、帝国は右に並行して米、英に對し外交の手段を尽して帝国の要求貫徹に努む（中略）

三、前号外交交渉に依り十月下旬頃に至るも尙我要求を貫徹し得る目途なき場合に於ては直ちに対米（英、蘭）開戦を決意す対南方以外の施策は既定国策に基き之を行ひ特に米ソの対日連合戦線を結成せしめざるに努む

対米、対ソ、対支、等の戦争遂行の方針は、とつくの昔に参謀本部に依つて決定され、海軍も敢て人後に落ちなかつたのだから、第三次近衛内閣で軍部が戦争方針を強硬に主張したのは、彼等の伝統に忠実な所以であるとしても、文官グループは、何故こんな案（陸軍が原案作つた）に賛成したか。殊に外交責任者が対米外交を戦争のための時をかせぐ道具にすることを承諾したのか。不思議でならぬ。それには色々な言い分は有るであろうが、軍部の強い力に抵抗出来なかつたと云うのが真相に近いものであろう。文官グループの或者は、対米交渉は戦争を適當な時機まで遅らすためのものでは、決してないと云つていたが、その言い分は立たない。前記「帝国国策遂行要領」別紙は「対米

(英)交渉に於て帝国の達成すべき最少限度の要求事項並に之に関連し、帝国の約諾し得る限度」として、次のことを決めているが、それは妥協の望みの極めて少ないものであつた。即ち

「一、米英は帝国の支那事変処理に容喙し又は之を妨害せざること

(イ) 帝国の日支基本条約及日滿支三国共同宣言に準拠し事変を解決せんとする企図を妨害せざること

(ロ) ビルマ公路を閉鎖し且蔣政権に対し軍事的並に経済的援助をなさざること

(中略)

二、米英は極東に於て帝国の国防を脅威するか如き行動に出てざること(中略)

三、米英は帝国の所要物資獲得に協力すること(中略)

第二 帝国の約諾し得る限度

第一に示す帝国の要求が応諾せらるるに於ては

一、帝国は仏印を基地として支那を除くその近接地域に武力進出をなさざること

二、帝国は公正なる極東平和確立後仏領印度支那より撤兵する用意あること

三、帝国は比島の中立を保障する用意あること

(註) (イ) 三国同盟に対する帝国の態度に關し質疑し来る場合は三国条約に關する帝国の義務遂行は何等変更すべきものにあらざる旨確言するものとし(下略)

(ロ) ソ連に対する帝国の態度に關し質疑し来る場合ソ側に於て日ソ中立条約を遵守し且日滿に對し脅威を与うる等同条約の精神に反するが如き行動なき限り我より進んで武力行動に出づることなき旨応酬す

此条件の殆んど全部がアメリカに依つて拒否されることは分かり切つてゐる。これは「アメリカに我要求を無条件に受入れよ」と云うに等しいもので、それが東条内閣となつて太平洋が乱戦の嚮となり、ミゾリー号えの道を歩み続けたのだ。

此等の条件を冷静に考えて見るならば、「アメリカよ、日本の言うことを全部聞き入れよ、日本の侵略の邪魔をするのでないよ」と云うに均しく、全部が全部アメリカに依つて拒否されることは、余りにも分かり切つたことである。第三次近衛内閣が倒れ、東条内閣となつてからは、軍部の眼中には、最早文官グループなく、侵略阻止の努力は、全く影をひそめて終つた。日本軍はシンガポールを追われ、フィリピンから敗退し、沖縄までも失つて、勝敗が全く決しても、猶ほ本土作戦に多分の望みを囑した軍部の頭迷は、唯々あきれるの外はない。無条件降伏えの聖断が無かつたならば、日本は世界地図から抹殺されたに相違ない。